



あごら九州発
332号

「子どもの生存権」について考える

座談会 「子どもの生存権」について考える

— 門田見 昌明先生を囲んで —

あごら九州有志

まされる宝	福田 光子
性に内在する差別と偏見	河野 信子
放射線リスクと、子どもの生存権	末永 節子
詩 決意	和合 亮一
日本の「子ども政策」の遅れ	橋本 宏子
「子ども・子育て新システム」により、保育制度は どうなるか?	吉富 利子
突然の電話から	松岡 節子
子どもの生存権は、守られるのか	名取 保美
児童館づくりの二十年	野林 豊治
『ふくおか 子ども白書 2011』から	福田 光子
知ること、次は動くこと	森崎 民子
ふくしま集団疎開裁判	
原発全基が停止する この春が、「再稼働阻止」のとき	綿津 靖子
読書室 『河北新報のいちばん長い日 — 震災下の地元紙』	三船 照子
『ふるさと石巻の記憶 — 空撮3・11その前・その後』	三船 照子
沖縄から 沖縄差別という「冬の嵐」に抗して	浦島 悦子
新潟から 男女共同参画って、いま、つまり、何?	押見 操子
報告 意思を通すには、お金が要る(1)	押見 操子
『あごら』233号を ふりかえって	柳澤つや子
冤罪・福岡事件 — 再審運動に生涯を捧げた古川夫妻を中心に	小俣 光子

まされる宝

福田 光子

エレン・ケイ『児童の世紀』や、フィリップ・アリエス『子供の誕生』に比肩する日本版の名著をあげることは、むずかしい。

しかし、萬葉の古いにしへから、山上憶良の一首、

銀しろがねも金くがねも玉たまも 何なにせむに まされる宝 子こにしかめやも

三十一文字に凝縮され、人口に膾炙かいしゃして、吾が子を超え、「子は世の宝」として尊重されるべきを誰も否定しなかった。

今、子どもは世の宝としての認識は薄れてしまった。虐待、ネグレクト、親のリストラや離婚の不安にもさらされかねない。さらに地球規模で考えれば、紛争や内戦、難民キャンプの子どもたちは、死と隣り合わせにある。

『子どもの権利条約』の前文でとらえられている子どもの姿に目を注ぎたい。

・差別に苦しみくやし涙を流している子どもがいます。 ・あきらめると大人に言われた子どもがいます。 ・立ち上がろうとして打ちのめされ絶望した子どもたち。 ・戦争で傷ついた子どもたち。 ・学校で押しつぶされそうな子どもたち。 ・ただ何となく生きている子どもたち。 ・さむくてふるえている子どもたち。 ・生まれてから一度もおなががいっぱいになったことがない。 ・親の顔を知らない、売り飛ばされて、こき使われて、そんな子どもたちがいます。 耳を澄ませて、子どもの、声にならない声を、聞き取りたい。そして、あなたたちが何ものにもまされる宝であるということを、言ってあげたい。



332号 「子どもの生存権」について考える

目次

巻頭言 まさされる宝	福田 光子	1
座談会 「子どもの生存権」について考える — 門田見昌明先生を囲んで —	門田見昌明 末永節子 名取保美 野林圭子 野林豊治 河野信子 田中恒子 福田光子 船越仲子 森崎民子 結城徳子	4
性に内在する差別と偏見	河野 信子	41
放射線リスクと、子どもの生存権	末永 節子	48
詩 決意	和合 亮一	60
りんごの使者 〈詩「決意」の掲載に寄せて〉	福田 光子	63
日本の「子ども政策」の遅れ	橋本 宏子	64
「子ども・子育て新システム」により、保育制度はどうなるか？	吉富 利子	69
突然の電話から	松岡 節子	76



子ども生存権は、守られるのか.....	名取 保美	79
児童館じゅくりの二十年 — 取り組みのあらすじ —	野林 豊治	88
『らくおか子ども図書2001』から	福田 光子	96
知ること、次は動くこと.....	森崎 民子	96
集会・催しものから 九州・沖縄・韓国に住む市民でつくる「さよなら原発」一万人集会ほか.....	綿津 靖子	106
ふくしま集団疎開裁判.....	三船 照子	108
原発全基が停止するこの春が、「再稼働阻止」のとき	三船 照子	108
読書室 『河北新報のつちばな長日子 — 震災下の地元紙』	浦島 悦子	112
『ふるかじろ巻の記憶 — 空撮3・11その前・その後』	浦島 悦子	112
沖縄から 沖縄差別とらいつ「冬の嵐」に抗して.....	押見 操子	120
新潟から 男女共同参画つて、いま、つまり、何?.....	押見 操子	120
報告 意思を通すには、お金が要る(1)	柳澤つや子	140
『おひらき』をめぐって.....	柳澤つや子	140
冤罪・福岡事件 — 再審運動に生涯を捧げた古川夫妻を中心に	小俣 光子	144
おひらき.....	小俣 光子	164

座 談 会
「子どもの生存権」について考える
門田見 昌明先生を 囲んで

2011年11月12日

門田見 昌明 (元 西南学院大学教授)

末永 節子 (福岡女性団体交流会)

名取 保美 (こども病院の人工島移転に反対する連絡会)

野林 圭子 (福岡県保育センター)

野林 豊治 (弁護士・福岡市に児童館設置を求める会(通称)代表)

あごら九州メンバー

河野 信子

田中 恒子

福田 光子

船越 仲子

森崎 民子

結城 徳子



中央奥・福田光子さん 右側奥から門田見昌明先生と河野信子さん
左側奥から野林豊治さん、野林圭子さん、末永節子さん、名取保美さん

司会「あいら328号」で、「平和的生存権」について行なった座談会に続いて、今回は、「子どもの生存権」について考えてみたいと、教育学者の門田見昌明先生を囲む座談会を企画しました。

このところ、政治の表舞台に、子どもの問題が据えられることが多くなりました。子ども手当ては政権交代の鍵ともなり、その後も政争の具となつて、その行方は、本来求めていた理念から遠ざかりつつあります。足りない保育所に待機児童の解決も迫られています。家庭内暴力、学校でのいじめ、学級崩壊等々。

政治の場に、子どもの問題が登場することの是非はともかく、社会の急激な格差の拡がりや競争の激化がその背景にあると思われます。

子どもは生まれながらに、格差の中に置かれてしまします。親の資産、職業、親の学歴、家庭環境、都市と地方、子どもは生存の条件を選んで生まれるわけではありませんし、生まれてからも期せずして親のリストラや離婚に遭遇し兼ねません。

さらに加えて、3・11の東日本大震災と福島原発による放射能汚染の二重苦は、子どもの未来、生存そのものに暗い影を投げかけています。経済優先、効率優先の世の中で、子どもたちの問題は激しく揺れ、私たち大人の責任が問われています。

雑誌「あいら」は、フェミニズムの旗を掲げて、一九七〇年代から平等や平和をテーマに、女性の問題を扱ってきましたが、子ども問題についても、「母と子の関係を問う」(21号)とか「子どもがあぶない」(81号)といった特集も組んでおります。

女性問題はジェンダーというキーワードにより、共鳴盤が国際的な拡がりをもって大きな波のうねりになりました。

それに較べて、こどもたちの問題は、あるべき子どもの姿を求めあぐねているかのように思われます。ビルの谷間で遊び場を失った子どもたち。競争原理や大人の利益追求の標的となつて、子どものあるべき発達の領域が侵されています。自然環境や親や

先生、そして、大人社会との関係性の歪みを訂正すべき「キーワード」と、その共鳴装置は？

ありました!!

「子どもの権利条約」という立派なキーワードを、この座談会の柱にしたいと考えたのです。

今日は最初に、研究と実践の両面で長い間取り組んでこられた門田見先生から、基本となる「子どもの権利条約」についてお話をいただきます。

ひき続いて、野林圭子さんから、実践課題として直面している最近の保育所問題を、また、野林豊治さんには福岡市に児童館をと、二〇年もの長期間に亘り請願を続けられている理念とその将来構想を、名取保美さんからは、福岡市立こども病院の移転問題と、子どもの命についてご発言頂きます。

次いで、〈子どもの生存と未来〉を視野に、三〇年間、原発反対を叫び続けておられる末永節子さんに、最後にあごら会員でもある河野信子さんには、〈性に内在する差別と偏見〉について、問題提起をしてい

いただきます。

この座談会を、充実した内容にしたいと思いますので、よろしくご協力ください。

「子どもの権利条約」に向けて

門田見 最初は、一九七九年に、ポーランドの申し入れを国連が受け入れて着手し、十年間かけて、一九八九年十一月二〇日に、「子どもの権利条約」ができあがりしました。日本は一九九四年に批准しています。国連本部の子どもの権利条約委員会に、批准後の経過と努力を報告することになっていて、日本政府が出した第一回報告は、一九九六年の五月でした。

その頃は、教育法学会とか教育学会でも張り切って勉強会や研究会をやりました。その後、二〇〇一年に第二回目の政府報告書を提出し、二〇〇四年の一月、子どもの権利条約委員会からは、日本政府にまた所見が届きます。そのころまでは、まだ批准し

て日が浅く、私たちも勉強会を開いていました。

〈子どもの権利条約フォーラム〉が九州で初めて開かれたのは、福岡県のクローバープラザ（春日市）で、一九九八年十一月でした。参加者は二〇〇〇～三〇〇〇人のほり、子どもたちも一〇〇人ほど集まりました。全国から学者を迎え、熱心な地元の人たちも集まって、十一月十四・十五日の両日、クローバープラザが熱気にあふれたのを覚えています。

分科会も、①子どもの権利条約入門ワークショップ
②CAPプログラム ③不登校と子どもの居場所
④子どもの役に立つ少年法 ⑤まちづくりと子どもの参加 ⑥世界の子ども・日本の子ども
⑦子どもの権利委員会勧告を、どう受けとめるか
⑧「子どもの権利条約」を学校に ⑨「障害」児とともに生きる ⑩女も男も、そしてだれもが主人公
等々、十の分科会に分かれて、熱心な二日間でした。ここで福岡の熱心な仲間と交流できました。

日本政府は、二〇〇九年四月に第三回目の報告書

を出し、国連では、その年の十一月ぐらいから検討を始め、二〇一〇年の一月頃から予備審査、本審査が始まって、三、四、五月に本格的な質疑討論を経て、二〇一〇年の五月頃に国連の本審査が終わっています。

今回、新たに付属の法律が、二つ加わりました。一つは、武器を取って戦う場に、子どもが参加しているかどうかということに関わるもの。もう一つは、子どもに関わるポルノ映像、画像、文章などの扱い方についての関係法で、これに批准しましたので、第一回の最初の審査報告を出しています。

「憲法九条を持つ日本」を誇りにしたい

「武力関係に子どもが参加しているか」というのは、幸いにして日本は憲法第九条がありますし、自衛隊そのものも、本格的に命を捨てて国のために働く、ということとはなくなっています。ましてや子ども

が武器を取って戦場に赴くということは、日本の場合、ありません。

しかし、十八歳未満の自衛隊員もいますので、今後の課題としては、むしろ、日本政府は国際社会に向かつて、「九条のような憲法の条項をつくれ」と迫り、「九条をもっていること」を誇りとして、国際社会に大声で訴えているのではないのでしょうか。

もう一つ。子どもを対象としたポルノの問題は、深刻です。こういう問題も含めて、性同一性障害のことも、数年前から問題になっております。

司会 日本の場合は、どうなのでしょうか。

門田見 日本の場合は、子どもの居場所で働く専門職の養成機関というのもできておりませんし、子どもが困ったとき何処へ駆け込んだらいいのか、というところも知らない大人、知らない親がいます。

結城 「子ども110番の家」は、あちこちにありませんね。機能しているのでしょうか。

福田 「機能している」と言うよりは、存在している

ことが、悪さをする側には抑止力になっていっているのではないのでしょうか。

門田見 権利条約、あるいは条例については、努力義務だけが書かれていて、「そのために専門職を配置せよ」とか、「予算を組んで、このような具体的な活動をせよ」とかについては、日本の報告書に書かれていないので、理念の勉強会も熱心ではないし、行政がそのために予算を組んで、きちっとした手立てを講じていないというのが実情でしょう。

その意味でも、子どもの生きる権利、つまり生存の権利をはじめ、子どもたちの四つの柱、子どもはいきいきと人間らしく発達する権利、生命を維持していくために、成長、発達に応じて保護される権利が保障されなければなりません。

また、子どもの権利条約第12条で、「子どもが子どもなりに意見を表明する権利を保障する条約」ができ、この「子どもの意見表明権」というのは、大変話題になりましたね。子どもが意見をもって、これ

を大人の前で堂々と表現できるということを、国際条約が初めて謳った。ところがその後、一回目の報告、二回目、三回目の報告を見ましても、これを具体化するための、子どもが集まって話し合いをするような居場所にさえも金を出さない自治体が多い。つまり、子どもが集まって意見を述べ合い、討論の仕方を経験で学びながら伝えていくための、具体的な表現の方法、加えて、「その意見表明を真剣に聞くためには、大人は、どうあらなければならないか」といったようなことについても、本格的な活動は、日本では、ほとんど行われていません。

今の、生存の権利、発達の権利、保護の権利、参加の権利が謳われて、『子どもの権利条約ってなあに』という冊子が出ていますが、このての本が、政府の機関から出たことではないですね。みんな、民間の団体が出ていますよ。早稲田の子どもの権利条約研究所の喜多明人さんたちのグループは、『子どもの権利条約ガイドブック』等を出しています。

ここにもつてきている日本教育法学会は、研究会、分科会を必ず設けて、細々と続いております。

森崎 福岡県内の条例は、どうなっていますか。

門田見 私の知る限りでは、福岡県で条例を作ったのが、筑前町と志免町と筑紫野市で、九州では、それ以外の自治体では条例をつくっていません。

「どこが、どんな条例を出しているか」というのが、喜多さんたちの報告書の中に書いてありますが、神奈川県の川崎市が二〇〇〇年十二月、真っ先に、『川崎市子どもの権利に関する条例』をつくっていますね。

二番目が、二〇〇二年の北海道奈井江町です。

三番目が岐阜県の多治見市で、二〇〇三年九月です。ここは、特にオンブズパーソンに力点をおいた「多治見市子どもの権利に関する条例」として定めています。

私は、全国のフォーラムが開かれる時には出かけていきましたが、多治見市の小学校、中学校の先生方

が必ず何人かは研究会に来ておられました。どなたも熱心に参加されていて、「見習わなければ」と感心したことでした。

その後は、東京都目黒区、北海道の芽室町、三重県の名張市、富山県の魚津市、岐阜県の高治見市と岐阜市、東京都豊島区。福岡県では志免町が、二〇〇六年十二月に、九州で初めて作りました。

私は、志免町の制定委員を三年間務めましたので、仲間と一緒に勉強会に出ました。小さな町でしたが、職員が、児童課あるいは子ども課の主任さんや係長さんで、非常に熱心に勉強会に出席してくれました。

私の感想から言うと、市町村の自治体の職員が本格的に勉強会で知識を得て、先進的な自治体と協力して、フォーラム等も市役所の仲間や保育所の先生、小中学校の先生に広げていく役割を担って欲しいですね。見ておきますと、本気で積極的にやっている自治体は、九州では残念ながらもまだ見当たりません。

私が関わった志免町は、公民館一か所を居場所とし

て、町がお金を出し、女性職員がその担当で、頑張っておられます。通常は、役所の子供課の窓口に座って、子どもの相談を受け付ける仕事をしていますが、オンブズパーソンが具体的にどのように動いているのか、まだよく見えません。

徹底していない「子どもの意見表明権」

私の知る限り、「九州で、子どもの権利条約や条例のことを本気で勉強している学者が何人おられるだろうか」と思いますね。

その点、男女共同参画条例に関しては、お母さん方や、〈母と女教師の会〉で活躍されていた女の先生方もいますが、子どもが自分たちの問題を大人に向かって表現したり要求したりする運動が大きくなることを、日本の大人は好まないかのように見えます。国連の人から見ても、そう見えるのでしょね。

「日本の大人は、どうも子どもの意見表明権を生かして、

大人たちの集会の場に子どもの参加を認め、子ども
の意見も耳を傾けて真剣に聞いてみようという風潮
が、日本の社会では非常に薄い」というのが、国連
では基本的な疑問のようです。

第一回目の総括所見から、二回目、三回目までの
翻訳を手に入れて読んでいますが、「日本政府の条約
に対する姿勢が真摯ではない」との評価のように見
受けられます。少しは、やっているとところもあるの
ですが。

司会 では、一応、現状のアウトラインがわかりま
したので、どなたか質問を。

具体的な問題に対する対処は？

門田見 「具体的な問題が起こったときに、私たち
がどう対処したらいいか」「その事について条約や、
条例は、どんな準備をしているのか」ということで、
話をしていただければと思います。

野林豊治 全体的な流れを見ると、二つの大きな潮
流の衝突がみられます。一つは、外に向けては、子
どもの権利条約を受け容れて尊重する態度を示しな
がら、内に向けては、国力発展の要素として、次世
代の人的資源として子どもを見る立場を取ります。

この立場は、子どもたち自身の成長発展を何より
も大切に保障して、努力することに重点を置かず、
それよりも、人口増殖を目ざす子育て支援策に一面
化していく傾向と、ますます受験競争体制を強めて、
従順で、優れた人材づくりに励む傾向とが相俟って、
子どもを苦境に追い詰めていきます。

これが、今の国・政府の態度と見受けられます。

他方、これに対する子どもたちの、成長・発達を
大切にする立場からは、「子どもの権利条約の遵守」
をテコとして、子どもに対する国の施策を充実発展
させていこうとする立場に立ちつつも、「子どもにと
って最善の利益保障」「子どもの意見表明権」とい
った、抽象的、観念的権利主張にとどまっている感

じが拭えません。

日本全国津々浦々まで、「子どもに對する大人たちの意識を變えるために何をなすべきか」をしっかりと腰を落として、子どもの周辺実態を捉えて、国、政府や自治体に改善を迫ることが大切だと考えます。具体的に子どもをとらえる足場が、軸足として大切です。門田見 よくわかりますよ、その疑問は。私たち仲間でも同じです。

国連から言われている一番基本的なものの第一は、国がまず、全国を対象にした「子ども基本法」をつくることです。ところが文科省は、学校教育法があり、教育基本法がある。生涯学習法もあるので、「全部の分野を網羅して法は用意されている」と、答えます。「権利条約を実施する発想での子ども基本法が必要だ」とは考えていないようですね。

教育基本法や、学校教育法、生涯学習法を見ても、子どもの人権とか権利とかいう言葉は、どこにもありません。

条例の制定と同時に、東京の仲間から、子どものチャイルドライン（子どものための命（イノチ）の電話）をつくらないか、と勧められました。それで、「チャイルドライン@福岡」という小さな団体を、現役の先生方と友だち何人かで作りました。

一九九〇年から二〇〇〇年くらいにかけて立ち上げ、細々と続けました。電話を二本引いて、二四時間、「困ったことは専門家が対応します」と、全国に発信してスタートはしましたが、安い料金で部屋を貸してくれる所がなかなかありません。

電話とオンブズパーソンに関しては、兵庫県の川西市は、市の職員がかなり本格的にやっているようです。川崎市、川西市がモデルになるでしょう。

北海道の芽室町や埼玉県、高知県も条例を作った。どのデータはありますが、子どもに役に立つ施設を公の予算で設定したり、公務員の身分の人はいないようです。ほとんどが公民館で、町内会におんぶに抱っこされている現状です。そこに人件費を組む

ことをしません。

ここに先生が書かれているように、子どもの居場所、児童館が欲しいですね。児童館は、たしか児童福祉法で……。

野林豊治 はい。戦後、児童福祉法です。各地に、いろいろありますよ。

「子連れ参加」が遅れている日本

福田 子ども本位のまちづくりとか、子連れでの参加がなかなかできないということですね。スウェーデンという国は、非常に子ども本位で、例えば、通りでも乳母車を引いて安心して通れます。デパートでもそれを基準にしなければならぬ。日本のように「子ども連れはお断り」ということは、絶対ない。法律でいろいろ決められていることの提案をしたのは、アストリッド・リンドグリーンという「長くつ下のピッピ」を書いたあの人が提案して、議会に

もいろんな請願もして、非常に子ども本意に町ができています。

門田見 野林さんのご提案で、私は、「本格的に勉強しなくてはいけない」と思ったのですが、ユニセフの第三代事務局長（一九八〇年～一九九五年）だったジェームス・グラントさんが、一九六〇～七〇年代から、「子どもの生存と発達革命」という、アドボカシー(advocacy＝支援)に、本格的に取り組みました。彼が、ユニセフの職員として、本格的に子どもの権利条例づくりの委員に提案しています。

ポーランドが真つ先にこれを国連に訴えたのも、ドイツから徹底的に痛めつけられた過去の経験からですね。イギリスの女性グループと、コルチャックさんの流れを汲んでいる北欧、ポーランド系の市民の力で、国連が条約を作るエネルギーを随分もらったのです。この人の力で、発達を観察すること、経口補水療法、乳母による育児、予防接種などを普及し、このころから国際的には子どもの死亡率が

劇的に減少してきたことが知られています。

国連の条約、第2条の差別的禁止、第3条の子どもの最善の利益、第6条の生存と発達の権利、第12条の意見表明権、この四つを受けて、日本では「生存権と発達権」「保護を受ける権利と参加する権利」を求めて、早稲田のグループと一緒に、私たちは細々と動いています。

田中 一九九四年に、日本政府は批准をし、その後もう二十年近く経ちます。「国が基本法をつくる必要性をもっていない」と言われましたが、国が批准したら、基本法をつくる必要性があるのではないですか？ 男女共同参画社会基本法はそうですが。

門田見 男女共同参画社会基本法はつくりましたね。だから、それに相当する子ども版をつくる動きは、原案のようなものは日本教育法学会が作り、学会会議に出すまではしましたが、政府も国会議員も、その頃はまだ自民党政権でしたから、見て見ぬふりと言いますか、結局は本格的につくっていなし、今もまだ

作ろうという動きはないようです。自治体任せです。

野林豊治 自治体に任せるのが好きですね。

門田見 自治体に任せられると、子どもの基本法が、児童福祉法とか学校教育法に分かれているために、小さな自治体では不可能です。

国連からの所見では、第三回目の今回も、「こども基本法をつくれ」と言っていますね。

野林豊治 大切ですね。

門田見 子ども基本法を作るとしたら、その土台になっているのが、男性と女性の成人年齢を定めた、婚姻を規定する民法で、男が十八歳で女が十六歳。

「この年齢の違いはなぜなのか」と、第一回目から質問に出るのですが、この「なぜ」という疑問に、正式な答えが政府からも民間からも出ていない。「男と女の婚姻上の規定をわざわざ分けた国」は、国連が見ても、ほとんど例がないそうです。

森崎 ああ、そうなのですね。

門田見 ほとんどの国が、満十八歳で、男も女も大人

です。むしろ、日本だけが、男より女の方が早く成人扱いを受けています。これが一番大きいですね。

なぜ日本は、結婚年齢が男と女で違うのか。そして、結婚の手続をしないまま子どもを産んだ時の子どもの親権は、どちらになるのか、日本は未だに曖昧ですね。

野林豊治 やや崩れかけていますけど。

門田見 その辺から決める必要があると思います。女性の大人の皆さんに一番期待したいのは、「男女共同参画社会基本法ができて、苦労しながらその条例を作った自治体が、子ども条例をつくってくれること」です。

野林豊治 ああ、そうですね。

門田見 その作り方をモデルにして、子ども条例もつくる。最近では「よそがしているからうちも作ろう」と、横並びで男女共同参画条例を作ったところでは、子ども条例などは、見て見ぬふりですね。

河野 なるほど。

門田見 男女共同参画条例を作った熱心な方々に、子どもの問題も、がんばってもらいたい。

野林豊治 そうですね。テーマが見えてきましたね。門田見 子どものことで保育園に行く父親はいますか。ほとんどお母さんでしょう。

河野 最近は少し増えてきましたね。男性がお料理もします。

門田見 私も料理の勉強会に行っています。男がそういうことに関心をもってくると、子どもとの対話の領域も増えますよ。

司会 名取さん、いかがでしょうか。門田見道場で子どもの権利条約を学んで、変わってきたこととか。名取 学び始めたのは娘が中学生の頃ですから、もう十数年前になります。娘の友だちが、先生から「あなた馬鹿みたいなくせに」と言われた、と聞いたこととか、先生の体罰等々、「中学生の一番難しい時期に、こんな対応は間違いだ」と思ったからです。

P T Aで成人教育委員をしていた時に、子どもた

ちや保護者からアンケートをとりました。

「人に言われて傷ついた言葉は何ですか？」という問いに、ある子どもから、「お前みたいな息子はいないから、ここから飛び降りて死ねと言われた」との回答でした。大変驚き、これをPTAに配っていたのか悩んでいましたら、PTAの役員さんが、「こんなこと言うのは誰か分かるわ」と言われたので、これではできないと思ひ、配布しませんでした。

このころ、子どもたちが「死ね」という言葉を、よく使うようになっていました。

保健室の先生に相談したら、「子どもの権利条約のフォーラムが福岡であるので参加しませんか？」と、誘われ、成人教育委員で参加しました。

その時「私たちが学びたかったのはこれだー」と、みんな口々に言いました。その後、〈子どもの権利条約を学び、子どもの人権を守ろう会〉を立ち上げ、学校外で地域のお母さん方十人ほどで、月に一回学習会をしました。保健室の先生がコーディネーター

役で、この時に門田見先生を知りました。

この会は三年ほど続きましたが、「私たちの子どもも、もう中学校卒業したし」と言われて解散しました。しかし私は、「何のために子どもの権利条約を学んだのか」と、保健室の先生と、啞然としました。ある意味、解つてないということですね。

繰り返すようですが、「ここから飛び降りろ」という言葉を聞いたのは一度ではなく、憤慨しました。

ある知的障害者が作業所で働いている頃、朝起きられず仕事に行けなかった時、作業所の方が来て、「仕事に出て来ないなら、ここから飛び降りろ」と言つたそうです。まったく無茶苦茶です。

門田見 野林弁護士さんに質問します。戦後民法ができて、戦前の民法がかなり大幅に改正されたわけですが、民法の中に親が親権者として子どもに体罰を与えることが、緩やかに認められていますね。

野林豊治 認められているかどうか、ストレスの揺れる幅のある問題として、今も尾を引いて残されて

いますね。「親権の由来」と、「何のために親権があるか」という、親権の内容それ自体としても、教育の領域では、「体罰の可否論の根拠」として残っています。

門田見 その流れが、書いてあるのですか？

野林豊治 はい、その流れだと思います。

「親は、子どもを育てるとともに訓育をする。

社会的に、巣立ちの訓育をするから、一切、裁量的に、任せられている」という考えです。

門田見 事あるごとに、学校の先生からも、「親御さんが叩いていいのだから、親の信頼と委託を受けて、教師も、親代わりに叩くことが許されていいはずだ」と……。

野林豊治 おやし家父長権。

門田見 どこだったか、女性の先生が男の子の頭を叩いて死にましたよね。最高裁まで争われましたが。結局、「暴力だ」とは、言わないですね。

河野「一度叩いたら二度叩きたくなる。中毒症状に

なる」と、教師は言うそうです。「それが、怖い」と、言っていました。

野林豊治 興奮してね。

河野 お茶碗だって、一つ投げて割るでしょう。そうしたらもう一つ割りたくなりますね。

だから、「暴力的なことは、ダメだ」と言っておかなくてはならないのです。

門田見 私の親父は、とてもやかましく、ものすごく右翼的でしたが、暴力だけは振るうことがなかったですよ、親父もお袋も。

だから私は、一回も親から叩かれた経験がなく、戦後の学校教育法で体罰禁止というのは、当たり前だと思って受け入れましたが、どうも体罰をする先生たちは「民法に残っている」と言いますね。

野林豊治 それは間違いだと思いますよ。法的な理解、戦後の日本国憲法の理解が間違っています。

門田見 「人間らしく生き生きと生きていくためには、体罰は、親といえども、もうやってはいけない」とい

うことが、なぜ法律の中に明記されないのでしょうか。野林豊治 憲法というのは、幅を前提として成り立っていますから。この幅の右の方は、家長権として可能な限り子どもを育てるために残し、その反対側は、子どもの人格を最大限認めて、そのために支える責務として捉える。その幅には相当な開きがあります。最高裁の判事にも、幅があります。

十分保障されていない「子どもの発達権」

司会 次に「子どもの発達権」ということで、野林圭子さんから、どうぞ。

野林圭子 保育・乳幼児の分野でいいでしょうか。私は保育センターというところに所属して、いろいろと勉強させてもらっています。

〈あこら〉の方に提案ですが、今日は、「子どもの生存権」というテーマですが、生存権の中には発達権も含まれています。狭義に解釈する人もいますの

で、ぜひ、「子どもの生存権と発達権」と題していただきたいと、提案します。

乳幼児期というのは、「生物的ヒトから人間になる時期」だと、私たちは捉えています。

具体的に申しますと、オギャーと生まれて、二足歩行をして、少しずつ言葉を獲得し、二〜三歳頃は、「自分で、自分で」と自分を主張します。また、「どうして、どうして」と周りを困らせる。これが二、三歳の頃です。この二、三歳は、「自分で」という自分を、ようやく認識して〈我〉が出てき、三歳では、「自分が、自分が」が絶対の唯我独尊の時期で、喧嘩も多くなります。

この喧嘩を大切にして、〈我〉を十分に育てるのが大切です。これを十分に保障してやると、自分を認め、人も認めるようになり、人との対話ができるようになります。

次の四歳ぐらいになると、それぞれが遊びの中とか生活の中でルールを見出し始めます。自分たちの

ルールを作り、これを「守ろうや」という関係を作り出します。これが自治なのです。

この自治の芽生えができて集団が自分たちで作れるようになるので、最年長さんといわれる所以です。

乳幼児期は、人間の一生を左右する「基礎づくりの時期」と言われます。

それぞれの時期も、もちろん大切ですが、特に大切な時期だと強調したいのが、乳幼児期で、「この時期の発達を公的に保障することの大切さ」を、私たちは主張しています。

このことを大事にしてきた保育制度を、政府は、「子ども・子育て新システム」で、壊そうしているのです。

このまま進んで壊されたら大変なことになるので、全国の保育関係者、研究者も含めて、朝日と読売に意見広告を出しました。また、国会請願二四〇万筆を提出し、各市町村自治体議会からも多くの意見書が国へ上がっています。

それほど、全国の保育関係者にとっては、絶対に許せない提案が出されているのです。

憲法第25条で保障された福祉施設というのは、主に老人と障害者と子どももの三つで、憲法第25条の第2項を土台にしています。ところが、こういう福祉の公的制度を崩そうと躍起になったのが、もう二〇年も前からの国の方向なのです。

まずは、「一番多い保育を崩せば順々に崩せる」と考えて狙ったのでしようが、保育というのは、子どもに親がついていますね。働く親がついていますので、運動の力で、国は、かなわなかったのです。「これでは、まずい」となり、一番初めに壊したのが高齢者。この制度から崩しました。

これが成功したので、次は障害者に矛先を向けて崩し、市場化しました。次に、三つめの保育制度を崩せば、日本の福祉の公的制度は、みんな崩されてしまい、市場化されるのです。つまり今の政府は、絶対に市場化を目ざしているのですね。その証拠に、

「子ども・子育て新システム」は、厚労省とか文科省ではなく、内閣府の有識者や大臣で構成された「少子化社会対策審議会」で進められ、三つのワーキングチームの諮問機関で話し合われているのが、この「子ども・子育て新システム」なのです。

結城 これまでとは、どう違うのですか。

野林圭子 一言でいうと、保育が福祉からサービスへ変質してしまうのです。現在の保育制度というのは、憲法第25条からきて、児童福祉法第24条で、保護者の労働、疾病などで、保育に欠ける児童は、市町村で保育所において、保育しなければならぬと、市町村の責任が規定されています。公立保育所で賄えなければ、市町村は私立保育所(園)へ保育を委託します。私立保育所(園)は、準公立の立場です。また、「認可外保育所」というのは、それでもなお、保育に欠ける児童がいれば、適切な保護をしなければいけないという児童福祉法第24条の但し書きで、市町村に義務づけています。

現在、保育は、公立・私立保育所(園)、認可外保育所、そして、幼稚園と保育所を一緒にした子ども園、それに幼稚園が入って、この五つで保育が行われています。

現在に逆行するおそれ

結城 現在の保育制度は、どのようになっているのですか？

野林圭子 保育所中心に話をしますと、児童福祉法で謳われているように、市町村は保育に欠ける児童を保育をしなければならぬという義務があり、日本中どこでも最低基準を守らなくてはなりません。最低基準には、子どもと保育者の人数、面積、命の問題の建物の基準、避難訓練などもあります。

東北は、毎月避難訓練をしていたから子どもたちを助けることができ、公的な保育があったからこそ、子どもたちを犠牲にする割合が少なかったと報告さ

れています。そういう最低基準を守るために、国と自治体は、費用をきちんと出さなければならぬのです。

ところが、「最低基準を守れば、企業も参入していい」と四、五年前に改訂されました。しかし、最低基準を守ろうとすれば儲からないので、企業は思うように参入できないのですが、最低基準は地域主権の名の下に、「地域委譲」が国会で、今年（二〇一一年）の四月二八日に、強行採決されました。

門田見 その参入というのは、「自治体との共同経営に参加する」という形ですか。

野林圭子「企業が認可保育所になってもいいし、認可外をつくってもいい」ということになっています。結城「子ども・子育て新システム」では、どう変わるのですか？

野林圭子 市町村は保育義務を後退させ、保護者の労働時間に応じて、保育時間を、四時間とか八時間とか、その認定のみを行います。

また、保護者は保育所を自分で探して、保育所と直接契約することになります。

保育が保護者の自己責任となり、困難を抱える子どもや家庭が、保育から排除されかねません。

また、国と自治体の責任で負担されていた保育所の運営費はなくなり、保護者に出される少額の補助金と保育料のみとなり、運営は厳しくなるので、保育の質は悪化するのでは、と心配です。

さらに、「保護者の収入に応じた現在の保育料」から、「保育サービスに応じた保育料」となり、オプション保育や実費徴収も認められるようになるので、お金がなければ必要な保育が受けられなくなります。このように、「保育を福祉からサービスに変えて市場化する」のが「新システム」です。子どもの生存や発達よりも、経済的な効率を優先させる仕組みになっています。

こういうやり方で大丈夫と言えるのでしょうか？
その上、新システムの財源は、『税と社会保障の

「一体化」の消費税増税が当てられることになっていくのです。消費税増税は、まだ決まってもいないのに、「できる所から実施していく」と、政府は無責任そのものです。

市町村や現場は、大混乱になるでしょう、きっと。

門田見 私たち教育法学会でも、教育法が変わったときも、幼稚園までは取り扱うけど、保育園は厚労省の系列なので、研究会の中でも、話題に出ていません。

野林圭子 話題にならなかったのですか？

門田見 いま話されたことで、幼稚園の先生たちや幼稚園に通わせている保護者たちは、どんな反応を起こしたのでしょうか。知りたいですね。

幼稚園の先生たちは、無関心だったのですか？

西南学院大学も、幼児教育があるので、幼稚園と保育園の両方があります。一番問題なのは、幼稚園と保育園の教師の養成が違います。設置基準は建物や施設ですが、担当者の養成が違いますので、歩み

寄れないのです。

野林圭子「幼保一元化」の問題は、保育関係者の間でも課題になっていました。ところが、今回は、政府は「幼保一体化」を提唱し、拙速に進めています。

門田見 子どもは、そんな難しいことは知りませんよ。「大人だったら、だれでも保育できる」と思っているのでは。

野林豊治「保育者は、子守よりも一寸まし」の程度ぐらいに思っているのでしょうか。

門田見 保育士の資格をとる基準と、幼稚園教諭の資格をとるための基準が、文科省と厚労省に、完全に分かれています。それが困るのですね。大学は、その両方とれるよう、カリキュラムを組んでいます。だから制度の根幹に触れるような議論をしないままきているのです。

生存権と繋がっているのが保育園ですね。幼稚園の方は、金持ちのための、早期教育機関でしたね。

結城 金持ちとは、限りませんよ。

門田見 ああ、歴史的には、「余裕のある家庭の子どもは、義務教育の一年生に上がる前に、早くから教育を受けてもいい」と出来たのが幼稚園。保育園の方は、いわゆる産業革命で、労働者が男だけでは足りなくなり、女の労働者も出てきた。子どもも生まれる。で、工場や会社の中で一時的に預かる託児所が出来た。託児施設が充実・発展したのが保育園。頭の中で、「託児所の延長」みたいに考えている人が多いみたいですね。

野林圭子 特に政治家は、そう考えている人が多いように思えますね。

なぜ壊す 今の保育制度

船越 今の保育制度を壊す理由は、何なのでしょう
か。

野林圭子 国が財政責任を放棄するために、「保育制度を崩す理由」が要るのです。「生活を支えたり、

自分のキャリアをしっかり活かしたい」という働く女性が増えてきたので、入所希望も増えたのです。

それで今の保育所状況では入所しきれず、都市圏には待機児童が溢れています。福岡市などは、毎年七百人を下らない状況です。そのために、待機児童をどうにかしなくてはならない、ということが一つ。

加えて、同じ子どもなのに、文科省と厚労省と、管轄が違うではないか。これを一元化、そして「すべての子どもの育ちを公平にしなければならぬ」というのが、国の言い分なのです。

私たちとしては、「すべての子ども……」は、大賛成です。予算を増やして、育ちを保障すればいいのです。制度を壊す理由にはなりません。きちんと論議をした上での幼保一元化は賛成ですが、拙速に、違う方向に一元化を押しつけるから、反対しているのです。

それで、待機児童を解消する一つとして、「定員割れしている幼稚園と、待機児童が多い保育所とを一緒にしたら、ちょうどプラス・マイナス・ゼロに

なる」という机上の空論で、幼稚園と保育園の一体化を考えたのではないでしょうか。

民主党が、従来の市場化の方向に新しく付け足しました。

自治体の保育責任を外し、保育所と保護者の直接契約にすると、自治体の責任はなくなり、自治体は待機児に責任をもたなくてもいいことになります。

「保護者が自己責任で、どうにかしなさい」という仕組みになるので、保育所に入れない「保育難民？」の子どもが出かねません。

待機児の解消は、予算を増やして保育所を増やせば済むことで、保育制度を壊す理由にはなりませんし、「新システム」によって待機児の問題が解消する見込みも考えられません。「保育を市場化し、基準を緩和して安上がりの保育を増やしたい」のが本音ではないでしょうか。

野林豊治 規制緩和ですね。

船越 規制緩和の「子ども・子育て新システム」に

なると、保育所や子どもはどうなるのですか？

野林圭子 論議もあまりなく、地域主権改革一括法として、今年の四月に成立した中に、保育所の最低基準も入っています。地域の時代だから「保育所の最低基準は、地域に任せますよ」と、地域事情に任せてしまいました。今から、県・政令都市・中核都市で条例を作成して、施行することとなり、基準を、良くも悪くも作れるわけです。最低基準は自治体の責任となり、国は、お金を出す必要がなくなります。したがって、今までは、全国どこでも同じ基準でしたが、地域格差が生じます。

また、これまでは園に支給されていた国と自治体からの運営費がなくなり、代わりに保護者に一定額の補助金を出す形になりますが、その補助金は、保護者に代わり保育所が受け取り、保育料と合わせて「これで保育所の運営をしなさい」ということです。

そうなると保育所は、預ける人を選ばなければ運営が成り立たず、保育料を滞納するような家庭の

児童や、障害児のように手にかかる子は、ご遠慮願いたいとなりますから、本当に貧しい家庭の子たちや、費用のかかる障害のある子どもたちは放り出されません。

国は、「そういうことはさせない」と言っています。が、実態は懸念せざるを得ません。園長に言わせれば、心配な家庭からの申し込みには、「条件が整っていないので、お宅のお子さんは面倒みられません」と、断ることが可能だそうです。現在は、保育料が払えない家庭の子どもでも、保育義務があるので、保育されます。しかし、新システムでは、払えなくなったら、園は切らざるを得なくなるでしょう。

そうになると、家に鍵をかけて、子どもを置いて、仕事に出る保護者が増え、子どもの生存権さえも守られない、容易ならざる事態も発生し、危惧の一言では済まされません。

福岡県のT地域は、そういう家庭が多く、子育て新システムのことを知ったその保育者たちは、う

ちの保育園には誰も子どもたちは来られなくなると、総立ちになりました。それで、二万筆を超える反対署名を集めました。今でも貧しい家庭が多い地域の子は、ごはんも食べてこない。だからおにぎりを食べさせてから保育を始める、という大変な状況になっていきます。

子どもたちの生存権はもちろん、発達権とはほど遠い実状も知ってほしいです。

手を引く自治体、参入する企業

森崎 保育士さんは、大変なお仕事ですね。

野林圭子 本当にそうですよ。自治体は、保育責任から手を引く代わりに、保護者の勤務時間に合わせて、「あなたは四時間のコース、六時間のコース、八時間のコースですね」と認定をします。そうすると、残業の時などは延長保育となり、認定時間外の保育料を自己負担することになります。

今までは、家庭の経済能力に応じていた保育料が、「一時間いくら」と決まり、「保育料が受益者負担になるので、とても高い保育料になる」と、親たちは本心に心配しています。

また、子どもの保育時間がバラバラになると、集団ができず、共に育ちあう大切な時期に、「育ち合い」が難しくなりかねません。

職員は、今以上に非常勤ばかりになって、先生たちの会議もできず、保護者も、保育者も、子どもたちも孤立させられて、本来の保育とは、ほど遠い託児になってしまいます。

門田見 四時間、六時間、八時間というのは、すでに決められているのですか？ 国も認めているのですか？

野林圭子 はい、それが新システムです。

河野 それは、保育料が違うのですか？ 夜間保育はどうなりますか？

野林圭子 一時間いくらですから、四時間の人は

四時間分払えばいいのです。夜間保育では、時間単価が高くなると思います。それで、園長も反対、保護者も当然反対、保育士も反対。総立ちして関係者全員が猛反対しているのです。

門田見 公立にも私立にも、両方に適用されますか？
野林圭子 そうです。自治体の責任がなくなるから、公立は存在しなくなります。

一同 いやあ、びっくりしますね。

野林圭子 驚くでしょう。それが〈子育て新システム〉の実態です。

門田見 これでは、託児所が荷物預かり所と一緒にすね。

野林圭子 そうです。

門田見 荷物預かり所は、時間によって料金が違うことはないけど。

野林圭子 おかしいでしょう。園長さんたちの集会が東京で開かれ、今とはとにかく、綱の引つ張り合いです。政府は絶対に譲ろうとはしません。この十二

月にその法案を出す予定で、二〇一三年の四月には施行していく予定ですから、強硬姿勢です。

福田 まる投げですね、民間に。

野林圭子 目下、一人でも多くの方にお知らせして署名を集めています。

この法案が成立したら、生存権・発達権とかでなく、真に命が危ない。今でも正規の職員が少ないので、保育所で、死亡事故さえ起きています。

また、企業が参入した保育所では、「儲からないので明後日からやめます」と、あっさり撤退しています。

政府は市場化したいのだけれど、企業の目的は、利益の追求ですから、福祉には馴染まないのですよ。

幼稚園も、時間外の子を預かっています。

門田見 親権者として保護者が期待していても、保育という点からみたら、市場化は大問題ですね。

野林豊治 大きくいうと、税と社会保障の一体改革の前触れで、既に実現に入っていますよ。

門田見 誰が言ったのですか？

野林圭子 民主党が本気で考えていることです。

門田見 本気でやろうとしているの？

高齢者と障害者にも、似たようなことが進められつつあるのですか？

野林圭子 もうすでに、起こっています。

門田見 憲法や児童福祉法が変わらないのに、事実だけが先に進んでいるのですか？

野林豊治 空洞化ですね。

野林圭子 障害者も、これでは生きていけないので、頑張っていますよ。

河野 病院も、入院したら三か月で追い出されるでしょう。

野林豊治 残念なことに、みんなに知ってもらう機会が少ないでしょう。マスコミも、たまには報道するけど、なかなか報道しません。

福田 幼稚園に通う期間は二年ですよ。親たちは、「何とかいい制度をつくらう」としても、自分の子が

卒園してしまうと、関心が薄れて、他人事になって

しまう弱みもありますね。

競争原理に立たない幼児教育を

野林豊治 子どもにとって必要なのは、知的発達ばかりに重点を置かず、交わりとか体力、こういうものの発達と統合した発達が、大事ですね。

しかし、選別競争に向けて、やっぱり遅れまいとの競争教育が、低年齢まで降りてきていますからね。名取 国連の〈子どもの権利委員会〉では、一九九八年六月に、日本政府の報告書の審査に当たって、その最終所見を出しています。「日本の過度に競争的な教育制度によるストレスで、子どもの発達に生ずる歪みを懸念する」というものでした。

具体的ならわれとして、「日本の子どもは、他の国に較べて自律神経系の発達が遅れている」という調査結果が出ているのですが、政府がそれに対して適切に対応していない、と言われています。

福田 政府は、「財政赤字が世界のベスト5にあげられている以上、社会保障を今までどおりには、やれませんか」と、削るという方向に、一直線に進もうとしていますからね。

野林圭子 でも、国の保育予算は、わずか〇・三%です。世界の主要国で保育所にお金をかけていないのは、韓国に次いで二番目です。

船越 韓国も、そうなのですか？

野林圭子 韓国も、予算は低いですよ。直接契約の保育の市場化は、「保育の質の低下を招く」と、国際機関から調査報告が出されていますが、それにもかかわらず、政府は、やめようとしません。

野林豊治 日本もあがきすぎて、ちょっと異常になっっていますね。

門田見 言われている貧困は、これですね。

野林豊治 正体は、ですね。

門田見 考え方がまことに古い。人権意識のレベルの低さですね。

名取 待機児童が多く、親たちにすれば、「保育の質よりも、預けることが出来さえすればいい。」

それほど深刻です。

野林豊治 本当は、「子どものための子ども省」というのをつくれればいい。

福田 スウェーデンにありますね。

門田見 〈統一的な政府機関としての子ども省〉をつくるべきだ、ということですか？

末永 ただつくるだけでは、ですね。

日本の今までの政治家が考えてきたことは、家庭で女性が担わされてきたアンペイドワークというか、賃金も貰わないでやってきた、そういう仕事については、対価がうんと安くて、すごく水準が低いのですよ。

野林豊治 そうですね。

末永 「女性の仕事は、地位の低い仕事だ」と思っているのですよ。実際はそうではなくて、お年よりの世話にしても、子どもを育てあげることにしても、本当に専門的な知識のいる大事なことなのですよ。

そういう仕事を、家庭から出て、外でする場合に、

「家庭でお金を払わなかったのだから、安くていい」という考え方で、一番先にそこを削ろうとするのですね。そういう考えだから、社会保障を削っても、大丈夫というのが、男たちの中にあると思います。

門田見 政策の貧困と見ていいでしょう。

野林豊治 ああ、そうですね、おそらく。

今のご発言は、社会的な価値観、「主婦の無償労働は当然だ」という、社会的な面をもっているわけですね。

末永 そうです。保育でも、引き下げられてしまう。でも、絶対要るのです、保育所は。

「格差の中に生まれ、育つ」ことこそ、問題

福田 子どもは、「生まれたときから格差の中に生まれてくる」のです。保護者の経済状況とか教育水準、家庭環境、全部、違うわけです。その格差の中に、

子どもは生まれてくるのです。選べないままに。

子どもの発達の日目を、しっかりと支える、社会保障こそが、生存権そのものだと思います。

船越 その意味で、「子ども手当」の理念は、大切ですね。

福田 「子ども手当」というのは、そこですよね、理念としては。社会が目を注ぎ、その中で子どもは育つ。自民党の代議士などは、「子どもは保護者が育てるべきで、社会が育てるなど、とんでもない」と言っていましたよ。

野林豊治 それでいながら、少子化対策では、オタオタしています。「次の世代を担う宝だ」という発想にならんといかん。

門田見 ものすごく重大ですね。この話をまともにやるところは、未だないですね、今の日本には……。学会でもやっていませんし。

野林豊治 もっと意見を聞わせる場がほしいですね。民主主義の空洞化を、非常に促進させていると思

ます。

司会 こういう「あごら」のようなミニコミといいますが、存在が、貴重なジャーナリズムになつてくるのです。

「世間に知らせる」という意味で、投書する方法もありますね。森崎さんは投書されますね。

森崎 どうしても訴えたい時には、投書します。

野林圭子 よろしくお願いします。

野林豊治 あなた、他人にお願いするの？

一同 みんなで書かなきゃ。

「こども病院 人工島移転問題」

司会 「子どもは、すべて健康」とは、限りません。

今、名取さんが運動している、こども病院人工島移転問題について、ひと言お話しください。

名取 今日は、問題点の一つだけをお話しします。PFI方式のことです。

福岡こども病院は、二〇一〇年四月から地方独立行政法人になり、福岡市立病院機構に替わりました。二〇〇九年の十二月に病院整備事業のPFIの入札の公募をしました。応募してきたのは、一業者のグループだけでした。福岡市公募の参加資格では、三〇〇床以上の実績があることと、「応募者がないか、一業者のみの時は、手続きを中断すること」になつていたのにもかかわらず、二〇一〇年の五月に、その規定を変えて、実績は、二〇〇床以下でいいことに緩和したために、一業者グループでも、入札できるとなりました。

そのために、二〇〇九年に応募した業者グループが、二〇一一年の公募で入札し、落札しました。

こうしたやり方は、建設会社や、企業の利益を生み出すためだけの手段であり、この一つをとつても、「売れない人工島のためと、企業のための便宜だ」と言わざるを得ず、子どもの命のことを本当に考えているとは思えません。

野林豊治 端的に言いますとね、現地建て替え費用を一・五倍に水増しして、議会に騙し討ちをかけたのです。前市長が。今、裁判中です。

「一・五倍は嘘だった」と分かつて、今の福岡市議会は、力関係で、百条委員会をつくつて調査したいとか、し直さなければいけないとか、市民に申し訳ないとかいうことはなくて、一旦、良しとしたことには、もう触れるな、ということ。裁判で、どういふ結果になるのか、わかりませんが……。

福田 それにもまして、あの場所、人工島では地震、津波が、一番、心配の種です。

野林豊治 宮城県のコども病院長が、「人工島には病院を造るな」と、明言しましたね。

福田 中央防災計画ですら、「病院は海岸には造るな」と忠告していますよ。「子どもの生存権なんて、まったく眼中にない」としか思われません。

野林豊治 利権政治ですよ。わかりやすく言えば。

幼稚園と小学校で分断している

司会 それでは、今日の、大事なテーマの一つを、児童館問題に長い間取り組んでこられた野林さんから、問題提起をして頂きましょう。

野林豊治 保育園育ちの子どもたちは、幼少期の発達を大事に、体と仲間づくりを土台に、のびのびと育てられました。しかし、小学校に上がると、「お行儀が悪くて、教室で静かにできない」と、評判が悪いです。

自由に活発に遊び、伸ばした、保育園の趣旨と、学校教育とは合致しないのですね。小さい時からお行儀よく卒にはめられて育った保育園児の方が褒められて、私の考えどおりにいかなくて、つらい思いもしました。

仲間と遊びながら、体も心も、のびのびと育った子どもたちが小学校に上がり、次は知的発達を中心に、仲間と一緒に伸びていく。

その繋ぎが、フランスなどでは、小学校一年生くらいは、幼稚園と同じようにゆつくりやって、二年生くらいから、ぼちぼち、という話も、本では読めますが、日本の場合は、小学校一年に入った途端に、ブツツと切れて、全く別世界に入るのですよ。

この辺が、せっかく発達保障のためにした保育園の努力が生きてこないのですね。大きな目で見れば生きているのでしょうか。

保育者や先生、幼少期の専門家との交流の場で、「子育ては、待ちながら成長を見守らなければならない」と追求したこともあります。私は素人ですけど、知的発達保障の基礎となる幼少期の発達は、その後と、どのように繋がっていくのか、こういう事をあれこれ一生懸命考えてきたことでした。

二つ目ですが、公民館と児童館とは、もともと、違います。公民館は、社会教育のために、戦後、スタートしました。

日本国憲法の話も、裁判官などが公民館に出かけ

て話したのです。新憲法のもとで、「民主的に、大人が社会的に勉強し合いながら、いい地域社会を作っていく」と、アメリカのお勧めで、つくられたものでした。

福岡市の公民館は、従来からあったものも活用したために、その分布率は高く、全国でも有数だったのです。

それゆえに、良い意味で、市民の教育に使われた時期もあるのですが、市政担当者の中には、「アメリカナイズされてしまうから、日本古来の伝統を何とか守りたい」という思惑があつて、また、自分らの政治基盤にするためも手伝つて、地域のボス的な人を、公民館長に配置したのです。

選挙の時に基盤になるように、政治的なシステムの配置も十分に考慮されて運用されたという歴史を、福岡は、もっているようです。

客観的に公民館の配置として見ると、日本で有数なものには相違ありませんが。

少なすぎる児童館

船越 公民館はそれほど多いのに、児童館は幾つあるのですか？

野林豊治 「児童館は今泉に一館あるだけで、外にはない」という状態で、今日まできているわけです。それが他の自治体では、「震災孤児たちがウロウロするのを何とかしなくてはならない」との健全育成の立場から児童館がつくられた、というのがスタートのようです。「児童福祉法に鑑みて」ですね。

その後、都市化の中で子どもたちの遊び場だった裏路地がなくなり、交通事故も増えて危なくなつたために、その解決策として、「児童福祉法の児童館を、一般の市民のためにも充実させる必要がある」という、美濃部都政時のブレインのアドバイスで始まりました。「そうだ、そうだ」との賛成の声も運動としてあり、児童館が全国に広まっていったのです。

佐賀から来た人が福岡でビックリするのは、「福岡

市には児童館が一つしかない」ということでした。

「どうして一つなの？」と尋ねられるのですが、私たちは慣れっこになっていて、政令指定都市の福岡に、児童館がたった一つしかないのを、不自然とは思わずらなかつたのですね。「一つなのはおかしい」と、他から指摘されて、初めて、「やはり、これは異常なのだ」と気づいた次第です。

原発事故が起こって、やっとその危険性に気づくように、子どもたちの問題が多発するたびに、「大変だ」と、声を上げなければならぬのでした。

しかし、福岡市に「児童館をつくれ」と要求しても、公民館と児童館を対比させるようなかたちで捉えて、つまり「公民館があるから、そこで児童も賄え」と言わんばかりです。予算や金惜しみの見地から、「あるものを大切に活用しさえすればいい、お金をわざわざ出す訳にはいかん」という発想で、これまで対応しているのです。

それでいながら、少子化問題が国の政策にあがっ

てくると、子育て支援のためもありますが、その流れに乘ります。

子どもの発達、伸びていくために必要な時間、空間を、自治体や地域の中に求めるといふ、これこそ子どもにとって最善の利益であり、子どもの生存権、発達保障権は、憲法第25条や第13条の個人の尊厳を含めて国や地方自治体にあるのに、表向きに言葉や建前は立派ですが、中身はすり替えられています。

福岡市は、「子ども未来局」というのを作りましたね。職員も増やしましたね。「さあ乗り出さず」と掛け声ですが、何をやっているのでしょうかね。

福田 本当に、何をしているのでしょうかね。子ども未来局は。

野林豊治 わからない、という状態ですね。まあ、しっかりと見張りましょう。

市職労で肝が据わった人は、職員と市民のためにまじめに、いい社会教育の努力をする、鍛えられた人が多いのですが、「市民と密着したらいかん」と、

行政側は、なぜか喜ばないのですね。

こちらが反乱軍のように見えるのですよ。それで職員を本庁に引き揚げてしまいました。

福田 今では「社会教育」という言葉自体も廃れてしまつて、生涯学習とか生涯教育になつていきますね。野林豊治 生涯学習というのは、学びの形態をいうのであつて、社会教育が消える必然性は、何もないんですよ。子ども未来局の実質は学校開放とか、子育て支援政策を担当しています。

福田 学童保育というのがありますね、学校が終わつてから保護者が帰宅するまでの時間、子どもたちが過ごすニコニコ学級。

野林豊治 そちらの方が、福岡は活発です。わかりやすく言うと、共働き家庭からの要求は熱心でしたが、中間層の子どもに関する要求運動が弱かつたということですよ。学童保育の要求と、子ども劇場の運動とか教育を考える会とかに挟まつて、児童館の要求は、エア・ポケットになつた形ですね。「どちら

が良い悪い」では、ないでしょうけど。

おろそかになつている子どもの遊び

門田見 子ども劇場は、絡んでいますか。

野林豊治 いいえ。担い手は、だぶつては、いますけれど。

河野 子ども劇場は、青木妙伊子さんが立ち上げましたね。

福田 これは、福岡発ですか？

野林豊治 はい。子ども劇場の運動は、もう四〇年くらいの歴史がありますね。

子ども劇場は、「生の文化をこどもに味わわせる」ということで大切だったので、創設当時と今では、やや変わっているようです。

福田 子どもの遊びというのは、子どもの豊かさに深く関わります。

野林豊治 「遊びは大切だ」と、早くから言われています。

人間理解を歴史的に見て、「人間は、いかにして育つのか」「良い判断とか良い行動は、どうして生まれるのか」は、教育の基本テーマだと思えます。

それを追求し、変化する中で、未だに停まることなく進化しています。

文明社会の中で、人間が捉えられ、「一人前の人間とは、どういう人間なのか」という人間像、市民像の追及の過程で、「子どもの世界は、大人の準備段階ではなく、子ども独自の世界だ」と、ルソーは指摘しています。

遊びが「なぜ子どもの発達にどんなに必要か」という課題から、戦後、さくらんぼ保育園というのがあります。そこでは、遊びを中心にした幼児教育運動を追求する中で、遊びが、子どもにとってなぜ必要なのか、「社会性が発達するから大事」だとか「知的発達の土台を作るからいい」とか、仮説的にいろいろ言われて来ました。しかし、子どもたちが素直にあれほど輝いた顔で自由に遊ぶのは、体の

動きを身につけ、言葉を身につけ、仲間との交わりを身につけて、やがては働き掛けることを覚えて、小学校に上がる前に土台を築くという点については、まだ統一的な論説は立てられていません。

河野 いやあ、それは、ほとんどの動物に、遊びが必要ですよ。遊んでいますよ、ネコだって。

野林豊治 そうでしょう。「大きく分けて、知、情、意と、人間の調和のとれた発達が創造性を生み、自主的な主体性を培っていく」と、言われ始めています。人間は複雑だから、因数分解のようにはいきません。

だから、経験的に、子どもが遊んでいるとき目が輝くのはどうしてか。

遊んでいる姿を見る、写真に撮って見る、ビデオに撮って見る、そうして、もう一度見直すことです。

「子どもは遊ぶものだ。放つとけば遊ぶよ」といった一般論からではなく、「もう一遍、ありのままのこどもの姿を、大人が見直す必要がある」というのが、私が感じているところです。

河野 東北からこちらに避難してきた人を、子どもたちは、「放射能がうつる」と言つて、ものすごくいじめるのだそうです。そういう悪いところばかり目について、困ります。

野林豊治 福島のこと、もう一例あげると、テレビで放映しましたが、保育園の子どもたちを六か月くらい追跡調査した結果、被曝前と後では、体重の伸び率が落ちていそうです。つまり体重に現れた伸び率は、放射線のリスクで、外遊びしなくなり、運動量が減つたために、体重の伸び方が減つている。異常といえるほど減つていそうです。

そうすると、「心の成長も、同じように、影響を受けているはずだ」と言えるでしょう。

元気がなく、やる気もなかった中学生たちを森林の中で生活させたら、活発な主体性が出て、やる気が出たのです。

子どもたちに活力を与えたのは、お説教でも何でもなく、交わりながら一緒に遊ぶことだったのです。

河野 上の子が、下の子どもたちと遊んでくれないのでしょうか？

野林豊治 「異年齢集団」というのが、昔はあったのですが、今は、それが崩れています。

門田見 今は、テレビゲームですからね。

野林豊治 遊びの空間だけでなく、社会的な仕組みも、バラバラになっているからです。

競争社会に順応する者と、はずれ者と。健全に育つために、家庭を、巣として見直す。地域を、巣として見直す。

それから、自治体全体、自分たちの生活を主体にして、企業の儲けを稼ぐ場所のみではなく、それと両立させて生活のできる巣として、もう一回捉え直してみる必要があるのではないかな、と思います。司会 皆さんの小さい頃は、どんな遊びをしていましたか？

河野 「お籠もり」というのがありましたよ。

何人かで、どこかの家でごはんを炊いたりして、

自分たちで食べる。男の子もいました。そのほかに陣取り遊びだとか。

司会 陣取り遊びは、やっていましたね。

森崎さんの時代は、どうですか？

森崎 鬼ごっこや縄跳びはしていました。私は、

終戦の年(昭和二十年)生まれで、同級生が他の学年より少ないのですね、全国的に。

福田 メンコや、パッチン。パッチンは、女の子もしていました。

門田見 パッチンを女の子がするのを見たことないな。ビー球も男の子だな。

船越 ケンパーとか陣取りとか。

福田 陣取りね。

門田見 そこをもらっていいの？

船越 はい。輪を描いて。一所懸命になるのは、相手の陣地を、自分のものにできるからです。

門田見 後でそういうのが分かって、朝鮮では禁止になりました。「ちゃんと数で分け合って返しなさい」と。

福田 やはり、「陣取り」というのは、戦争の領土拡張の子ども版。

門田見 領土拡張の遊びですね。

福田 私たちは、町を舞台にして陣取りをしています。男の子が。

野林豊治 陣取りの、どでかいのを、いつだったか、テレビで見たことがあります。

私たちの陣取りは、手でこうやって……。

福田 そんなものじゃないです。向こうの、大きな屋敷の門と、こっちの門とで陣取りをしていました。結城さんは、東京でしょう。終戦直後に、あの辺は、どうでしたか？

結城 焼け野原だから、遊ぶものはいくらでもありました。莫蔭ゴヤを並べておままごととか。私たちのような小学生と中学生とが、一緒になって遊んでいました。

司会 それでは、もう一度、児童館に、話を戻しましょう。

門田見 そうですね。福岡市のように、児童館設置の請願運動が続いているというのは、珍しいですね。

野林豊治 私たちは、この請願運動の輪を広げるのが下手ですが、「ここでやめたらおしまいだ」と、頑張ってます。「教育をわからなくしているものは何だろう」と、これと一緒に追いかけているのです。

スタートは、学習指導要領を先生たちと学びながらでした。「あるべき論」ではなくて、「何を大切にしたいのか、私たちの教育には」という点でした。司会 野林先生がお考えの児童館は？

野林豊治 「どでかいのを作れ」と言っているのはありません。外で遊んでいて、疲れたら中で遊び、気が向いたらまた外に遊びに出るといった、遊びの場が、ほしいのです。もちろん、遊具は必要です。

保護者たちが懇談する部屋とか、子ども用の調理室とか。自由使いのホールと、小部屋に分かれる。

そこには専門職員がいて、陰ながら目配りができる児童館。

運営は、「子どもも含めて協議できるもの」にして、高校生まで「手を伸ばせば、楽器演奏も可能であるような」児童館です。

福田 今の「与えられた遊び」というのは、型にはめられたものでしか、やってないですね。アイディアを出し合って、児童館が実現出来たら、素晴らしいですね。

野林豊治 春日市(福岡県)の児童館では、子どもたちは遊んでいますよ。子どもたちは、遊びの天才ですから。

門田見 人間は可能性をもっていますから。

今は、ちょうど大きな変わり目みたいな気がするのですね。何か新しいものが生まれてくる可能性が、少しあるかな。

野林豊治 そうしないと、子どもがつぶれて、もう、もたないですよ。青年期を迎えても、巣立つことができなくて、いつまでもママ、ママ、と後追いするような、巣立ち損ねた子どもが増えてきています。

福田 話は少し違いますが、夫はシベリア抑留から生きて帰れたのですが、その生死を分けたのは、母親から教えてもらった五目並べだったそうです。

皆、もう思い詰めてしまつて、「何がこの先あるだろうか」と、絶望的な気持ちの中で労役させられていたわけでしょう。

ある日、伐採から帰つて来る時に、白樺の木を持つてきて、それを丸く削つて、一方は燻して黒にして、ベニア板拾つてきて、碁盤にして、五目並べを始めたら、皆が寄つてきて、やがてトーナメントになつたそうです。

そういう風なことが遊びですね。「極限の中で生きるために遊びが命を助けた」と言っていましたね。野林豊治 原始の活力が、あるのでしょうかね。

福田 シベリア抑留者のスケッチ展覧会を観に行きました。復員してからイメージで描かれたもののようにでしたが、絵心のある人は、極限の情況に置かれても、遊びを知っているかないかで、生死を分け

ることがあるような気がしましたね。

野林豊治 もっとと極端なことを言うと、ガス室に送られたユダヤ人の子どもは、最後の最後まで、木片で遊んでいたのですね。本当に、もう。

元来、人間は、命を保つために遊ぶのですよ。

門田見 今日のようなお話は、良い遊びですね。非常に楽しい。

司会 長時間にわたり、ありがとうございました。

この座談会は、まだこの後、延々と続きましたが、一応ここで打ち切つて、「性に内在する差別と偏見」を河野信子さんに、「放射線リスクと、子どもの生存権」については末永節子さんにご発言頂きましたので、別立ての原稿に組ませて頂きます。

* 発言内容については、発言者の意を尊重して、採録のまま掲載いたしております。

性に内在する差別と偏見

河野 信子

河野 「女でも男でもない」という。

門田見 「性同一性障害」というのですか？

河野 それは一部ですね。脳の中の男性女性を決定する時期と、本当の性ができる時期とが、六週間近くずれるためです。それによって性同一性障害が出るのです。これだけではなく、XY女性とかXO女性とか、ターナー女性など、一〇〇人に一人くらいの割合で生まれます。

私が講演のとき話すと、泣きながらやってくる人がいますよ。一〇〇人に一人となると、福岡市には、一万人はいることになりますね。「友だちのことで相談がありました」と話し出します。遺伝子は、安定していません。一つの細胞の中に、だいたい4万から3万くらいの遺伝子があります。XOというのは、〈ターナー女性〉というのですが、2倍体でないと2つに割れないでしょう。XOというのは1ですから割れません。XY Yというのもあります、これは凶暴だとか何とか言われますが、これも3ですので、半分には割れないですね。

そして第23染色体、第22染色体までは、常染色体です。第23染色体が、実にいろいろあつて、普通は女性がXXで、男性がXYだと言われています。それがそうならない人がけっこういます。「子どもが生まれえないから」と相談に来て、医者が診たらXY女性だった。本人には

絶対言わない。かわいそうだから、医者としては言えないのだそうです。

それが発覚するのがオリンピックの時です。女子選手として競技に出場したら、「染色体がXYだから失格だ」と言われ、撥ねられるのですよ。それで大喧嘩して、結局、女性として通った人もいますね。オリンピックの時に発覚する人が、少なくとも二、〇〇〇人に一人います。それ自身、安定していませんね、遺伝子というものは。一つの細胞核の中の話ですから。細胞核の中の構造が、第23染色体まであります。10mくらいのはじめが、一つの細胞の中に畳まれているんですね。常染色体というのは22番までです。その22番まででも、いろいろ起こります。

今、かなり研究が進んでいます。外見ですぐわかるのが、「両性具有でしよう。両性具有とというのは、隠しようがありません。これは、昔から言われているように、見た目で分かります。性同一性障害も、今ではかなり公になつてきています。ほかには、いわゆる「男性でもなく女性でもない性」ですが、すべてを認めないことには、差別はますますひどくなるでしょう。

ターナー女性というのは、放っておくと、身長は1m40cm以上には、伸びないそうです。新潟大学の例ですが、染色体を調べてもらったターナーの方の手記によると、早期に手を打ち、1m55cmになられています。1m55cmあれば、文句いう女性はいないですね。

「ターナー女性は文科系に多く、理科系には向かない」と言われていますが、その人はターナー女性であつて、理科系の大学を出て、検査技師をしていましたから、必ずしも、決まりはなく、違いはいくらでもあると言うことでしょう。それなのに、あまりに差別がひどいですね。

一人は亡くなられていますよ。むりやり女性にしようとして。漫画家だったのですが、ホルモン注射が仇になったのでしよう。成長ホルモン剤だけならまだしもだけど、性ホルモンとか黄体ホルモンとかあるでしょう。それを打ち続けて、肝臓をやられてしまっています。

途中でむりやり女性になるよりは、ちゃんと生きたいと注射を止めたら、「気づくのが遅れて、亡くなりました」と、お身内から手紙がきました。

黄体ホルモンは、副作用が激しいですからね。

「世の中には男と女ばかりいる」と思っているから、そんなことをするわけですね。

成長ホルモン注射を打つても一年間に4cmしか背丈が伸びなくなったら、やめたほうがいいと言われています。

門田見 日本以外の国も対象にしているのですか？ 日本だけですか？

河野 いえいえ、アメリカなどはもっと多いです。世界中に、もちろんいます。

門田見 徴兵制度をやめたのとは、ほとんど関係ないわけですか？

河野 関係ないです。両性具有というのはわかります。両性具有は差別されて、「病草紙」というのがあったでしょう。昔できたのがありましたね。草紙の中には、両性具有を馬鹿にしてる絵があります。この福岡の図書館にもありますけど。

門田見 いろいろのデータの中で、民族別とか地域別といったような差と、関係がありますか。

河野 それには、関係ありません。

森崎 身長は、そんなに高くはないのですか？

河野 クラインフェルター男性は、同士の組織ができません。背が高くてハンサム。XXYと
いうのは、見かけは男性ですけど、引っ込み思案です。

〈ターナー女性の会〉というの、熊本にもあります。

〈医者とターナー女性の会〉というのがあつて、日本にも何箇所かできています。そういう
ことなので、普通でないものを全部差別するとか、多数派は少数派を差別する傾向があるの
でしょうか。

門田見 染色体異常が分かるのは、何歳ぐらいですか。

河野 「産まれたときに、すぐに染色体調べさせて下さい」と、新潟大学では言っているそ
うです。

門田見 産まれたときの段階で調べれば、すぐにわかるのですか。

河野 そうです。親は真つ青になるそうですよ。結局、四歳までが勝負だそうです。

門田見 見た目では分ならず、調べてはじめて違うことが分かるわけですか？

それは、薬品とか関係あるのだろうか。遺伝子関係？

河野 薬品は、関係ないそうです。

野林豊治 突然変異？

河野 起こり得ることが当たり前なのです。花だって、種子がないのがいっぱいあります。

名取 困りますよね、男か女かという記入欄にマルをつけさせるのは。

河野 それがおかしいのです。

名取 どっちだって、いいじゃないですか。

福田 河野さんは、それを、子どもの生存権として、どう考えますか？

河野 これは、「個性の違い」と考えるべきです。ただし、子どもができないのは、しかたがありません。だけど、子どもが生まれない夫婦だって、いくらでも、いるじゃないですか。

十組の夫婦に一組は、不妊です。

野林豊治 「型にはまらないと人間じゃない」というのは、おかしい。

福田 私たちは、無神経に、「男と女」と言っています。「男と女」と、「それ以外の存在」を、認めなければなりませんね。

野林豊治 それを聞いて私の考えているところは、男と女、どこが違うの？ 死ぬまでわからんでしょうよね。

どうもね、子どもを産むために備わっているものと、それ以外は、あんまり変わらん。

河野 学校でも、無神経な先生は、「生理の始まった人は、手を挙げて」とか言っても、悪いとは思ってないですね。この問題に早く気づいた学校では、男女別々の競技はやらずに、皆、いっしょに混ぜてやる、という学校もあるようです。

野林豊治 男と女の差を意識しすぎたら、おかしいですね。

河野 おかしいです。

福田 名取さんのスペイン暮らしの経験から聞いた話ですが、性というものから全く解放され

た付き合い方が、楽だったと。

名取 友だちがホモだったから、その友だちも、みんなホモということでは……。

河野 ホモの人たちの中に、そういう人たち、けっこういるそうですね。アメリカなんか、届け出を「男性と女性を替えてもいい」という、そういう地方があるそうですね。で結局、アメリカのカリフォルニア州では、同性間で婚姻届ができるようになった。気持ちが悪いか言うのは、失礼ですよ。

名取 その人たちは結婚にもこだわりませんし、何にもこだわらない風でしたが、やっぱりキリスト教のせいでしょうか、何か後ろめたさがあるように、私は彼らから感じました。

河野 気持ちが悪いか、猛烈に反対する人、いますね。

福田 昔は、100%とは、いかないけれど、90%くらいは結婚するのが当たり前で、一人前でないと、そういう傷つく差別用語を、平気で使っていたかもしれない。今日、河野さんのお話を伺って、やはり、性という問題に対し、内在する問題というものを、常に考えていなければいけない、という気がします。

野林豊治 考え直さなければいけない。本来の平等の、憲法なんかで言われる「両性の本質的平等」というのが、わけのわからないまま、おそらく今のままいくと、インドやら中国やら韓国含めて、女性の地位が、男性と平等になるのは、日本が一番遅いのじゃ、ないでしょうか。河野 憲法第24条ですけど、男女間の結婚なんて、他の性を無視しています。

ヨーロッパでも十七世紀までは、ずいぶん差別をしていました。「死刑にするぞ」とかね。

男の服を着ているとか、そんなことで差別して……。

ジャンヌ・ダルクも、火あぶりにされた最大の罪は、「男の服を着ていたこと」だったのです。門田見 身分階級制度と関係があるのでしょいか。日本でいうと、士農工商制度。特権階級は侍だったでしょう。ヨーロッパでは、騎士。民法の相続制度なんかでね、長子相続制度なんかつくったのは、よその国でも当たり前だったのかな。

河野 不思議と、この問題について、学校などでは女の先生が熱心で、男性がそれほど熱心ではないように見受けれます。

野林豊治 安泰地帯にいる感覚は、知らない間に私も。……今、気づきました。男性のほうが優れているとは限りませんね。

河野 脳は、全然関係ないです。被験者というのには、怪我をして脳をやられた人しか検査できないわけです。実際に、どちらの脳で音を聞いているかいうと、協力者なのに、まともに答える人がいなくて、どうにもならないそうです。右の耳で聞いたのか、左の耳で聞いたのか、もう、バラバラだそうです。

野林豊治 いろんな運動に取り組んでいるのは、女性のほうが熱心ですよ。男性は、会社での序列があつてね。言っても、それが有効に対応されないと知っているので動かないのでしょうか。ただ女性のほうが生活を守る責任があるものだから、いろんな反応と配慮があるように思います。

(あこら会員)

放射線リスクと、子どもの生存権

末永 節子

末永 私は、「人間と原発は相容れないもの、共存できない」と信じて、三十数年、この運動をやってまいりました。福島で、東京電力の大変な原発事故が起こり、子どもたちに本当に申しわけなく、すまないと思います。私たちの運動が足りないばかりに、こんなに恐ろしい原発が、今、日本に54基もある状況なのです。

日本は、広島も、長崎も、ビキニも、体験したにもかかわらず、日本で原発事故が起きるのを止めることができなかった。福島原発事故は、最初は、事故のレベルは4だと言いましたが、すぐにレベル7にあげました。これ以上がないのが7です。チェルノブイリが7で、それとほぼ同じ。もしかしたら「この先、もっとチェルノブイリ以上のことが起こるかもしれない」と言われるほどの大事故で、まだ終息しておりません。政府は、「あと一か月くらいで冷温停止して、第一次の一番危ないところは脱出した」と宣言したいようですが、冷温停止というのは、冷静に考えている学者からは、まったくの嘘の話で、原子炉の中は燃料棒の上に水が入っていて、その水を沸騰させて、その蒸気を使って電気を起こしているのですから、沸騰しない一〇〇度までになったところを、「冷温停止」と呼んでいるのです。ただ、それは「燃料棒がちゃんと入って、水もちゃんと上まであり、その水をコントロールできる状態での冷温停止」ということなのです。

で、今、何が起こっているかといえ、水がなくなり、燃料棒がドロドロに溶けてしまつて、压力容器の底に溜まっているので、三つの原子炉と一つの使用済み核燃料保管庫、それが今、火を噴いている状況ですけれど、そのうちの二つくらいは、たぶん、もう原子炉から燃料が抜けているだろうと言われています。压力容器の底に溶けて下に落ちたのが、メルトダウン。それがさらに容器から飛び出しちゃったのがメルトスルー。で、この先、どんな事故が起こるかということは、まだ世界中の事故でも前例がないので、何が起こるかわかりません。

そこを、東電はコントロールできていないのかというと、本当は、できていない。「冷温停止で、もう大丈夫」と、政府と東電は説明しますが、実態はコントロールできていないのでは、と考えられています。

だから、この間、「キセノンというのが外に飛んだ」とか、「プルトニウム自体が宮城県の向こうまで飛んでいたことがわかった」ので、もしかしたら、まだ臨界に達する危険性もあります。臨界という状態は、原子炉の中で核燃料が次から次へと核連鎖を起こし続ける。それが臨界で、その臨界が、一気に強く起これば、原爆となるのです。うまくコントロールできて、少しずつ起こしているのが原発です。コントロールができれば臨界になり、止められないような大きな臨界が、もつと激しく起こることも当然ありうるわけで、「冷温停止で危険性がなくなる」というのは、「明らかに間違いである」というのが、今の良心的な学者の考えです。

東電は、「自然臨界を少しずつ起こしているものです」と、勝手な言いわけをしています。臨界をコントロールできないということは、「原爆になってしまうかもしれない」ということです。

福島の状態が、どの程度の規模かは、今は調べようがないのです。中に入ることもできないし、カメラを入れることもできない。温度を測る機能がまだ少し残っているのです、「この辺で何度」「この辺で何度」と、温度を測ることで、原子炉の中を辛うじて窺^{うかが}える。その温度計も、もしかしたら壊れているかもしれないと、言われています。

温度計が何度というのは、電気信号でコントロールセンターに届きますが、その電気系統も壊れたという説もあります。そうになると、100という温度表示が、本当に100のまま届いているのかもわからない、ということですよ。

アメリカでスリーマイル島事故があり、その後には、チェルノブイリの大きな原発事故がありました。その全体像がわかったのは、いずれも、十年以上過ぎてからでした。ですから、今のところ、「臨界は終わったのか、大丈夫なのか」というのは、誰にも言えません。「何とか水を入れるとか、ホウ酸を入れるとか、手を尽くして原発をおとなしくさせている」というのが、正直な現状で、この先コントロールでき続けるかどうか、予断を許しません。

チェルノブイリやスリーマイルと違うのは、福島には10基も原発があるということですよ。10基の原発本体のほかに、使用済み核燃料保管庫というのを10基ともに備えていて、全部、核燃料が入っています。使用済み核燃料——それが火を噴かなくなるまでに、少なくとも三十年くらいかかるそうです。

取り出した核燃料は、人の手をかけて冷凍冷蔵庫に長期間ずっと入れ、冷やし続けて、臨界に戻らないようにしながら、少しずつ発火前の状態に戻していく。それだけ経ったら移動できる

かもしれない。

以前は、イギリスとかフランスに運んで、そこで、再処理をしてもらっていましたが、もう断られましたので、今は、国外へ持ち出すことはいっさいできません。青森の六ヶ所村に再処理施設をつくっていますが、まだ一度も、きちんと稼働したことはありません。稼働しようとしたら、三時間で大量の放射能漏れを起こして止まったとか、絶対流さないと言っていた水が、地下に流れたとかのトラブルを起こし、ずっと止まったままです。だから六ヶ所村のプールも満杯で引き取ってはもらえず、各原発は、庭に大きなプールを作り、そこに仮置きしています。そこにも入りきれなくなり、リラッキング（詰め込み直し）をしたところですよ。

リラッキングするにしろ、もう一つプールを作るにしろ、置いておける限界が、すでに来ています。つまり、持ち出す先がない、危ないものを抱えているのです。

門田見 世界中、みんなですか？

末永 世界中、似たようなものです。しかし、日本みたいに狭い国土では、持って行き場もないので、日本は、大変深刻です。

たとえばフィンランドでは、岩塩を掘った大きな強固な地面があり、そこに再処理したものを保管しています。アメリカは国土も広いので、砂漠のそういった場所に置くことを考えています。「原発はトイレのないマンション」と言われる所以です。

この先、プルトニウムだけ考えても、放射能をだす力が半分になる半減期は二四、〇〇〇年もかかります。十万年は冷凍冷蔵庫に入れ、百万年は誰も近寄らないように、皆で管理しなく

てはなりません。それだけのために、フィンランドでは巨大な地下倉庫をつくり、そこでたくさんの方が働いているのです。「十万年、百万年続く」というのですから、正常に動いたとしても、ここ何十年か燃やして使った電気代償は、百万年後の子どもたちにまでお世話をかけることになります。「冷凍冷蔵庫がちゃんと動いて、警備できて、子どもたちが近づかない」という前提でのことです。

そういう恐ろしく危険な物を、私たちは54基も持ち、今回の福島原発では、事故が終息するのかしないのかさえ、いまだに分からない状態です。

三月十四日に、東京電力が、菅首相に「まだ大きな事故が起るかもしれない。もう止められないので、全員退避でいいですか」と聞くと、「逃げられたら大変だ」と、菅首相がヘリコプターで福島に飛び、みんなを抑えたと言いますが、そういう事態がなくなるわけではありません。その時に「残れ」とは言えません。残れと言ったら人権問題です。それに退避したら、福島原発1号機から10号機まで、それぞれ、人が必死でやっていて、止まっているわけですから一機、火を噴いて総員退避になったら、全部アウトです。事故をこの範囲で収めることは、とてもできません。その意味で、福島の事故は、チェルノブイリやスリーマイルより深刻なのです。原子炉って、つぎつぎに大きいのを建てます、「次回は、もう建設できないかもしれない」と欲張って、たくさん出力できるのを建てるので、一基に、広島に落ちた原爆の一、〇〇〇個分以上の死の灰が入っています、全部に。今では130万キロワットという巨大な原発になっています。ドカーンとなった時の事故は、本当に大きいものになってしまっています。

政府はパニックを恐れて、起こっていることを必死で隠そうとします。マスクも政府の言うとおりに、残念だけど、パニックを抑えるため情報をコントロールしました。それでも新聞各紙は、全面原発事故の報道をしまし、テレビも、一日中、原発を放送しましたが、中身は、うんとコントロールして書いていたので、本当は今すぐ逃げなくては危険な人にも、「逃げなさい」という情報は届かなかった。それは、人道に反することで、特に子どもや、これから生まれてくる子どもには酷いことで、とりあえず、5キロ圏内と言い、10キロ、20キロ、50キロと、逃げる範囲をズルズルと広げたのですよ。その人たちがすぐに逃げれば、高濃度の放射能に冒されずにすんだのに、逃げるタイミングがとでも遅れたのです。そして未だに「放射能値がこれくらいなら大丈夫」という宣伝を一所懸命しています。あのチェルノブイリだって、人が住んでいないような所に逃げる機会を逸したまま、日本ではいっぱい住んでいます。

初めの頃飛んでくるヨウ素ガスは、甲状腺に溜まり、がんを引き起こすのですが、その予防のためにヨウ素剤を飲ませると、先に甲状腺がヨウ素だらけになって放射性のヨウ素が飛んできて、受け付けなくなるのです。だから「原発事故が起こったら必ずヨウ素剤を飲ませる」というのは、世界の常識です。EPZとかいう8キロとか10キロの範囲の自治体は、今すぐにも飲ませられるよう用意しておかなければなりません。

その他のところで、原子力安全協定を結んでいるようなところは、ヨウ素剤をもっている自治体が多いのですが、そういう情報が届かない。「すぐ飲ませなさい」「危険ですよ」と言われなかつたので、飲ませずに、放射性ヨウ素が溜まった子どもが、たくさん出たのです。

更に犯罪的なのは、どれくらいの放射能がどっちへ向かって飛んでいったかも、政府は知っていました。アメリカ政府は軍事目的のためにも情報を集めて知っていて、事故発生翌日の、十二日から政府に情報を届けているのですね。だから、日本の情報とアメリカの情報を重ねてみれば、比較的正確な情報がわかっているのに、その公表を阻止しています。公表させなかったのです。それはスピーディというシステムで、公表されるべきものですが、全然スピーディではなく、世界から「どうしたのですか?」「どうしてスピーディが出ないのですか?」と言われ、いよいよになって、ちよつとずつ小出しにして。まあこのごろになって毎日出るようになります。そのように情報統制をしたのです。しかも、気象学会は、「そういう情報を流さないように気をつけましょう」と、学会長通達を出していたのです。

原子力関係の学者の中には、「あの時はごめんさい。私は間違っていました」と言われる方も、今は少し増えています。テレビに出て、「安全だ、安全だ」と言い続けて、国民が何を信じていいのかわからない状態をつくってしまったのも事実です。この前、産経新聞が調べたら、国民の80数%が「政府の原子力に関する情報を信じない」と答え、「自治体の情報を信じますか」と聞くと、16%の人が「信じません」と答えています。この落差というのは、「政府が国民の方を向いていなかった」と、国民が知ってしまったということです。

今は、除染、除染と、一所懸命言います。「ある程度の線量よりも低いところは大丈夫だ」というラインを政府が敷きました。だけど、そのラインは恐ろしく高いものです。ウクライナとかベラルーシの基準の10倍くらい高い基準値です。「ここは学校へ行っていないよ」とか、「除

染しなくていいよ」という数値は、国際的に見たら、ものすごく高い数値ですので、本当は、その間にも住み続けたために放射能に汚染された子どもたちが、大勢いるということですよ。

食べ物についても、「内部被曝」「外部被曝」と、二つあります。「外部被曝」は、事故の時に
出たガスや、雨に含まれた放射線が、身体に直接当たった被曝です。放射線が、直接、肌とか髪
に当たる。「外部被曝」は、そういう意味では一回ですね。そのほかに、「内部被曝」があります。
水とか、土壌から吸い上げた放射能が入っている食べ物、魚とか、吸っている空気とか、そう
いうものの中に含まれている放射性物質が、身体の中に吸収されて、好きな場所——ヨウ素は
甲状腺に、ストロンチウムは骨に、セシウムは筋肉に、プルトニウムは肺や子宮に、と居続け
て、ずっと放射線を出し続けるのです。放射線は遠ければ力が弱まりますが、ひとの身体の中
に入り、そこから出す放射線は、直に全部が当たりますので、内部被曝は、分量が少なくても、
ものすごく恐ろしいものです。しかも、子どもは成長過程で何でも取り込み、細胞分裂もどん
どん繰り返しますから、そういう子どもの頃に受けた内部被曝の恐ろしさは、20倍とも40倍と
も、学者によっては違いますけど、恐ろしいものです。外部被曝もあり、内部被曝もあるので、
ちゃんと逃げなければいけません。国民を守る立場の政府は、当然そのことを一番大事に考え
てやらなければいけないことです。しかし、未だに十分ではなく、誤魔化しに満ちています。
内部被曝が大問題なので、「食物の放射線量の制限をしろ」というわけですが、チェルノブ
イリでの規制値の20倍くらいもある高い放射線量を「大丈夫だ」と言っています。「食べたら
危ないのでは」と心配するのが本当ですね。「風評被害」と、間違った言葉で呼ばれていますが、

あれは「風評」ではなく、歴とした「被害」です。政府を信じられないせいで、作られた作物が、本当は「食べていい水準」かもしれないのに、どれもこれも「危ない」と恐れられ、その結果、産業とか農業とかも大被害を蒙り、国民は不安な生活を強いられます。

放射線量の制限基準値が恐ろしく高いという問題があります。その上、除染をして、「除染できた所には帰宅していい」と、政府はさかんに言いますが、「除染」というのは、放射性物質の放射能がなくなるわけではありません。プルトニウムだったら、二四、〇〇〇年、ヨウ素でも八日間とか、とにかく半減期を迎えるまでは、半分にならないくらいの力があり、放射性物質はずっとそこに残っています。「除染する」というのは、「A地点からB地点に移した」ということと、「原子炉の周りの高放射能水に対して、濃い部分と薄い部分に分けた」と言うことはできません。それで総量が減ったわけではありません。放射能の恐ろしさが消えたわけではないのです。しかも「安全だ、安全だ」と言って、除染するのを「地域でやってほしい」と言いますが、例えば福島の方がたは、特別なそういう教育を受けたわけでもなく、「どんなに恐ろしいか」をきちんと聞かされたわけでもなく、マスクも手袋もしないで地面を掘って、除染作業をしています。「自分の子どもたちを守るために」と言われ、断れなくて、皆さんやっているのだと思いますが、チェルノブイリでは、福島よりも低い放射能値のところでも除染作業した人たちが、大勢がんで亡くなっています。「チェルノブイリの祈り」という二三年前に出た本が、最近再版されましたが、ものすごい汚染です。ロシア政府の発表では、死者は五人ですが、実際はたくさんの方が病気になる、生活を壊されて亡くなっているのです。だから、明らかに危ない仕事をさ

せられている「福島で除染作業をしている人たち」は、きちんと断る権利がなければいけないと思います。あれほどに、「危なくない、大丈夫、大丈夫だ」と、政府がマスコミを通じて言いますので、信用して間違ってしまうのですね。除染すれば故郷に帰って来られると思ってしまう。森林は、二〇年の間に除染しましょう、田んぼや畑は十年の間に除染しましょうと、とりあえず直ぐ除染するのは、学校の庭と学校に通う道だけのことですよね。それだつて膨大な分量ですから人手もお金も要ります。そういうものをそこに住んでいる住民の負担でやろうとする。しかも、除染して持つてきた危ない土とか水とかを、置くところも決めずに始めています。

私は、置く場所は最終的には東京電力や日本中の電力会社の敷地に、濃い放射能は全部預かってもらいたいと考えています。すでに原発がある土地なので。原発を廃炉にしても、その先ずつとそこに人を配置し、お金をかけて管理していくわけで、廃炉にすべき所に持つて行き、責任をもつてやつてもらおう。できるかどうかではなくて、それしか方法はないわけですよ。東芝がモンゴルに必死で交渉して、持つていく計画をしている。いわば札束で頬を引っぱたく話ですが、貧しくて広い国は、「危険だ」と分かつていても受け入れる可能性があるかもしれない。

「除染」という名のまやかしは、絶対に止めさせなければと思います。学校の校庭だけを除染しても何にもなりません。ここにいる子どもたちは何としても避難させなければならぬ。高確率でわかっている危ない場所は、丁寧に調べ、残念だけど封鎖する。人が戻つてきて住むことはできないと思います。移転保障も必要でしょう。これは、削る水準の下げすぎはいけな

いけれど、水準に達したところは、住むことも、畑を作ったりも、できるかもしれません。

しかし、高放射能域を抱えてしまった日本として、生きていかなければなりません。もし福島全県の人たちが逃げてくるとしたら、私たち残りの都道府県で引き受ける覚悟で、これから暮らしていかなければなりません。経済的負担も、同じでしょう。だから、正しい情報を出させ、正しい判断をさせることは必須です。福島から逃げてくるかどうかは、個々人の判断ですが。逃げられずに、被災地で大変な暮らしを強いられる方の生活保障と費用負担は当然税金で賄うべきと考えます。東京電力は持ち物の全てをはき出して、残念だけど従業員年金も社会保障のギリギリまで詰めて、大事故を起こしてしまつたお詫びに、零細企業として生きていく。

野林豊治 水俣のチツソもそうだよ。あれは、形だけ。

末永 はい、水俣のチツソもお詫び企業として生きるべきなのに、分社しました。

門田見 侘びて済むならいいけど、侘びてもしょうがない感じですね。

野林豊治 いま、稼働開始してね、新規までは認めていないけど。稼働開始を、泊から玄海を目指して年内確保で突破しようというのが政府の方針です。

門田見 どこか、外国では、止めていませんか？

末永 チェルノブイリ以降、ヨーロッパの国々は、今日止めなくても、止めるためのコースを決めて、その努力をしました。それで、いろんな自然エネルギーの開発を進めています。

門田見 自然エネルギーを考えるしか、道はないのではないの。

河野 日本は、禁止したでしょう。自然エネルギーを研究することを。原発をつくるために。

野林豊治 禁止したというよりも、圧力をかけたのですよ。冷や飯食わせて追い払う。

末永 まったくお金を出しません。それこそ、研究費すらないのです。

門田見 後始末のことを、大きな声で言うしかありませんね。

末永 原発ほど、高くつくものは、ありません。

野林豊治 後始末について、海の深い底に埋めるか、政府は決めきっていない。

今度、玄海原発の差し止め訴訟の弁護団に入りました。皆さん本気で参加して、「子や孫のために止めよう」と。「政府は止めないよ」と。「儲かるところまで行くよ」と。

この責任をはつきりさせて、世界中の原発をなくすための一環として、三〇年も運動している末永さんと一緒に、やっていきましょう。

末永 賢い会社は、自家発電するのです。九電から買うより、よっぽど安い。太陽光で賄えている会社は、九州で一社、九重にあるそうです。一部だけ賄っているのは、別府の杉乃井ホテル、地熱発電です。賢い会社は自家発電して、コジェネシステムにするのです。お湯も全部使い、発電も本当は二回できるので、一回まわして、残ったお湯でタービンを回しています。

野林豊治 研究者の報告を聞いてみたら、「地熱と太陽光と風力とで、大分は、地産地消を定番にして、自分らでエネルギーを作り、自分らで賄いたい」という政策を掲げていますね。何と福岡は、後進ですよ。

末永 電気って、運ぶのにも電気をくいますから、地産地消が、一番効率がいいのです。

(福岡女性団体交流会)



決意

福島に風は吹く

福島に星は瞬く

福島に木は芽吹く

福島に花は咲く

福島に生きる

福島を生きる

福島を愛する

福島をあきらめない

福島を信ずる

福島を歩く

福島の名を呼ぶ



和合亮一



福島を誇りに思う

福島を子どもたちにもたちに手渡す

福島を抱きしめる

福島と共に涙を流す

福島に泣く

福島が泣く

福島と泣く

福島で泣く

福島は私です

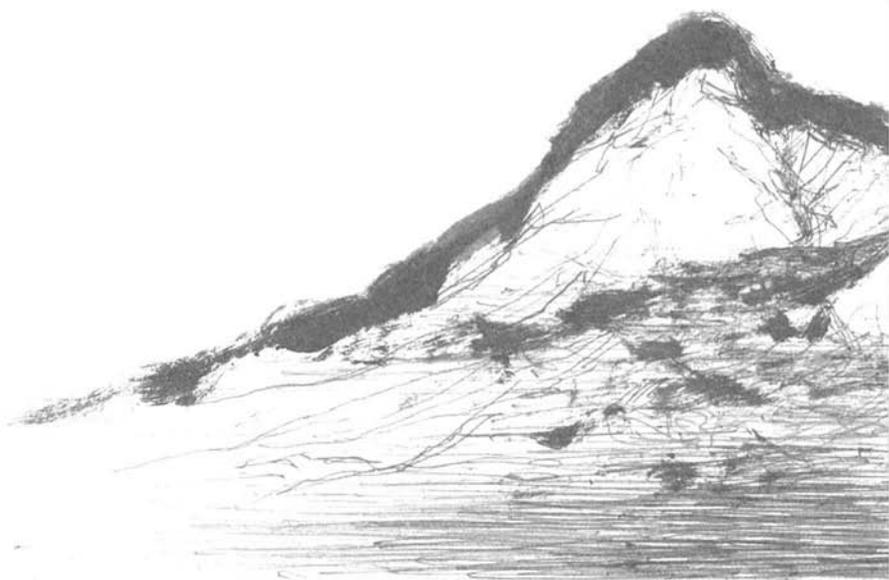
福島は故郷です

福島は人生です

福島はあなたです

福島は父と母です

福島は子どもたちです





福島は青空です

福島は雲です

福島を守る

福島を取り戻す

福島を手の中に

福島を生きる

福島に生きる

福島を生きる

福島で生きる

福島を生きる

福島で生きる

福島を生きる

(わごう・りょういち

一九六八年福島生まれ。福島市在住。

詩人。高校の国語教師。)

りんごの使者

福田 光子

詩「決意」の掲載に寄せて

子どもの生存権をテーマに、本号の編集に取りかかっていたとき、福島に住む友人から送られてきたりんごが届いた。箱をあけた瞬間、甘い香りとともに一枚の美しいリーフレット。

和合亮一さんの詩「決意」が現れた。りんごは、編集真最中の「あごろ332号」に掲載させていただいたための使者だった、と思うほど。この詩に心打たれ、ツテを求めて、漸く和合亮一さんのご承諾をいただくことができた。しかも、掲載に、感謝の言葉さえも添えられて。

私どもは「あごろ」の読者と共に、この感激を分かち合いたい。因みに、個人的なことを書くことをお許しいただきたい。

りんごの使者を送ってくれた福島友人は、私の幼な友だちで、今は、東と西、福島と福岡に住む。信州は千曲川の川沿いの町がふる里である。千曲川の堤を彩る桜並木、吊り橋の下に抜がる水辺。酒蔵の裏の冬の日だまりは、幼き日々の原風景だった。おだやかだった日々は一変し、戦争が私どもを離ればなれに。長い年月の空白の後、再会した時、彼女の二人のお兄さんは戦死。母親代わりだったお姉さんも病死。戦死したお兄さんの遺児を育てるために、入学した医学部を退学した。多くの血縁を失い、夫にも先立たれ、今、福島に生きる。

一昨年十二月、胃の手術を受け、術後まもなく、東日本大震災と原発事故が追い打ちをかけた。多くの友人の祈りの中、立ち直って、今、彼女は福島を生きる。

日本の「子ども政策」の遅れ

橋本 宏子

子ども手当が逆行

二〇〇九年、民主党が政権の座についたとき、マニフェストで公約した「高速自動車道の無料化」などとともに「子ども手当をすべての子ども対象に二万六千円支給する」という発表をした。私は、他の公約よりも、これを、拍手で喜んだ。しかし、マスコミをはじめ世論は、経済的に余裕のある家庭にまで支給するのは「バラマキ」だ、と大反対であった。「無駄だ」というのである。

私が「子ども手当」大歓迎なのは、「子どもは、生まれたときは平等に」という考え方からである。前掲座談会でも話し合われているように、子どもは、親を選んで生まれるわけではないので、「せめて、社会全体で誕生を祝福し、その生活費を補償していくことは、当然」と考えるからである。諸外国、特にフランス・ドイツ・北欧諸国では、手厚い子ども手当が支給されている。

日本が「児童手当」を法制化したのは、国際的には最も遅れて一九七一年。その趣旨も、「子どもに勤労家庭の家計を補助するため」ということで、所得制限付きの少額、しかも第三子からであったから、対象家庭はごく一部であった。

以降、何回か改正されたが、支給方法も複雑で、「子育て支援」といえるものではなかった。所得税・住民税の扶養控除が、子育て家庭の経済的支援であったのだが、それだと累進課税で高額所得者のほうが有利。低額所得者は、少額、または該当しない場合もあった。

「所得制限なしで子ども一人一か月二万六千円支給する」というのは、ほぼ子どもの生活費を補える金額で、「すべての子どもは社会で育てる」ということを明言したようなものである。高校の授業料公費負担も約束され、あとは大学授業料が公費負担になると、「すべての子どもが大学までの教育を保障されるようになる」と期待したことであった。

ところが、日本では「子育ては親の責任」という考え方が強く、国が手当を出すのは無駄な「バラマキ」だ、という批判が多く出た。

前の政権党である自民・公明党は大反対で、財源問題をきびしく追求して、二〇一〇年、半額の一万三千円で法案を成立させたが、時限立法であった。一年後には、再度、政党間のかけ引きに使われ、減額されて、所得制限つきで元の児童手当に戻り、年少扶養控除は廃止されたままなので、結局、中高所得層は損をしたことになった。

同手当の財源は複雑であり、最初は、「全額を国が持つ」と明言したにもかかわらず、自治体負担になって実施したために、行政関係者からは、不評であった。

このように、「子どもを社会の子、みんなで育てる」という考え方は、国民の中に根を下ろ

すことができなかつた。ただ、一年間でも、すべての子どもに一万三千円が支給された実績は、それを受けた子育て家庭から、「子ども手当」の社会的意義を国民の中に広めていく契機になるかもしれない、と、希望が持たれている。

少子化が進み、人口が減少しはじめた昨今、政府は「少子化対策」として、「子育て支援についての予算増」を策定しているが、この「子ども手当」のように真の支援をせず、効果をあげていないことが明白になっている。

保育の営利化をすすめる「新システム」

さらに言うならば、前記、座談会のなかで詳しく論議されている「新保育システム」についても、子ども政策の後退である。

政府は新年早々に、新たな「子育て支援制度」として幼稚園・保育園を一体化する最終案を示した。

その内容は、既存の保育所・幼稚園を「総合子ども園」に移行させる。ただし、三歳未満児のみの保育所はそのまま存続し、幼稚園も任意で存続、ということ、乳幼児教育・保育は多様化である。

いま最も不足しているのは三歳未満児保育(待機児童の八割)であるが、増加する見通しはない。

保育関係団体や自治体が猛反対しているこの改革を、それでも強行しようとするのは、株式会社への参入を、他の福祉法人や学校法人と同じ条件で認め、それによって大幅増を見込んでいくことである。

「株式の配当に上限」を設け、営利に歯止めをかけると言うが、日経新聞(12・1・21)では、これを「幼保一体大幅に後退」と書いている。企業は介護保険を活用し、政府による種々の援助によって、高齢者有料ホームを新たな事業として有望視している現状のなかで、乳幼児保育も新事業の開発と見込んでいる。

介護と同様に、保育は多額の運営費用がかかるので、公的な補助金なしには経営が成り立たない。政府が進めようとしている「社会保障・税一体改革」の第一に、その「保育システム」が挙げられているのを見ながら、この「一体改革」は、財界の要望のようにも読める。

有料ホームをみると、新設されたすべてが、政府の示した最低の基準(二部屋一八平米で三〇室が最低)ぎりぎりであり、あとは入居価格競争である。ホームは介護保険から要介護度に応じて出る費用と、入居者の利用料(年金では足りない額)で運営する。

これまで福祉施設として作られてきた特別養護老人ホームや養護老人ホームは、待機者が数十万人いるにもかかわらず、増設されない。介護保険を最大に活用するのは、有料ホームになりそうである。

保育も株式会社が経営するようになれば、補助金を最大限に活用して、多忙な働く親たちの

都合優先で、「子どもの発達」など無視した営利事業になる。サービスを買うということから、「保護者の経済状態によって、保育の質とか保育条件は格差ができてくる」等々、前掲の座談会で野林圭子さんが言われているとおりである。

十数年前から、EU諸国の保育事情が変化している。少子化の下、女性の自己実現要求が高まる中で、女性の職業進出とそれを支える施策が強められている背景のもと、貧困の連鎖解消のために、乳幼児期からの教育を重視しはじめたことによる。

ドイツは家族主義の国で、母親が有償労働をしないですむように、子ども手当を高額支給してきたが、数年前から育児休業を認め、「保育所大増設」を、首相が公約するようになった。

イギリスでは一九八八年にブレア首相が「全国児童ケア戦略」を定めて、「家庭内保育よりも普遍的保育を」と、これまでの「家庭保育員による保育」を「施設で集団保育」するよう、これまでの五倍の予算化で増設し、その保育内容や条件も、三〜七歳児で八対一の保育者を最低基準として監査を厳重にしつつ、より良い保育をめざしており、乳児保育率は高まっている。

国際的にみても、公的保育の必要が、特に子どもの発達上求められているとき、日本の保育が営利化していくのは、「子どもの権利を逆行させるものである」と言えよう。

(元熊本学園大学教授)

「子ども・子育て新システム」により、

保育制度はどうなるか？

吉富 利子

今、政府は、「子ども・子育て新システム」という制度の、今年度内法案提出を検討しています。これは、「子ども」に関わるすべての制度、しくみ、財源を一括してまとめ、その施策運営を地方自治体に任せるといえるものです。

保育制度部分だけを見ると、児童福祉法による現行保育制度に替わって、施設運営は、国・自治体の責任ではなくなり、保育や幼児教育は、市場化されることとなります。入所決定や保育実施は、利用者（保護者）と事業者（園）との全く個人的な直接契約となります。施設運営のための補助金はなくなり、介護保険のように、保護者の労働時間「認定」で決まる個人給付（保育園が代理受領で受け取る）制度に替わります。

乳幼児のための保育施設は、これまでの保育所は「総合こども園（仮称）」とよばれ、施設の基準も「客観的な基準」（＝子どもの最低の生活を守るこれまでの『最低基準』ではない）になります。

当初、「幼保一体化をめざす」として、幼稚園も一緒になることが提起されていましたが、

幼稚園は別に残してもよいことになっています。

さらに、個人給付制度に変えることがねらいであったはずなのに、幼稚園には施設補助としての「私学助成」も残すとしています。

また、こども園には三歳未満児の受け入れを義務づけていないので、最も待機児童問題が深刻な〇、一、二歳児の受け入れ拡大にはつながりません。そのための施設として、「地域型保育施設」として小規模園や保育ママなどの事業が進められることになり、ここでの施設基準は一層曖昧なものになります。

こうしたさまざまな形の施設ができるわけですが、ここに企業が参入し、さらにまた事業で得た収入は、保育以外の配当にも使つてよいことが検討されています。

保育利用は、まず、自治体で保育の必要度合いを、「認定（保護者の労働時間によって「長時間」「短時間」「認定なし？」が決められます）」を受け、それを持つて施設に申し込みをします。ただし、入所手続きは「直接契約」で、自己責任による自由契約ですから、好きな園を選び、好きな時間だけ、好きなサービスを受けることは可能ですが、給付（補助）の対象は「認定」時間分だけで、それ以外は、自己負担となります。

保育料は多くの不安の声を反映させ、「応能負担」の考え方を取り入れるよう、検討されています。ただ、「認定」に応じて所得にも配慮した料金体系はかなり複雑で、それを個人で月ごとに決めていくのは、大変な事務が必要かと思われまます。

一方で、経済情勢が厳しい中で、正規の仕事に就くこともできず、正当な「労働時間」を証明

し、必要な保育時間をきちんと「認定」してもらえる保護者が何人いるでしょうか。

「障がいのある子や、低所得者には一定の配慮をする」となっていますが、経営不安なしに事業を進めたい(法的援助もない)事業者が、不利な条件の保育利用者を選ぶとは、考えにくいことです。

保護者に利用しやすさを強調することで、反面、子どもの成長発達の場であるはずの保育が、保護者の経済力や条件に、大きく左右されることとなります。

こうした中で、保育内容も、時間ごとに、また「学校教育」と「保育」で、さらには三歳以上の子どもと三歳未満の子どもとの年齢で、切り分けられたものとなります。

ここに携わる職員も、経営競争の中では、コスト削減のために、低賃金で無駄のない雇用形態の非正規職員ばかりになるでしょう。

しかし、子どもたちは、気持ちの安定を、一緒に過ごす大人に求め、そこを土台に健やかな成長をとげるものなのですが、それが厳しいものになります。

このように新システムでは、子どもたちの成長発達の権利は、全く考慮されていません。

「子ども・子育て新システム」は、こうした子どもの権利を無視した制度解体を意味します。

戦後、憲法のもと、すべての子どもの成長発達を保障することを目的につくられた児童福祉法。この中で子どもに「保育に欠ける」状況がある場合、国・自治体の責任としてつくられたのが「保育制度」です。

この制度のもと、六〇余年、保育は培かれてきました。そして、子どもの育ちばかりでは

なく、子どもを真中に、保護者、保育者のつながりをつくりながら、大人も育てられてきました。新システムにおける保育は、給付のあり方も、事業のあり方も、全く細切れで個人的なものになります。

これまでのような、人とのつながりをつくることは、とても難しくなります。人とのつながりを抜きにして、「人を育てる」ことが成り立つはずがありません。

しかも、こうした制度が、消費税をあてこんだ「社会保障・税一体改革」の中で、進められています。

福祉分野の中で、唯一、公的責任が法的にしっかりと残された保育を解体させるため、「子ども・子育て新システム」は、特に「二丁目一番地」として位置づけられています。

消費税で社会保障をしていくこと、基本的人権や生存権に関わることを、国家予算から外すこと自体が問題なのに、子ども・子育ての問題をも自国の問題としてとらえることができない、この国の政治姿勢のあり様は不可解ではありません。

とはいえ、このしくみについては、まだまだ、多くの人に知られていません。

子どもたちの未来をより豊かなものにするために、国と自治体の責任による現行の保育制度をしっかりと守り、拡充していくことが、今、緊急に求められていると思います。

(福岡県保育センター事務局長)



1. 「子ども・子育て新システム」について

子どもにかかわる施策すべてをしくみ、財政のあり方も含め一括してまとめる

- 幼児教育、保育、学童保育のしくみ
- 子ども手当
- 妊婦検診、乳児検診など

2. 「子ども・子育て新システム」の柱（考え方のポイント）

- ①子ども施策全般の財源、しくみを一元化する
一括交付金化：「子ども・子育て包括交付金（仮）」を創設（人口に応じ配分？）
- ②市町村の自由裁量ですすめる（子育てに関する「給付」の形）＝国は責任放棄？
現物給付（保育等）＋現金給付（子ども手当等）を自由に設定
- ③幼保一体化
保育所、幼稚園の垣根を取っ払い、新たに「こども園」をつくる
- ④保育については、多様な保育サービスの事業をつくる
小規模、家庭的保育、早朝、延長、病児etc

3. 「子ども・子育て新システム」で保育のしくみはどうか？

		現行保育園制度	現行幼稚園制度	新システムによる施設
制度のしくみ	施設設置目的	保護者の就労や病気のため、保育に欠ける子どもの保育をする（児童福祉）	3歳以上の子どものための幼児教育	すべての子どものための幼児教育あるいは保育をする
	法律	児童福祉法	教育基本法	子ども・子育て支援法（仮称）、総合こども園法（仮称）

制度のしくみ	受け入れ対象児童の年齢	0歳～就学前(5、6歳)の児童	3歳以上の児童	施設、事業者によって様々：総合こども園(3歳未満児受け入れを義務づけない)・幼稚園(3歳以上?)・小規模事業、家庭的保育サービス事業者(3歳未満児)等
	設置、運営責任者	国・自治体 (直接の運営責任：市町村) ⇒認可園に業務委託	設置者	設置者
	運営費	すべて公費 (国+自治体+保護者)	保育料+公費助成金 (私学助成金)	保育料(個人助成金の代理受領分も含む)
施設基準	職員配置基準 (児：職員)	0歳=3:1 1～2歳児=6:1 3歳児=20:1 4～5歳児=30:1	一クラス(3歳以上児)=35:1	【客観的な規準】詳細は不明⇒総合こども園：現在の認定こども園の基準をもとにした職員数、施設面積を。小規模園等は職員数を「遵守すべき」ほかは参酌基準とする。
	面積基準	年齢に応じた施設面積 幼児一人につき1.98㎡	一学級53㎡	
	給食	施設、提供は義務 (規制緩和で、外部搬入)	弁当など、規定なし	
	通常保育時間	概ね8時間(但し、開所時間11時間内で保護者の勤務状況に合わせる)	概ね4時間(別途サービスとして「預かり保育」を実施しているところが多い)	保護者の労働時間に基づく「認定」時間分(市町村が2区分で「認定」。認定時間以上は別途料金)



子どもの受け入れのしくみ	保育料	所得に応じた額：市町村が定め、市町村に支払	利用者一律：事業者が定める額（所得に応じた額、個人に一部補助）	受サービスに応じた額を事業者に。（保護者の労働時間「認定」によって補助金有り⇒事業者代理受領）
	入園申し込み	市町村に（園で入所希望の代理受付も）	希望する幼稚園	希望する施設（事業者）
	決定	市町村	幼稚園	施設（事業者）
子どもにとって	保育者	個別子どもの担当制やクラス担任制	クラス担任	個別担当やクラス担任制は難しいのでは？
	保育時間	概ね9時半以降5時くらいまではクラス別保育 同じ仲間同士で生活	概ね10時～14時くらいをクラス別保育	保護者の就労時間に応じて保育時間が個々ばらばら
保育のありかた	保育内容	職員会議、園内外の研修をしながら、保育計画、子どもの個別ケース検討の中で、子どもの発達を見通した継続的、集団的な保育が求められている。		マニュアル化された指導にそったことしかできにくくなる。
	集団保育（人間関係をつくる教育）	親も子ども、集団のかかわりを大事にしてきた。 子：友だち関係をどうつくるか 親：クラスを中心に相談しあう関係をつくりやすい。		保育時間がばらばら、職員も利用者との個別対応、クラス全体の関係をつくりにくくなるので、個人的な子育てになる。

突然の電話から

松岡 節子

「あのう……子どもが生まれたのですが、どうしたらいいですか？」

肌寒くなった初冬の頃に、突然かかって来た電話。今から十年ほど前のことである。

その当時、私は教育現場に勤める傍ら、「不登校の子どもを支える親の会」にも所属していた。電話の主は、二―三年前から、たびたび会の定例会で顔を合わせるようになった男の子だった。教えられた住所のアパートを探しあて、六畳一間に入ると、生後三日になるという乳児と、母親の女の子が、部屋で休んでいた。検診を受ける費用もなく、自力で分娩したとのこと。

すぐに保健所に連絡をとった。

その後、保健所を中心に、心ある人たちがチームワークを組み、この親子を支えて、事なきを得た体験に遭遇した。

「都市部と農村部の貧富の差が激しい中国の農村部では、戸籍のない人が多い」と聞いていた。しかし、出生証明や死亡診断書による届出で戸籍がつくられる日本の社会では、「戸籍のない

ことなどあり得ない」と思っていたが、この親子の例は、出生時に第三者の立会いがなく、生まれた子は、あやうく戸籍のない例になりかけたのである。

この両親は、と言えば、恵まれない父子、母子家庭で育ち、中学卒業後は親元を離れ、社会に出て、飲食業を転々とする中で出会った、未成年の二人であった。

現在では、「あの時は、万に一つという体験をした」という話では、なくなっている。

同じように妊娠しても、検診費用がないための無検診出産が増え、出産相談のホットラインさえ出てきている現実があるからである。

今や、不況、リストラで、パート、アルバイト、フリーターなど、非正規雇用者は三割とも言われ、貧富の差が激しくなっている。生活保護受給者は二〇五万人となり、どんなに働いても、生活保護受給額より低賃金の世帯が増えていると聞く。私が在職した教育現場においても、年々その波を、ひしひしと感ずることがあった。

戦後、労働運動の高まりや部落解放運動の成果もあって、教育権を保障している義務教育では、教科書の無償化をはじめとする学力保障に対する対応がなされていた。

保護者負担といえば、各学年において必要な教材費、修学旅行費、給食費ぐらいたが、経済的負担が厳しい家庭には、就学援助制度や学校検診で見つかった病氣治療の医療保険制度もあ

る。その就学援助、医療補助を申請する家庭が、年々増加の傾向にあるのだ。

高等学校においても、授業料こそ無償化にはなったものの、入学金が間に合わず進学を断念した例や、学費が滞って中退を余儀なくされた例が増えていると聞く。

児童、生徒が、学校だけがをしても、保険証の呈示が出来ずに、治療もままならない状況も出てきている。

根幹の学力さえ、「底辺の子どもたちを引き上げること」を目標とした視点から、「上の子どもたちを伸ばす方向」に転換してきている。

学力分布曲線が二極化し、所得格差が教育に深く影響を及ぼしているのではないかと、言われている。

これでは、すべての子どもたちに、〈等しく自己実現ができる将来を保障する教育権〉さえ、個々の家庭の状況で大きく左右されることとなり、不公平極まりないと思う。

経済、社会問題が教育権をも脅かしている現実を深刻に受けとめ、冒頭の親子のような貧困の連鎖を断ち切るため、この問題に、深くメスを入れていく必要があると考える。

(不登校の子どもを支える親の会会員)

子どもの生存権は、守られるのか

名取 保美

負の遺産

「二円の税金も、使いません」

これは、今を去る十七年前の平成六年（一九九四）、桑原敬一福岡市長が、市民の激しい反対を押し切って博多湾を埋め立てて、人工島造成を始めた時のことばです。この嘘の公言は、悩ましい負の遺産として、今なお、福岡市民を苦しめています。

雪が舞う寒風の中で街頭に立ち、人工島造成反対を訴え続けた人たちは、「だから、言ったじゃないですか！」と怒っています。為政者の強引な判断の誤りは、後々まで市民を苦しめる悪しき例を残したのです。

総事業費四、六〇〇億円の八〇％を市の起債と銀行融資を当てにした借金漬けの事業でした。通常この類の借金は造成後の土地を売って、その売却代金で返済されるのですが、市は、この造成事業を肩代わりするために、第三セクター博多港開発株式会社を立ち上げて任せることにしました。が、間もなく同社は財政的に、行き詰まり始めます。土地が売れないのです。市は財政支援のために税金を湯水のように投入し始めました。市職員を送り込み、また、売れない

土地を公園や病院など、公的な名目で買い上げて、売却代金を借金返済に充てようとしたのです。このような人工島の破綻対策に「福岡市立こども病院」が浮上し、子どもの命までもが、引き替えになろうとしているのです。

その後、「人工島事業見直し」を言って当選した山崎広太郎市長（平成十年十二月～平成十八年十二月）でしたが、「こども病院の人工島移転」という案を持ち出しました。こども病院を利用してゐる患者家族は、「人工島では、こどもの命をつなげない」と、強く反対しました。

次は「こども病院人工島移転見直し」を公約して当選した吉田 広市長でしたが、彼は公約を守らず、人工島に、こども病院用地を四億五、〇〇〇万円で取得したのです。「こども病院人工島移転反対」は、患者家族を始め、小児科医・産婦人科医・弁護士、そして多くの市民が、子どもの命を守るために立ち上がり、その署名数は三〇万筆（累計）に達した「人工島にこども病院用地を買いなす」という声にも耳を貸さず、福岡市は、既成事実を積み重ねたため、次期市長選の争点になりました。

平成二二年十一月の選挙で誕生した現高島宗一郎市長。公約では、こども病院のことには、一言も触れなかったのですが、選挙期間中、巷に渦巻く反対の声に驚いて、無視することが出来なくなり、知り合いの産婦人科医を訪ね「どうして人工島では子どもの命が守れないのか」等々、レクチャーを受けたそうです。

テレビ局でアナウンサーをしていたのに、なぜ「こども病院人工島移転」の大問題を無視しようとしたのでしょうか。三六歳で幼子が二人いるお父さんなのに、子どもの生存権を、無視

できたのでしょうか。ここで、高島さんに対する評価はできていたのに、彼が市長に当選したのは、全く不思議です。

移転推進の仕掛け

現高島市長は、選挙に出るまでは、こども病院のことに、ほとんど関心のなかった人でしたが、当選後は、「こども病院の人工島移転は、私が決めます。」この軽い発言に「危ない何かある」と危惧したのは、私一人ではなかったでしょう。背後にある黒い影に恐々としつつも、市民参加による公開性・透明性を掲げた「こども病院移転計画調査委員会」に期待して、市役所十階ホールに、その都度、足を運びました。

この調査委員会の設置は、吉田 広前市長時代に人工島の用地売却を決定する際の建設費疑惑が議会で問題となり、「専門家や第三者を入れてもう一回洗い直す」ことが目的で、移転反対という市民の強い声に対応せざるを得なかったのです。しかし、第一回目から一部の委員だけに「**秘書書**」が配られていました。内容は、「会議進行の手順」の名目で「今回の検証の対象は、『こども病院のアイランドシティ移転を決定したプロセス』であり、それ以外(病院機能、経営形態)に議論が広がらないよう留意」とした注意書きでした。これでは、「透明性や公開性」を謳った検証委員会にはならないと、市民の怒りが心頭に発する前に、高島市長は「自分は知らなかった」とテレビで謝罪しました。私が所属するへこども病院の人工島移転に反対する連

絡会)からは、高島市長は責任をとり「㊦文書」を撤回するように要望書を提出したのですが、撤回しないまま、調査委員会は結局、福岡市のシナリオどおり進められました。

調査委員会の北川正恭委員長(早稲田大学大学院公共経営研究科教授)は、こども病院の現地建て替え費用一・五倍の水増しについては、根拠がなく、人工島土地購入の意思決定が不明瞭であったことについて猛省を促がしておきたいと、第三回の検証委員会で強調されました。それでも市側は謝っただけで、責任を取る気は毛頭ありませんでした。

調査委員会は、一月三〇日から五月十五日まで、通算七回開かれました。この間三月十一日、あの東日本大震災が起きたのです。

渦中の人工島は、博多湾に造成され、海に囲まれた土地が舞台ですから、市民の中には、「これでも病院の人工島移転はなくなる」と思った人が多かったようです。

調査委員会のお一人、宮城県立こども病院長の林富先生は、震災のために何度か会議を欠席されていましたが、五月十五日の第七回の委員会の席で「私の委員としての役割といたしまして、宮城県立こども病院が経験した今回の震災というのは、私としてはどうしても発言しにくちゃいけないと思っております。診療を受ける子どもたちご家族に、安心できる病院をつくったのだよと言える病院でなくちゃいけないと思います。つまり、私の考えは、今日も電源確保についての話をいたしました、孤立化するところはだめ。ダメといえますか、これは第一条件としてそういうところには設定できないだろうなど。それから、今回経験いたしました大きな津波からいたしますと、津波が最初にくるところ、それから、橋が落ちて孤立化するよう

なところには、私の意見としては、そういうところにも子ども病院をつくるべきではないというのが一番最初に来ます。」と言われました。

調査委員会は五月十五日に終了しましたが、翌日の新聞報道では、移転決定についての合理性・妥当性について、十人中七人の委員が妥当性ありと評価。全ての検証委員会を傍聴した私としては、首を傾げざるを得ません。一・五倍の現地建て替え費用が嘘であったと市側が認めたのに、何故？

後日、委員の一人、患者家族の言を借りると、「NHKが委員にむりやり『妥当性があったか？』と迫り、あの福重淳一郎先生（人工島移転推進側の現こども病院院長）でさえ、NHKは強引すぎると言っていました。」

高島市長は、「自らの判断で、六月七日に設置場所を決める」と発言していましたが、五月二四日の定例記者会見で突然に「人工島移転を決定した」と述べました。しかも市長が市の内部で決定内容を図ったのは、記者会見直前の会議で、わずか十五分で打ち切ったのでした。翌日のテレビは、市長と患者家族が握手する様子を映し出しています。市長から「現在地にも子どもの地域医療を守る病院をつくります」と患者家族に握手が求められたために、「したくなかったが、それでは失礼だからしかたなく握手した」とは、後日談です。

高島市長は記者会見で「現在地に成人病院センターを移転し、そこに医師会と協力して新しい小児科をつくる」と説明しましたが、具体的に医療の中身や医師の確保などは何も決まってい

いません。

自治体病院の本来の使命は、「地域住民に必要な医療を確保し、合わせて医師や看護師、医療従事者の教育、医学、医療の進歩のための公衆衛生活動等を行うこと」によって、住民の福祉の増進に資すること」とあり、福岡市立こども病院は三〇年前「内科、小児科」を掲げる病院を中心に、「さまざまな状況に対応できる小児専門の病院が必要だ」と訴える患者・医師などの粘り強い運動によって誕生した、全国有数のこども病院です。

命の安心、安全がほんとうに守られるのか

福岡市の市立こども病院は、二〇一〇年四月から、地方独立行政法人福岡市立病院機構に替りました。

二〇〇九年十二月の病院整備事業（PFI方式・新病院の建設や運営を民間事業者に委ねる）の入札公募をしたところ、応募は一業者グループだけでした。

福岡市の参加資格は、設計・建設・工事監理で「三〇〇床以上」の実績があること。「応募者がいないか一社の時は手続中断」となっていました。二〇一〇年五月にはその規定を改め、「二〇〇床以下でも可」と引き下げて、応募要件の緩和をしました。また、「締め切り後も応募者数を秘密にすることで、参加が一業者グループでも入札の競争性は確保できる。提案内容が悪ければ契約しない」としました。

二〇一一年八月の入札は一事業者のみで、日本管財グループが落札しましたが、この日本管財は、福岡市のある市民プールの指定監理業務契約で、重大な契約違反（プールの水質検査をしない、正規職員を配置していない）をした企業でしたので、またひとつ子どもの命が遠ざけられました。

PFI方式では、近江八幡市立総合医療センターの破綻、高知の医療センターの赤字など、PFIは建築会社や企業の利益を生み出す手段といえるのではないのでしょうか。

病院の適格性の条件は、距離であり、医師や看護師の確保、安心・安全な場所に建てること、地域の人たちが見守ってくれることでしょう。人工島に移転したら、今は無料の個室料が、八、〇〇〇円、一二、〇〇〇円の高額になります。この個室料金は、周辺ホテルの料金に合わせたそうです。医療ツアーによって、アジア各地から来日する富裕層の子どもたちのための、アジアNo.1の病院を造りたいと言うのが高島市長の言い分です。

私たちは、諦めない

二〇一一年五月の「守ろうこども病院、市民集会」は、一六〇名の参加者で賑わいましたし、六月のこども病院問題を取り上げた市議会本会議には、一七〇名の市民が詰めかけて、「市民の声を聞いて、こども病院の人工島移転を許さない」新たな署名活動に取り組むことになりました。

街頭での市民の反応は、初めの頃は「もう人工島への移転が決まったでしょう」とか、「高島市長は、マスコミの出身だからテレビを利用するのがうまい」等々でしたが、八月後半から九月頃になり、ハンドマイクで、「高島市長は、子どもたちの命を軽視しているのではないでしょうか」と訴えると、天神で若者数人から、「そうだあ」と声がかかり、複雑な思いもしましたが、「そうなのだ」と意を強くしました。

九月十四日に一九、五〇五筆の署名を市議会に提出しました。この頃から、何かが変わってきたようです。以前は、マスコミも私たちのことをよく報道したのですが、現在は市長側の報道はあつても、反対運動の報道はほとんどしなくなりました。この状況下で、高島市長の判断の間違いを市民にいかにつたえるかが大きな壁となっています。

中学生くらいの女の子が、「私は、こども病院で手術をしました」と署名しているそばで、「子どもに署名させるな」と、怒ったように中年男性が叫んで通り過ぎましたが、その子は、無視して、署名してくれたそうです。子どもは、大人の従属物ではありません。ある高校生は、「こども病院の問題は、中学生の頃から聞いて知っているけど、どうして自分たち子どもの意見を聞いてくれないのかと、思っていた」と、喜んで署名をしたそうです。

二〇〇四年、第二回国連子どもの権利委員会最終所見（DCI日本支部）では、〈子どもの意見の尊重〉として、「子どもの意見の尊重を促進するための締約国による努力に留意するもの、本委員会は、社会における子どもに対するこれまでの（traditional）姿勢が、家庭、学校、

その他の施設および社会全般において、子どもの意見の尊重を制限していることを依然として懸念する」とあります。

第三回最終所見にも、「本委員会は、子どもを、権利を持つ人間として尊重しない伝統的な見方が、子どもの意見に対する考慮を著しく制約していることを懸念する」と指摘しています。福岡市は、子どもに限らず大人に対してさえも、権利を持つ人間としての尊重に欠けます。

こども病院近くの商店街入り口で署名活動をしていると、「まだ、署名活動を続けているのですね。うちの子も、こども病院にお世話になっています。ありがとうございます」と感謝されました。少しずつではありますが、街頭で署名活動に立つたびに、壁が崩れいくことを実感しています。

一方、現地建て替え費用の嘘の報告を市議会にして、人工島の土地を買わせた、こども病院現地建て替え費用一・五倍水増しについては、「こども病院の人工島移転先用地売買代金返還等請求事件」として、福岡地裁に、二〇三名の原告団で、住民訴訟中です。

裁判所に調査囑託した結果、福岡市が三社から現地建て替え費用のヒヤリングを行なったという弁明に対し、二社からは、「市からの聴取は受けていない」という回答が戻ってきています。私たちが再三にわたって福岡市に「調査特別委員会の設置」を求めても、賛同議員は少数で、この疑惑の解明は、まさに司法の正義、裁判に委ねられています。

(こども病院の人工島移転に反対する連絡会)

児童館づくりの二十年

— 取り組みのあらすじ —

野林 豊治

一、めざしたこと

1、目的

福岡市に、児童館が大型児童館ひとつしか無い（それも民間委託のそれとして）現状を脱して、「福岡市の小学校区ごとに、〇歳から十八歳までの子どもたちのための、専門職員がいる児童館をつくる」ことを目的とした。

2、目標

(1) 市民に、子どもの現況として、あそび、殊に友達との仲間あそびが欠けているために、成長の点で多様な支障をきたしていること。

特に、受験・進学競争とそのための勉強とが激化する中で、子どもたちの生氣（生きていく

ための活発さ、元気さと、意欲の発生源として）をよみがえらせるために、「仲間あそびの緊急の必要性と遊べる児童館が必要なこと」について、福岡市民に周知徹底させることと、福岡市議会と福岡市長にそのことを強く認識させて、動機付けることに目標を置いた。

(2) 手段

その手だてとして、街頭署名やビラ配布などの宣伝活動や、学習会を兼ねたシンポジウムなどを行うこと。もうひとつは、市議会に対して、時には市長に対して児童館要求の請願署名を集めて、提出することにした。

(3) ちなみに請願項目は、初期の頃には、「福岡市の小学校区ごとに、〇歳から十八歳までの子どものための専門職員がいる児童館をつくってください」という内容のものであった。

それが、取組みが進展していくうちに、小学校区ごとに、空地（原則として公有地）を見つけ出して、何町何丁目何番地の土地に、前述したように「専門職員がいる〇歳から十八歳までの子どものための児童館」をつくる内容へと移っていき、今では、全市的要求内容のもと、ある特定小学校区ごとのものが同時に重なって進められていくようになった。

二、市民と市当局の変化

1、児童館要求の市民への広がり

子どもの状況について、「生気が乏しい、やる気が無い、あそびない、あそびきれない、と

いった現代っ子の特徴や、「パソコンあそびに引きずりこまれている」など、あそびの必要性和児童館の必要性についての認識が、徐々に広がりつつあります。

しかし、まだ大人のなかには、「生活が大変で、子どもあそびなんて悠長なことは眼中にない」という人たちもいるようです。

注目に値するのは、茶髪だったり、群れ立った高校生が、男女に限らず「児童館欲しいね」と、請願署名に積極的に応じてくれたことです。

2、市会議員らの対応と変化

(1) 当初、市会議員のなかには「福岡市には児童館のようなハコモノをつくる予算は無い」とか、「自分の子どもぐらい、税金使わせんでも、自分たちであそばせないかん。それが親の責任というものだろうもん」と、平然と言いつつ人もいました。

それが、請願が度重なるうちに、徐々に、「子どもの仲間あそび場所を、大人たちが、行政と一体となって心配してつくる必要性」の認識が広がってきました。

(2) ところが、福岡市の市長はじめ行政当局の対応と市議会の与党的党派では、〈子どもみらい課〉といった、子ども行政重視の如き新設課をつくっておきながら、児童館請願に対して、次のような消極的、否定的な公式答弁を続けています。

「福岡市には、各小学校区ごとに公民館がある。公民館を建て替える際には、子どもスペースをつくって、そこであそべばいいし、それに加えて小学校の解放教室やその他既存の施

設を活用していけば、子どものあそびには十分足りるはずだし、現に足りているのだ」と、強弁してやまない。

それと言うのも、確かに福岡市には、公民館が各小学校区につくられていて、婦人学級や子育て支援などに活用されているのだが、公民館と児童館は、その目的趣旨が根本から違う。公民館は、社会教育の砦として、大事な役割を果たしてきたし、今後も、地域の中心的な役割を果たす大切な施設である。

しかし、子どもが公民館で走ってあそび始めようものなら、たちまち大人の叱声を浴びせられること間違いなし。

公民館の主事の中には、ハッキリと、「公民館を児童館と併用しろと言われてもムリ、困る、不可能なことだ」と述べて、反対している人がいます。

三、決意

私たちは、福岡市の各小学校区ごとに専門職員がいる、〇歳から十八歳のこどものための児童館ができるまで、この運動を続けていく決意を固めています。「福岡市の政治を足元からよくすることは、理念コトバの飾り立てよりも、子どもたちの成長に実質的なみもりを、成長を支える生活のインフラ（基礎、基盤）を形成していくことだ」と考えるのです。

（福岡市に児童館を生み出す推進連絡会代表）

要るものは要る！ 要るからつくる 児童館

～シンポジウムより抜粋～

誕生まで

私たちは、それまでは新学習指導要領の実施を迎えて、学校教育と、子どもたちが置かれた状況をめぐって、学校の先生方といっしょに「学習指導要領を見直す会」で活動していました。ところが、一九九二年、政府は十分な論議もなく、急きよ、月に二回、土曜日休日の、「学校週五日制」を採用し、二〇〇三年度から、完全実施になりました。

学校週五日制は、日本で初めての試みで、各新聞の社説など「休日・土曜日の受け皿、子どもの居場所が不十分だ」と、危惧する世論がたかまっていました。

常づね、子どもの遊び場を心配していた私たちは、これを機会に、「学校週五日制の実施に当たって、地域における条件整備」と、学校六日制の内容そのままを、無理矢理五日制に押しこんだ「学習指導要領の見直し」を求めて、意見書を国にあげる請願を福岡市議会に提出しました。これを機会に、「児童館をつくって、地域での子どもの育ち・発達を公的に保障してください」

という要求を掲げて、福岡市や議会に対して請願運動を開始しましたが、「福岡市は、公民館が各校区にあつて充実しているから、子どもは公民館で遊べばよい。児童館は、つくらない」と無視して、居直る態度に出て来ました。

「児童館は、もう時代遅れです」と事実をねじ曲げたり、「子どもの遊びが大切なことは認めるが、既存の施設や学校開放、空き教室利用によつて、子どもの遊び場は賄えるし、それで、十分に合っている」と、平気で口にしてしている現状です。

歌と踊りと宣伝カー

私たちは、永六輔さん、松谷みよ子さん、米倉斉加年さんなど、著名な方がたから、「児童館づくり」への多くのメッセージをもらいました。児童館を研究するために、東京から専門職員や遊びの研究者を呼んで、学習会もしました。

「児童館をつくろう」と、宣伝カーで市内を回ったり、天神(福岡市の中心街)では、「児童館へ行こうよ ゴーゴーゴー!!」の歌を流しながら、みんなで踊ったりもしました。ピンク色の法被(はっぴ)をつくつて応援してくれた支援者もいます。

福岡市南区の、「東若久生明学園移転跡地に児童館をつくつて」という地元の親たちの声から始まった請願運動は、画期的でした。

地元の市議会議員を口説き落ととして、請願の紹介議員になつてもらおう取り組みは、日の出の

勢いで、なだれ現象を起こしました。

みんなで各会派の部屋を去ろうとせず、頑張りました。

子どもの期待に応えたい

日本経済は、今後、さらに厳しくなり、生活不安の重圧で、子どもたちも、青年も、大人たちも、息苦しい冬の時代に突入するでしょう。

「子どもたちの成長・発達を健やかにするためには、私たち大人が、子のため、孫のために、この児童館づくりの取組や、子どもを守る闘いを、自主的に広めていくほかに道はない」と、覚悟を決めています。

運動の過程で、みんなと共に生き、発展していく喜びと楽しみが、一步一步拓けてくる、と信じます。

マスクをかけて教室に閉じ込められ、甲状腺に放射性ヨウ素を溜めながら生きている、東日本の子どもたちも、児童館もなく、遊びの場もない、福岡市の子どもたちも、同じ空の下で、大人たちの力強い守りの輪を、待ち望んでいると思います。

福岡市の小学校区ごとに、0才から18才までの 子どものための専門職員がいる児童館を求める請願

1. 「福岡市の小学校区ごとに、0才から18才までの子どものための専門職員がいる児童館」を求めて、18年間がたちました。この間、延べ30請願36万名を超える署名を、福岡市議会に提出してきました。

にもかかわらず、18年間、未だに、子どものための児童館の願いは放置されたままです。私たちは、恥ずべき福岡市子ども行政を、どうしても変えなければならないと決意して、この請願をします。

2. 仲間とあそぶことが、子どもが一人前に育ちあがっていくために、どうしても欠かせない大切な育ちの主食であり、栄養素です。

仲間あそびが子どもにとって重要なことは、子どもにとってばかりでなく、一人ひとりの青年期、社会人となってから、そして熟年・老年と人生を全うするに当たって、人生の営みの土台となります。

社会性の芽生えを、しっかりと定着させる、大切なものです。

〔政令指定都市児童館設置状況〕

3. このことについて、皮相なとらえ方にとどまっているとはいえ、福岡市当局も、市議会も、一応認めるに至っています。しかし、子どもたちにとって、あそび欠乏症といった事態は、何ら、改善されていません。それを阻んでいるものは何か！「金がない。予算が無い」といった市当局の施政は、児童館の必要不可欠さに対する認識の欠如にもとづく財源の選択の過ちにある、といえます。

金があるかないか、予算がとれるかどうかは、福岡市政上の施策の必要性の優劣順位の問題によって決まります。

児童館のための財源を最優先すべきです。

札幌市	103館(中学校区単位)
仙台市	75館(小学校区単位)
さいたま市	15館
千葉市	1館(大型児童センター)
川崎市	59館(小学校区単位)
横浜市	1館(ログハウス16館)
名古屋市	18館(行政区単位)
京都市	101館(中学校区単位)
大阪市	21館
神戸市	120館(中学校区単位)
広島市	103館(小学校区単位)
北九州市	43館
福岡市	1館

(2004年度厚生労働省調査他による)

4. 福岡市は、「既存するものを、児童館の代用物として活用して我慢しろ」と強いています。子どものために、子どもの育ち環境改善のために、高島新市政に変わったこの機会に、開発予算を至上化する姿勢を転換して、児童館をつくる施策と予算ぐみをするを、強く求めます。

5. 今こそ、福岡市の子どもたち、親たち、そして福岡市民の未来のために、なさねばならない児童館づくりを、大決断するときです。

明日では遅すぎます。

「福岡市に児童館を生みだす推進連絡会」

代表 野林豊治

福岡市中央区赤坂1丁目10番1号 Tel (092) 761-3100

『ふくおか子ども白書』

2011から

福岡市は、1975（昭和50）年には、人口100万人を超え、100万都市と呼ばれるようになりました。現在は、約148万人。その増加は、日本の人口減少の実態からみれば発展といえるのか、異常といふべきか、数々の要因があると思われれます。



都市の発展には、それを支える条件が整わなければ、子どもの生活・生存・発達に大きな影響があることを、『ふくおか子ども白書 2011』は、たくさんの方の統計や調査にもとづいて、もの語っています。

林立するビルに遊び場を奪われ、原っぱや丘、森や林の木洩れ日、冬の日だまり、緑を失った住環境、自然や

文化、教育環境の不備が、子どもの発達に、少なからぬ影響を及ぼすことに不安を抱く大人は、決して、少ないことは事実です。

人口増加とともに統計の上であられる、生活保護世帯児童数、母子・父子世帯数、児童相談件数、そして、極まるどころ、虐待の末に死に至らしめた事件が、福岡に起こってしまいました。

白書の総論で、測上継雄氏（子ども・福祉総合研究所、元西南学院大学教授）は、〈子どもに生きる喜びと希望を育む絆づくり〉と題して、子どもをめぐる状況・活動・課題を探る中で、やさしいまちづくりネットワーク参加団体とともに、支援のシステムづくりを提唱し、活動をしています。「子どもの生存権」を考える上できわめて重要な示唆としますので、白書から引用して、福岡の子ども・子育て支援の未来構想を紹介します。（文責・福田）

知ること、次は動くこと

九州・福岡の六本松には、かつて、九州大学教養部と

呼ばれた若者の学び舎があった。

私の住まい、谷とは隣同士で、今は「六本松九大跡地」六・五ヘクタールの、広びろとした空地である。計画では、南側半分には法曹関係が移転し、北側国道202号線沿いの約三ヘクタールがどうなるか？

「ここに、少年科学文化会館を」と、必死に運動を続けている友人に、感銘を受け、私も、署名集めやピラ配りに精を出した。

その一連で、測上継雄先生の講演を、お聞きした。「あごろ」332号の編集中でもあり、心打たれた。

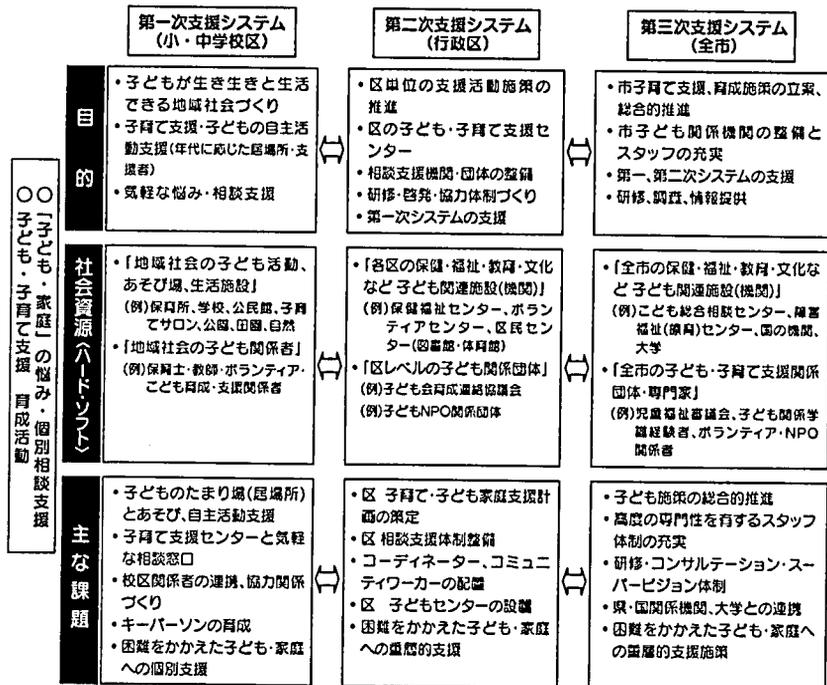
「資料は、どうぞ活用して下さい。そのために(案)としています。」

ありがたく、この経緯で、「ふくおか子ども白書2011」の転載をご了承頂いた。

現実のことも像と、私たち大人の支援側との、橋渡しの材料になれば、幸いである。

(森崎)

図5 福岡市「子ども・家庭支援」三層システム(案)＜概略図＞



(1992年作成 2004年、2011年修正 測上継雄)

〈NPO 法人 子ども NPO センター福岡編〉「ふくおか子ども白書 2011」より転載

【集会・催しものから】

九州・沖縄・韓国に住む市民でつくる

「さよなら原発」一万人集会

2011・11・13

「さよなら原発」

福岡集会に一万五千人

福島原発の事故以来、全国の原子力発電所周辺の自治体では、〈稼働停止を求める運動〉が高まっている。

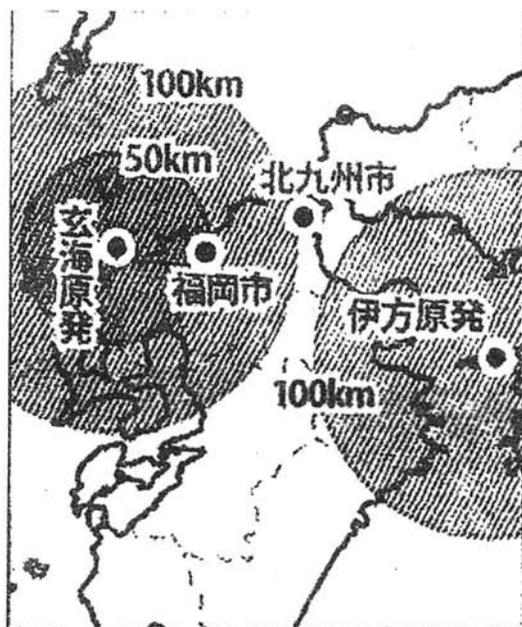
とりわけ九州電力玄海原子力発電所の再稼働については、住民の不安を抑えるため、〈やらせメール〉まで発覚し、問題化して、責任者は辞任。稼働も中止の状態にある。

その渦中の、十一月十三日(日)、「さよなら原発」を合い言葉に、一万五千人が、市の中心部の舞鶴公園に集まって、集会は開かれた。沖縄、九州、韓国に住む市民をつなぐ、これまでの最大規模の集会と言われた。

玄海原発は、地元の佐賀県は言うまでもなく、福岡市中心街の天神まで五十キロ、北九州市小倉まで一〇〇キロの圏内で、もしも大事故が起きれば、周辺市町村は、大惨事に見舞われてしまう。

また、玄海原発の危険性が極めて高い理由は、第一に、「原子炉の寿命は、つくられてから十六年」と言われるが、玄海原発は、すでに三十六年。最悪の場合、冷却水を入れれば炉が壊れる危険を、専門家は、指摘している。

さらに、三号機は、ウラン燃料ではなく、プルトニウムを混ぜたプルサーマル運転で稼働しているため、もしも放射性物質が周辺に漏れるような事故が起きた場合、ウラン燃料より、さらにひどい事故が想定される。



舞鶴公園を起点として、市内に向かった一万五千人のデモ隊は、「原発いらな～い!」「電気は足りてる!」「カネより命!」のシュプレヒコールに声を嗷らしつつも、三時間近く歩き通し、流れ解散となった。

その足で、実行委員会代表者らは、九州電力本社へ出かけて、抗議を行なった。

「原発と平和を考える集い」 実行委員会

2011・10・23

「未来の子孫の安全性について

問いかける」

【第一部】

映画「二〇〇、〇〇〇年後の安全」

監督・脚本 マイケル・マドセン

原発から発生する放射性廃棄物の放射能レベルが、生物に無害になるまでに、最低十万年を必要とすると考えられている。

フィンランドで建設中の、世界で唯一の放射性廃棄物最終処分場を取材し、廃棄物の埋蔵をめぐって未来の地球の安全を問いかける。

【第二部】

講演 「戦後日本の原子力政策の破綻と改憲問題」

九州大学大学院法学研究院教授

熊野直樹氏（日本政治史専攻）

「原発と憲法九条」

九条の会 福岡連絡会

2011・11・3

「第一部」

映画「あしたが消える」

～どうして原発？～

福島第一原発、幻のドキュメント。二十二年前に公開された映画。

どうして日本は、その時、原発問題々々を解決しておかなかったのだろうか。

映画は今回の福島原発を予期していた。

「第二部」

講演「東日本大震災と九条の行方」

山口大学教授（政治学専攻）

瀬瀬 厚氏

幻のドキュメンタリー映画、発見！！ 福島第一原発。22年前 あしたが消える ～どうして原発？～

この映画は、22年前の1989年5月26日に公開された原発ドキュメントである。チェルノブイリ原発事故から3年後で、全世界が原発事故の恐怖を抱いていた。

福島原発が万が一重大事故を起こしたなら、日本中がすべて汚染されてしまう。そしてその事故は明日起こるかもしれない。かけがえのない地球の、かけがえのない恵みを受け継いでいる私たち。あしたを消さないために、私たちに、今、何が問われているのだろうか。

原発ゼロをめざして！！ 福岡市上映会

前売鑑賞券 900円（当日1000円） ※各会場共通チケット

2月19日(日) ①10:30 ②13:00 ③15:00	博多市民センター(山王公園となり) お問い合わせ 080-3946-1972(後藤)
3月2日(金) ①14:30 ②16:30 ③18:30	福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」 お問い合わせ 092-712-2905(新婦人福岡県本部気付)

ふくしま集団疎開裁判

(ネットから)

私たちは昨年3月11日の福島第一原発事故により、チェルノブイリ避難基準の強制避難地域で教育を受ける、福島県郡山市の14人の子供もです。

その原発事故の加害者である国(文科省)は、「何の責任もない、ふくしまの子どもたちの命を危険にさらして省みない」という、加害者の自覚も教育行政責任者の自覚もない、尋常の頭では信じられない方針を出しました。

私たちは、この前代未聞の不正義を黙っておれず、昨年6月24日に、「人権の最後の砦」である裁判所に、「子供たちを安全な場所で教育せよ」と救済を求める裁判(仮処分申立)を起こしました。

裁判所は、〈前例のない裁判〉ということでも門前払いせず、「被ばくによる子どもたちの健康被害の可能性の有無」について、実体審理に入り、申立人は、

① 子どもたちを空間線量年間1 mSv以上の地域で教育させることは憲法に基づく「子どもたちを安全な環境で教育する義務」に違反すること。

② 通学する小中学校は、控え目に計算しても、外部被ばくだけで、空間線量が、年間12・7 μSvに達すること。

③ チェルノブイリで、郡山市と放射能汚染度が同程度の地域で発生した深刻な健康被害が、

今後郡山市でも予想されることを、専門家の意見書（矢ヶ崎意見書第1章・松井意見書第2章）等により、証明しました。

しかし、裁判所は、10月末の審理終了から、45日間の沈黙ののち、野田総理の「冷温停止」宣言と同じ12月16日に、子どもたちの申立を却下する「避難停止」を、宣言（決定）しました。

この決定は、「裁判による世直し」という、子どもたちの期待を裏切り、原発事故の加害者である国と自治体による、凶悪な人権侵害行為にお墨付きを与えた、最悪の人権侵害行為です。子どもの人権侵害の歴史に永遠の汚点を残すこの決定を、ぜったいに許すわけにはいきません。

そこで、次の二つの賛同アピールの呼びかけです。

【賛同アピール1】

いま、世界中、世界中の人たちが、この人権侵害の決定に、「NO!」と表明し、この決定が誤りであることを、世の中に示して、我われ市民の手で、誤りをただしていきましょう。

【賛同アピール2】

司法の自殺により機能不全に陥った裁判所に代わって、命の危険にさらされているふくしまの子どもたちを救うために、世界中の市民から構成される陪審員の手によって、放射能の危険について正しい判断を下す世界市民法廷を設置し、開催することに決めました。

世界市民法廷は、「真理と正義と、いのちに対する無条件の愛」を基本原理とする、21世紀の市民型紛争解決機関です。いま、世界中、世界中の人たちが、この新しい世界市民法廷の誕

生を、「YES」と表明し、これを支持することを世に示して、「市民の、市民による、市民のための世界市民法廷」による世直しを、力強く支えましょう。

世界市民法廷の開催日、東京は2月、郡山は3月

「ふくしま集団疎開裁判」の世界市民法廷を、左記の日程・場所で開催することが決まりました。

◎東京法廷

日時 2012年2月26日(日) 午後12時半開場、1時スタート

会場 日比谷コンベンションホール(千代田区立日比谷図書文化館) 地下1F

日比谷公園内(旧・都立日比谷図書館)

丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」C4・B2出口より徒歩約5分

定員 先着200名

資料代 一人千円(ただし福島県在住の方、福島県から避難されている方は無料)

中継 同時通訳とインターネットにより、全世界に同時中継。

◎郡山法廷

日時 2012年3月17日(土) 午後1〜5時

会場 郡山市男女共同参画センター(さんかくプラザ) 2階、集会室

(郡山市麓山二丁目9番1号 TEL 024-924-0900)

定員 先着100名

中継 同時通訳とインターネットにより、全世界に同時中継。

大江健三郎さん、柄谷行人さん、ノーム・チョムスキーさんが

「世界市民法廷」に、支持と支援の表明

◎大江健三郎さんが、9・19「さようなら原発集会」で発言した武藤類子さん宛てに、「世界市民法廷」に支持と支援を表明する手紙を書いてくださいました。

敬愛する旧知のチョムスキーさんからのメッセージの、

「There is no better measure of the moral health of a society……」
に、深く共感しました、とありました。

◎柄谷行人さんから、「世界市民法廷」に、左記のメッセージが寄せられました。

「新たな「東京裁判」を」 柄谷行人

3・11以後まもなく、私は「東京裁判」のことを考えた。もちろん、それは、第二次大戦後の東京裁判ではなく、東京電力・経産省など、原発に関係する当局を裁く法廷である。当局は、最初から、この事故の実態と、被害の実情を隠蔽した。それによって生じる被害は、甚大なも

のなるから、必ずその罪が問われるだろう。さらに、当局のやり方は、福島に住む、あるいは日本人全般を欺くだけではない。放射性物質を空中に飛散させ海中に廃棄するこの事故は、広く海外の人たちに被害を及ぼすものであり、日本だけでは、すまない問題である。「ゆえに、これは、国際的な裁判になるだろう」と、私は考えたのである。

同時に、私はこう考えた。「それはかつての東京裁判のようなものではあつてはならない」と。東京裁判は戦勝国が敗戦国を裁くものであった。しかし、一つには、それは、日本人が自ら戦争指導者を裁くことができなかつたからである。また、その結果として、戦勝国に服従して原発を推進するような勢力の存続を許してしまつた。したがつて、「原発事故の責任を問う『東京裁判』は、市民自らが担うものでなければならぬ」。それが、「世界市民法廷」である。

◎ノーム・チョムスキーさん

「ふくしま集団疎開裁判」に個人的な支援ができることを、光榮に思います。

社会が道徳的に健全であるかどうかを計る基準として、〈社会の、最も弱い立場の人たちのことを、社会がどう取り扱うか〉という基準に勝るものはなく、許し難い行為の犠牲者となっている子どもたち以上に傷つきやすい存在、大切な存在は、ありません。

日本にとって、そして、世界中の私たち全員にとって、この法廷は、失敗が許されないテスト（試練）なのです。

原発全基が停止するこの春が、

「再稼働阻止」のとき

綿津 靖子

現在運転中の関西電力・高浜3号機、東京電力・柏崎刈羽6号機、北海道電力・泊3号機が、順次、定期検査のため、定期点検に入る予定です。

廃炉も含め、54基すべてが停止へ。

それでも電気は足りるでしょうし、万一、足りなくなつたなら、一層、節電に努めましょう。火力などの使用が増えれば、電気料金を上げざるを得ないという声が聞こえてきます。

東京電力は、4月以降、企業向け電気料金を平均で約17%値上げ予定と発表。いづれ家庭向けも、値上げを申請する方針を明らかにしました。身を切る努力を、ほとんどしないまま。

原発の再稼働か、電気料金値上げかを、天秤にかけさせるのは、実に「愚か」なことです。放射能は、大気、水、海、土壌、そして食べものを汚染し、美しい日本の国土を奪つたまま。ところが、街に出れば、原発事故を忘れたかのような人びとを、多く見かけます。

立ち止まり、子どもたちの健康と若ものの未来を、考えてください！

政府は、地元の同意を得ることを前提に、4月頃、大飯原発3、4号機（福井）の再稼働を、

目指しているようです。とんでもないことです。

今こそ、国民一人ひとりが「再稼働はNO」「全基廃炉へ」と、大きな声をあげましょう。脱原発、再生可能エネルギーへの道を選択する意志を、明確に示しましょう。

「あの時、声をあげていたら」と、悔いないように。原発を54基もつくらせた「おとな」のひとつりとしての責任です。

城南信用金庫は「原発に頼らない安心できる社会」実現のため、原発を使わない電力会社への契約切り替えを実施しました。PPS事業(特定規模電気事業)などの流れは、より広がりを見せていますが、これには発送電分離の後押しが不可欠です。

「再稼働は絶対ダメ」と抗議の電話をしましょう！

・経済産業省 原子力安全広報課

TEL 03・3501・1505

・関西電力

TEL 06・6441・8821 (代) (広報室へ)

・おおい町役場

TEL 0770・77・1111 (代) (企画課へ)

・福井県庁 原子力安全対策課

TEL 0776・20・0314

・大飯原発

TEL 0770・77・1131 (代) (コミュニケーショングループへ)



『河北新報のいちばん長い日』

——震災下の地元紙——

河北新報社著

文藝春秋刊

四六判二六九頁 一四〇〇円十税

二〇一一年三月十二日の早朝、東の空が白んでくるころ、地域の人たち十数人と戸外で火を囲んでいたところに、新聞配達のパイクが近づいてきた。届けられたのは『河北新報』朝刊。

こんな日にも新聞が届くとは！
八ページの新聞は、受け取った人が二枚に分ける。みんな、せわしくのぞき込む。東北の太平洋沿岸部で、とんでもないことが起きていたのです。

二〇一一年三月十一日、午後

二時四六分。マグニチュード8.8(のちに9.0と訂正)。仙台

市中心部にある河北新報社は、天井のパネルがはがれて床に落ち、天井裏の排水管が破れて大量の赤錆色の水が降り、ロッカーが扉を開けたり閉めたりしながら独りで歩き出すなど、「これ以上揺れたら建物が持たないかもしれない」と思えるほどの揺れに見舞われている。直後に停電。すかさず、ビル内の自家発電装置が自動運転を始める。

気象庁は、午後二時四九分、岩手、宮城、福島の太平洋沿岸に大津波警報を発令。ここから河北新報社の長い午後、夜が始まる。

地震直後、太田編集局長は、

関係各部署に被災状況の確認を指示。システム局システム部の担当者が青ざめた表情で、「組版基本サーバーのディスクが倒れました。……現時点での紙面制作は困難です」と報告。八階のマシントームにある幅・奥行き七五センチ×高さ一七〇センチの、ディスク装置二台のうち一台が横倒しになったというのだ。

河北新報は、一八九七年の創刊以来、新聞休刊日を除いて一日も休まず新聞を出し続けている。太田は、すぐさま緊急時の新聞

発行相互協定を結んでいる新潟日報社の編集局長に、電話した。「協定に基づいて、新潟さんに紙面を作ってもらえることになった。とりあえず号外と明日の朝刊だ」。

地震発生から二〇分足らずの、素早い判断。整理部デスクと面担の二人を新潟に向かわせる。

普段なら、高速道路で二時間のところ、六時間もかかり、新潟に到着したのは午後九時半。

気仙沼、南三陸町など、県北の総支局とは、連絡自体が取れなくなっている。武田報道部長は、翌日の取材態勢を整える。

「……災害報道は記録に尽きる。巨大津波がどう街を襲い、どのように人命を奪ったのかを

記録し、後世に伝える……それが原点だ」と。

新潟で作った紙面データは、号外と同じように、共同通信のネットワークを借りて、河北の印刷センターに送信。翌十二日午前〇時二〇分に朝刊の印刷を開始、三時十分には四七万部を刷り終えた。

四四台のトラックで、県内に一八〇ある販売所に届けるべく、第一便は午前〇時半過ぎに気仙沼市に向けて出発するが、真つ暗闇の中、道路の亀裂・陥没、津波に流された瓦礫で道がふさがれて、通行止めになるなどで、引き返さざるをえない。気仙沼市や石巻市、女川町など七市四町の二八店分、約五万部が不配になった。全壊し

た販売店は十九店。

被災地は、南北六〇〇キロに及ぶ。震災翌日からの取材は、通信環境や道路事情が悪いところにガソリン不足が追い打ちをかける。紙面に載った報道部・支局の記者やカメラマンの署名記事が、どのような状況で取材されたものか、そこに、どのような混乱や苦悩があったかなど、それぞれの心情をつぶさに知り、同時に被災地の報道機関としての使命感や覚悟も伝わり、いっしょになって緊張し、ついつい肩に力が入る。

三月十四日の朝刊は、すべての社が「死者」としたところ、河北新報の整理部員がつけた見出しは「犠牲『万単位に』」。福島

の原発事故後、帰国のため、バス乗り場まで行ったが戻ってきたアルバイトの中国人留学生。福島島の現場を離れた自分を責め、苦しむ若い記者。震災一か月後に、報道部各総支局のほぼ全員、一八名に行なった実名アンケート。おにぎり班は十一日の夜から十七日間、本社四〇〇社員の胃袋を支えた。全社一丸となつて奮闘するようすが、克明に描かれている。マスコミ、報道を目指す若者にも、興味深い実録集だろう。

河北新報社は、地元新聞社ならではの、震災報道・企画記事で、二〇一一年度新聞協会賞（編集部門）を受賞した。

（二〇一一年十月三〇日刊）



『ふるさと石巻の記憶
——空撮3・11その前・その後』

三陸河北新報社刊

A3判60頁 オールカラー 1000円+税

石巻市が二一か所、東松島市が三か所、女川町が五か所、かつて家々が立ち並んでいた町と、大津波で壊滅的な被害を受けた町。同地点の写真が、それぞれA3サイズ、上下に見比べられるように掲載されている。

十二月二三日に訪ねた石巻市雄勝町水浜の三〇戸ほどの仮設住宅の集会所にあった写真集。高台に建つ仮設住宅から、元あった一三〇戸ほどの集落が見渡せる。ほとんどが津波で流され、家の土台のみの平地になっている。

この日はお餅をついてお雑煮や餛飩もちをつくり、「みんなでいただきますましよう」という集まりだった。

一三〇食分の食材は、なかなかの量。準備の合間に、ある女性が、「ここがお寺、これこれ、これがうちだったの。すっかりなくなつたわ」と、写真をなぞりながら、あたりの説明をしてくれる。

食後は、プロの歌手の、歌謡ショー。歌に合わせて踊り出すお母さんたちもいて、手拍子で盛り上げる。

「この仮設住宅では、コミュニティは維持され、皆さん仲良しだ」とお聞きしたが、この後の生活再建、お一人おひとりの胸のうちは、いかばかりか。

津波で福島県新地町のご実家が、そっくり流された友人は、「家や物もだけど、そして何よ

りも勤務中だった妹のことは悲しいけど、同じぐらいに、ふるさとのかたちがなくなつたことが悲しい」と、先だって、やっと気持ちの口にされた。記録と、記憶。手元においておきたい一冊です。

(二〇一一年十二月十五日刊)

(1月11日記)

(仙台在住会員 三船照子)

書籍、雑誌を問わず、皆様のお心に触れた読後感をお待ちしています。

どしどしご投稿ください。

あこら編集部

沖繩差別という「冬の嵐」に抗して

浦島悦子

沖繩防衛局が「未明の奇襲」

二〇一一年末から二〇一二年初めにかけて、沖繩には、日本政府発の、冷たい冬の嵐が吹き荒れた。

一九九七年末、辺野古新基地建设の是非をめぐって行われた、名護市民投票の民意(基地ノー)を踏みにじって、当時の比嘉鉄也市長が基地を受け入れて以来、沖繩・名護の年末は、いつも「荒れる」というのが、図らずも私たちの共通認識になってしまったが、今回も、その兆候は、早くから現れていた。野田民主党政権は、辺野古基地建设に向けた環境影響評価手続き

の最終段階である評価書を「年内に提出する」という米国との「約束」を守り、計画が「進捗している」ことを米側に示すことに固執していたからだ。

十二月二四日の閣議で日本政府は、二〇一二年度の内閣府沖繩振興予算を、県の要求のほとんど満額に近い二九三七億円と決定した。「東日本大震災の被災地復興、原発事故対応が最優先とされ、各省庁の予算が減額される中、大幅増は異例だ」「県への評価書提出を控える中、辺野古移設へ向け、沖繩側の理解を得たい政府の『配慮』が色濃い予算となった」(二五日

付『琉球新報』)。

十二月に入って、政府や民主党幹部と密室協議を重ねてきた仲井真弘多知事が「評価書の受け取りは法令上、拒否できない」との見解を示したことで、「予算と引き替えに辺野古移設を受け入れるシナリオが政府との間に作られているのではないか」という疑念も芽生えていた。

「週明けの二六日にも提出か」との報道が流れ、「基地の県内移設に反対する県民会議」は、二六日から御用納めの二八日まで三日間連続の、「評価書提出を許さない県庁行動」を呼びかけ、連日三〇〇

人以上の県民が、監視行動に参加した。そんな中で、沖縄防衛局は、史上稀れに見る恥知らずの「奇行」
「二八日明け方四時過ぎ、闇に紛れて県庁守衛室に評価書の入った段ボール箱を置き去る」を、やってのけたのだ。

地元二紙が「号外」を出し、県内はもちろん、NHKをはじめ全国メディアも、こぞって報道したため、全県・全国に知れ渡った、この国家機関による、コソ泥顔負けの「未明の奇襲」、評価書提出をめぐるドタバタ劇を報告する前に、その前段とも言うべき、田中聡・前沖縄防衛局長の、沖縄侮蔑発言に触れておきたい。

沖縄はレイプの対象？

「犯す前に、『これから犯しますよ』と言いますか」。十一月二八日夜、田中聡沖縄防衛局長（当時）が、県内報道陣とのオフレコの懇談会で、辺野古アセス評価書の年内提出をめぐって発した一言が、同席した琉球新報社の告発で明らかになり、またたく間に沖縄中を怒りの渦に巻き込んだ。

おそらく女性記者は、いなかったであろう酒席で、男同士の馴れ合いの気安さも手伝って漏れた「本音」。沖縄戦から米軍政下、そして今日まで続く女性への性暴力を彷彿させるその発言は、女性を侮辱するだけでなく、沖縄そのものをレイプの対象とみなす支配者意識を見事に表している。

沖縄の怒りの激しさに驚き、ア

セス評価書の年内提出に支障を来たすことを危惧した野田政権は、翌日、異例の速さで田中氏を更迭する早業に出たが、県民の怒りは、「田中発言の背後にある、沖縄県民を対等な人間と見ない、構造的な沖縄差別、日本政府の体質そのもの」に向けられており、「トカゲの尻尾切り」には誰も納得していない。

野田首相や矢継ぎ早に来沖する政府要人が、「陳謝」する同じ口で、「評価書の年内提出の方針は、変わらない」と述べることを、稲嶺進・名護市長は、「頭を下げながら、突っ込んでくる牛」に例えた。

沖縄県議会、名護市議会をはじめ県内各市町村議会は、次々に抗議決議をあげた。そのどれもが、田中発言を、沖縄への構造的差別

と見なし、それに対する根深く強い怒りを表すと同時に、「もはや、辺野古移設(県内移設)は、ありえない」と、評価書の提出をやめるよう、求めている。

怒れる女たちよりの抗議と要請

十二月七日に那覇市で開かれた緊急女性抗議集会には三〇〇人が参加し、田中発言に抗議し、辺野古新基地建設撤回を求めて、一斉に赤い紙を掲げ、日本政府に「レッドカード」を突きつけた。

私たち(名護・やんばるの女性)も、抗議の意思を表そうと、(い)なく会(稲嶺市政を支える女性の会)有志が呼びかけて、八日、沖縄防衛局に対する抗議・要請行動を行なった。

三日足らずの間に一一〇人の賛同者が集まったのは、この問題に対する関心の高さを物語っている。

当日は、出がけに土砂降りの雨に見舞われたが、座り込みを続ける辺野古のお年寄りを含む十三人の女性たちが、一一〇名の賛同者名を記した以下の文書を携えて、嘉手納にある沖縄防衛局を訪ね、それぞれの思いをぶつけた。

野田佳彦総理大臣 殿

一川保夫防衛大臣 殿

及川博之沖縄防衛局長 殿

去る十一月二八日に田中聡前沖縄防衛局長の口から発せられた、ここに記すもためらわれる、おぞましい暴言を、私たちは決して許すことができません。それは、二八年間の、米軍政下を通じて、そして日本復帰

後四〇年になろうとする今日まで一貫して、日米両政府が私たち沖縄県民に対し、どのような目線で見てきたのか、どのようにふるまってきたのかという、その本質が、最も露骨で醜悪な、すなわち正直な本音として語られたものと、私たちは認識しているからです。

沖縄がこぞって反対している、辺野古アセス評価書の年内提出をめざす一川防衛大臣は、それに支障を来す危機感を感じてか、間髪を入れず田中氏を更迭する早業を見せましたが、ことは田中氏個人の問題ではなく、また任命権者としての防衛大臣にとどまるものでもなく、野田民主党政権そのものの責任を、鋭く問うていることを、総理は認識すべきです。

普天間移設計画が名護市に押しつけられて十五年。那覇防衛施設局(当時)の、さまざまな圧力・妨害を受けながらも、一九九七年の名護市民投票で、きっぱりと「基地ノー」を示した市民意思を真つ向から踏みにじったのを皮切りに、どんなに声を上げて、地元住民・市民・県民の意思は、無視され、足蹴にされてきました。

権力と金力を振りかざし「アメとムチ」を使い分ける政府の手口によって翻弄され、地域コミュニティも、健全な経済発展も、破壊され、名護市民はの中で、十五年もの長きにわたって、呻吟してきました。

それは、辺野古移設と一体をなす東村高江へのヘリパッド(オスプレイパッド)建設についても同様であ

り、自民党政権から民主党政権への政権交代ののちも、変わるところか、いつそう拍車がかかっています。

今回の田中発言は、そのような背景から出てきたものであり、田中氏はそれ以前に「(高江の住民が)なぜ反対するのか理解できない」とも、述べています。

それらは、相手の立場に立ち、相手の意思を尊重する対等な関係であるなら出るはずのないものであることは明らかです。

そして、国民の血税を使って次々に「陳謝」に訪れる政府高官が、「評価書提出の方針は、変わらない」と述べるのは、頭を下げつつ刃物をつきつけているのと同様、沖縄をますます愚弄し、脅すものである、としか思えません。

いったい沖縄県民は、日本国民ではないのですか？

人権を踏みにじられ、陵辱されてもかまわない存在なのですか？

もし、「そうではない」と野田政権が言うのであれば、その証拠を見せてください。

次のことを実現して頂いて、初めて、私たちは、あなた方の「謝罪」が嘘でないことを認めます。

① 田中前局長の辞職と一川防衛大臣の辞任、および野田総理大臣の責任を、明らかにすること。

② 辺野古アセス評価書の提出をやめ、辺野古移設・高江ヘリパッド計画を、断念すること。

「田中聡前沖縄防衛局長発言に怒っている名護・やんばるの女たち」

(賛同名名(略) 一一〇人)

県庁座り込みで、年越し

十二月二六日、県庁の周囲では、赤い紙に「怒」の字を掲げた県民が立ち並び、市民団体、労働団体、県議団、沖縄選出国会議員らが、県庁舎内外で監視行動に立った。

それを見た沖縄防衛局は、「阻止行動のため県に直接届けることを断念し、郵送した」と発表。市民らは、この日の提出を阻止できたことを確認するとともに「郵送は姑息な手段」と、抗議の声を上げた。

私は、(郵送したと言われる評価書が届く予定の)二七日の一日だけ、参加した。

朝七時、(へいーなく会)や、辺野古テント村の仲間たちと一緒に、

辺野古を出発、八時過ぎに県庁に着いたときには、既に、郵便物や荷物の搬入口二か所(市民団体と労働団体がそれぞれを担当)と、地下駐車場入口での監視行動が、始まっていた。国会議員の、山内徳信さん、照屋寛徳さん、糸数慶子さんの姿も見える。

郵便車や荷物の運搬車が来るたびに、道路からの入口で停車してもらって、荷物を確かめる。「郵送した」というのが本当かどうか、みんな疑っていた。防衛局が、とんでもない「嘘つき」であること、を、彼らのこれまでの言動から、県民は知っているからだ。

この日、県庁に納品する業者は、さぞかし迷惑だったことだろうが、評価書提出が大きく報道されてい

るためか、割と協力的だった。午前十一時過ぎに入ってきた、

民間運送会社の車両に、段ボール箱が積んであるのが、窓越しに見えた。はっきり数は数えられないが二十くらいはありそうだ(評価書は一部が七〇〇〇頁。二四部提出することが、法令で定められている)。

「評価書じゃないか」という声が上がりが、みんなが、どっと車両の回りに集まった。

「どこからの荷物ですか」と尋ねたところ、「防衛局から」と答えたので、「中身は評価書ですか」と聞くと、「答えられない」とのこと。段ボール箱には、宛先も発送元も、何も書かれていない。

騒ぎに恐れをなしたのか、車はすぐに引き返したが、十五〜二十

分後くらいに、再度入ってきた。防衛局に届けるよう、命令されたのだろう。

再び、みんなが車を取り囲む。道路からの入口に停まっていると他の車の通行を妨げるので、もう少し中に入るよう促しても、「ここにいろと言われている」とエンジンを切った。「防衛局に持ち帰ってください」と、みんなでお願いしても、動こうとしない。

二〇分以上押し問答が続き、県議長は業者の携帯電話を借りて、沖縄防衛局に電話し、荷物が評価書であることを確認。「危険な状況なので局に戻してもらいたい」と、要望した。

十二時半頃、車は評価書を積ん

だまま県庁の外へ出て行き、拍手が起こった。また戻ってくるかもしれない、あるいは別の会社の車で来るかもしれない、と警戒を続けたが、そのまま閉庁時刻まで戻ってくることはなかった。ウチナインチュ同士が敵対させられて、業者もこりごりだったろう。

閉庁時刻が過ぎると、市民団体、労働団体とも、県民ひろば（県庁前広場）に移動し、県議団を先頭に「今日も阻止できた」「あと一日がんばろう！」と拳を上げた。

県議団から、この日、自民・公明を含む県議会の与野党全会派の代表が集まって、評価書提出に対する「抗議声明」を發表したことが報告され、大きな拍手を浴びた。

同声明は、十一月十四日、県民

を代表する県議会が、評価書の提出断念を求める意見書を全会一致で可決したにもかかわらず、政府が、それを一顧だにせず「姑息な手段」で強行してきたことを、「きわめて不誠実」「断じて許せるものではない」と、厳しく抗議し、「県内移設断念」を求めている。

（十二月十九日、大田昌秀元知事や現職時代には基地容認であった稲嶺恵一前知事を含む県内有識者十九人が、十一月の県議会意見書に賛同する共同アピールを發表し、広く支持・賛同を呼びかけたことも、付け加えておきたい。）

「あと一日で評価書年内提出を止められる」と思っただけで床についている県民が、まだぐっすり眠っている二八日未明、通用口から、こっそり

評価書を選び込むとする防衛局の動きに気づいたのは、万が一に備えて通用口の近くに停めた車の中で仮眠していた、県民会議事務局長の山城博治さん。飛び出して行って見たのは、段ボール箱を一つずつ抱えた二〇人ほどの防衛局職員と、それを指揮する真部朗局長の姿だった。更迭された田中前局長に代わって、異例の再任となったばかりの彼は、前任時代、高江で、夜間や早朝の「奇襲」を繰り返して行なった常習犯だ。

「なんてことをするんだ、やめろ！」と叫んで止めようとしたが多勢に無勢、十六箱は守衛室に運び込まれてしまった。急を聞いて駆けつけた人々が集まり、評価書が担当課に運ばれ「受理」されな

いよう、守衛室前に座り込んだ。

運び込まれた評価書を守衛室から動かさないことを県に約束させて、県民会議は二八日の夜遅く、三日間の行動を閉じたが、二九日以降、なおも残りの評価書を選び込むと隙を狙う防衛局に対し、口コミやインターネットで情報を得た県民らが自主的に県庁に集まり、底冷えのする守衛室前廊下で二四時間の監視座り込みを行い、つ、年を越した。

辺野古基地建設の断念を！

一月五日、防衛局は残り八部を運び込んだが、県が確認したところ、二四部すべてに欠落があることが発覚。翌六日、追加提出するというドタバタ劇が繰り返げられ

た。

「合意形成のツール」であるはずの環境影響評価法の精神を、「国」自らが、真っ向から踏みについた年末の暴挙。そうやって出してきた評価書は、案の定、「(基地建設が)環境に対する影響は、環境保全上、特段の支障はない」と結論づけ、アセスの二本柱と言われる「科学性」と「民主性」のどちらにも反している。アセス専門家らは「日本のアセス史上最悪のもの」「アセス制度を破壊するもの」と、手厳しく批判した。

そんな評価書を、結果的に県が「受理」したことに、県民の批判や不満も少なくないが、仲井真知事は、評価書に対する知事意見に、「県外移設」の公約を反映させる

考えを示した。防衛局が公開しない評価書を、沖縄県は県民の求めに応じて公開し、県民意見も受け付けて、知事意見に盛り込む方針だ（アセス法では、評価書に対し市民は意見を直接述べることができない）。

一月十一～十三日には、辺野古アセスが違法であることの確認とアセスのやり直しを求めて、地元住民や県内外の市民六〇〇人以上が原告となって提訴した訴訟の、集中審理（証人尋問）が行われた。

「門前払い」を求める国の主張を退けて、酒井良介裁判長（座り込みをしている高江住民を、国が「通行妨害」で訴えた高江スラック訴訟の裁判長でもある）は、現場

調査を含む丁寧な証拠調べを重ねてきている。

同裁判長は、埋め立て申請前に判決を出したい意向を示しており、（三月二七日までに出来る知事意見を受けて、評価書が確定したのち、国は、知事に対し、埋め立て許可申請を行う）弁護団からは、判決に期待する声も出ている。

一月十三日に発足した野田改造内閣は、防衛大臣の首をすげ替えたが、田中直紀・新防衛大臣は、早くも十五日、NHK番組で「年内着工」に言及する発言をして、県民の響きを買った。防衛官僚からの説明をそのまま表に出したと思われる、翌日あわてて修正したもの、政府のスケジュールが表面化した

ものと、受け止められている。

沖縄の民意を一顧だにしない、日本政府にあきれはてた県民は、米国に、直接民意を届け、訴えようと、一月二一～二八日、山内徳信（参議院議員）団長を先頭に、沖縄選出国會議員、県議會議員、市町村議會議員、市民団体代表など、二四人が訪米する。

仲井真知事はこれに、期待を表明した。二月六～十一日には、稲嶺進・名護市長も訪米して、辺野古基地建設反対を訴える予定だ。

野田内閣は、辺野古移設がますます不可能になったことを知り、建設計画を断念すべきである。

（2012年1月17日）

（へり基地に二見以北十区の会
共同代表・いーなく会事務局長）

男女共同参画って、いま、つまり、何？

押見操子

かしわざき女性プラン推進市民会議が、平成六年にでき、（今は、

ための広報紙なのだが、どの層を狙って作るのかも、問題だ。

かしわざき男女共同参画推進市民会議という名前になった。）それ

——っていうか、男女共同参画って何？

からずっと全市向け広報紙を、ほぼ、年一回出している。「広報か

使っているが……

しわざき」といっしょに町内会を通じて配ってもらうのだ。この事

「男女共同参画」ということばが登場したのは、いつごろであろう。

業は広報活動ができる大切な事業である。今、その編集会議。行政

戦後すぐは、「男女平等」だったはずである。戦後の復興のために、働くことになったときは、戦争で

の打破を提案すると、行政の担当者、いい顔をしない。

兵隊に行っていた男たちが帰ってきて、戦争中、人手が足りないの

私としては「行動を起こす紙面

で、女がしていた仕事も「男が帰ってきたから、もういいよ」とば

通らない。会議を続ける。市民の

かり、外されたという話を聞く。

復興が軌道に乗り、高度成長の時代。補助作業に、女手が有利であったし、結婚相手を見つげる時にも、職場に女性がいたほうがいいと思っていたのだろう。「仕事は男」——性別役割分担意識が厳然と働いていた。

もちろん、戦前にも、権利としての平等を勝ち取ることを目指した人がいたし、その活動には頭が下がる。あの明治憲法下で、それでも声を上げた人たちは、ただものではない。

戦後の男女平等を明確にした憲法のもとでも、「一件落着」とはいかない。基本的人権の尊重があれば、

本当は「男女共同参画社会を目指す」というのは当たり前すぎで、おかしい。だから、「男女共同参画」という言葉が嫌いな人が結構多い。

私は平成七年に、国の事業で、新潟県が行なった、「ウーマン・カレッジイン 柏崎」で、女性学から、この言葉を知った。この企画も、初めは、なんだか、だまされているようで、好きではなかった。

「どのようにか」というと、「それなりに暮らしている女性を、むやみやたらに経済活動に駆り出して、働かせて、（それも、賃金は安くである）、国が裕福になろうとしている」という感じがしたのだ。

この時の直観というか、どうも抜けない。日本が、少子高齢化に向かうことが、わかったとき、

「男性のみが支えている労働界は、限界に来る」というのは、すぐ、気づくこと。「外国人を入れるより、女性を活用したほうがいいに決まっている」と、方針を立て、「それを実行するには、どうすればいいか」と、考えた、その過程での、男女共同参画社会ではないか。

「基本的人権の尊重」を、もっと突き詰めて考えれば、「あらゆる人の人権の尊重」になり、男女が平等なのは、その一部分である。でも、まず、女性を経済活動に喜んで参加させるためには、これなのだろうし、これしかなかったのかもれない。女性の側も、「ちよつと我慢すれば、楽しんでぬくぬくでもないや」という風潮に流れる己自身に、鞭打つ必要があった。

と、皮肉なことも考えられるが、実は、社会に立ち混じって、悔しい思い、情けない思いをした、たくさんの方の努力の継続の結集であることは、絶対、間違いない。まだまだとはいえず、「社会は、ずいぶん変わった」と思う。

「男女共同参画社会を目指す」ことは、必要なことだった。そして、今でも必要なことなのである。だから、施策が縦糸だとすると、これは横糸で、あらゆるところに影響を与える、かなり基本的な、スタンスだ。

だから、本当は、男女共同参画室は、施策の、あらゆるところに影響を与える偉い人が室長になって、どの施策もわかって、口をはさむことが、できてほしいものだ。

国も同じだ。担当大臣は、お飾りでなく、あつてほしい。あとで首相に嫌われても。

何を、どんな話題を

広報紙は、「読んでもらって何ほ」のものである。いくら必要な情報だといつても、読んでもらわなければ、価値がない。

「市報と一緒に、家庭に、配布できる」ということは、ものすごく有利な立場である。それに甘えてしまう。「まず手に取ってもらいたいという努力」に欠ける。

「税金で作っているのだ」という意識が、情報の盛り込みすぎを発生させる。あれも出したい、これも出したい。特に、自分たちの活動報告は資料を十分持っている

だけに、この傾向が強い。

でも、「メッセージ性の強い広報紙にしたい」私にとって、第一の問題は、「どんな話題を広報するか」だったのだ。

男女

男と女は、体が違う。それは、認めなければならぬことだ。

体が違うことで、優れた、劣った、と決めつけるのは、おかしい。まずは、これを何とかしようではないか。

昔は、力が強いことが、たいへん重大なことだった。女に比べれば、男が強い。だから、男が優れている。

では、力だけが価値であろうか。昔であっても、そうではなかった。

今は、どうか。世界でも、「戦争があるところは今でもそうだ」という感じがする。戦争状態は、〈男女共同参画社会〉の敵である。平和な世界が、まず大事である。

男が女に暴力をふるう問題は、大きな問題である。男は、女や子どもが暴力を振るわれて恐怖を感じている、ということが、よくわかっていないのではないか。「暴力をふるうことは、究極の人権無視で、本当にひどいことなんだ」とは、あまりわかっていないように思う。深刻な問題を引き起こし、身近で起これば不安になる。相談窓口の充実など、逃げる手立ては、だんだん整備されるようになってきた。それでもまだ十分とは言えない。ここ数年、デートDVということ

も、起こってきている。

リプロダクティブヘルス／ライツの問題も、古くて新しい。

男性が産ませるままに女性が産んでいた。それが「女性の自己決定が大切に権利なのだ」ということが叫ばれるようになった。産む責任を深く受ければ、自分の健康も、ちゃんと配慮するようになる。性についても、「受け身ではダメ」ということだ。

「固定的性別役割意識」の問題は、人格の中に入り込んでいて、古くからあって、なかなか退場しない問題である。時が解決する部分があることは、否めない。でも、「人は変わる」と、希望を持つ。中越沖地震を体験した地域として、また、このたびの東日本大震災

があつて、防災という観点での、女性の参加は少なくなかったか。

男性も「男だから」と追いつめられてしまうことが多い。自殺が多いのも、それが原因の一つではないか。「男子厨房に入らず」は、昔のことだし、家事も育児もなかなか面白い。男性にとつての男女共同参画は、必須の話題である。「基本的人権を尊重する。基本的人権が尊重される人になる。」そういうことだが。

共同

「共同して何をするか」というと、社会を作る。社会は、家庭と仕事と地域とから、できている。ワーク・ライフ・バランスと、はやりのことばで言う。「男は仕事、女は家庭」

から、「男も女も、仕事も家庭も地域活動も」と、変わってきた。「男も女も、仕事も子育ても介護も社会活動もボランティアも」である。それを、バランスを取ってやる。よほどのことである。そうでなければ、やっていけない。

だったら、楽しんでやらなければ。そのためには、それを楽しめるように、教育もしなければならぬ。

「男だ、女だ、と差別しては、だめだ」と教えるだけでは足りない。楽しいことが楽しめること。どんどん変わっていく社会に対応できる、相手を理解できる、自分を理解させるコミュニケーション能力。また、自分から学習し、自分を変えていく能力。リーダーシップと同時に、メンバースhip。

数えだしたら、きりがなくなつた。

職場の問題は、大きい。法律の整備ができたことは重要なことだ。でも、まだまだと言わざるを得ない。会社組織は、男の社会である。「変えていかなければ、会社の存続が危うくなる」となれば、雪崩を打って変わるだろうが。

参画

参加して、企画する。「当たり前だ」と、男性の多くは言う。ところが、女性は、それがなかなか大変だとわかつていないようである。参加することは、まあ、いまどき、できないことはないが、「家事があれば行けない」とは、男性は、なかなか考えない。企画するほうは、ハードルが高い。

企画するには、企画できるところにいなければならない。誰でも企画できる場所だとて、行きにくいのだ。手を挙げる、これに慣れていない。

だから、男性の方は、女性に、「どうかね」と、声をかけてほしい。案外、できるかもしれない。嫌わないでほしい。サポートしてほしい。そういう男性は、かつこいい。女性は、勇気を出して、手を挙げる。できないときは頼む。昇進を断らない。でも頑張りすぎない。過ぎたるは、なんとやら。

「戦略的に、よく考えて」といふと、悪賢いイメージがしてしまふが、それでは広報活動にならない。女性への広報活動をする必然性が、かつては大いにあった。し

かし、女性への広報活動は、ちょっと、形を変えなければならぬ。「女性へ」と、ひとくくりにできにくくなっているからである。

大学進学率は、平等になつてきたが、議員、管理職は、まだまだ女性が少ない。国際的な指標を見ると、「こんなに遅れているのか」と、ため息が出る。この実態を知ってほしい。特に若い世代の女性たちには、「頑張り」と思つてほしい。わかつてはいるが。ここを突っ込むと、地域の姿が、見えにくくなつてしまふ。

広報紙に、知っている人が出てくることは、重要な問題なのだ。でも、どこかで触れたい話題では、ある。

世代間ギャップ

「多様化」を理由に、しかたがないとか、むずかしいとか、少なくなつたとか言うことが多い。それは、今までが多様でなかったから言うので、一樣だったからだ。

「男女共同参画社会」にしても、とらえ方にギャップがある。特に世代間にはギャップがあり、一樣ではない。かつては、女の大多数が一樣であつたので、「女性は」と言うと、だいたい同じ境遇だったが、今は、そうでない。今までずっと書いてきたが、実は「そうじゃない女性も、たくさんいるけどね」「男性だって、〇〇さんはちがうし」と思い浮かべていた。若い人に入ってくる情報は、けた違いに多い。情報を選ぶ。ネット社会である。

では、「年上の方がたは、わかっているか」と言えば、本当のところ自信がない。ギャップを嘆くわけではない。あるとわかれば、ともかく、違つていても、問いかけるのだ。会話するのだ。

やはり、それしかないのである。

ダイバーシティ

この言葉は、国の第三次男女共同参画の見直しの中間報告で、初めて見た。解説も、書いてあつた。「多様性」と訳されていた。

わざわざダイバーシティと、カタカナで書くのは、新たな価値観を見出したいからである。

私はこれを、「新しいな」と思った。「男だから」「女だから」と、二つの性に分けない。

女性イコール多様性であるわけではない。

たとえば、会社として、男性が多い会社であれば、女性が多様性。健常者が多い会社では、障害者は多様性。日本人が多い会社では、外国人が多様性。

〈女性で外国人〉という人もいろいろ条件で、いろいろな人がいれば、おのおのが意見を出して、会社に貢献する。そうすれば業績が上がる。

会社には、男性がいる、女性がいる、障害者がいる、外国人がいる、若い人がいる、年を取った人がいる、いろいろな人が、いる。その人たちが、意見をだし、関係者に貢献すれば、業績が上がる。社会も同じ。もっと突き詰めて

考えていくと、人は、一人ひとりがみんな違う。その一人ひとりが、意見を出し、会社に貢献すれば、業績が上がる。社会も同じ。それは、〈基本的人権の尊重〉という社会ではないか。

〈ダイバーシティ〉の考え方について、帝人のダイバーシティ推進室長メッセージで、黒瀬友佳子さんは「具だくさんのサラダ」と表現している。

<http://www.teijin.co.jp/recruit/saiyo/message/dl.html>

でも、基本的人権の尊重と、どう違って、どう同じか。

ダイバーシティマネージメントも、同様である。

目指すものが変わっていく

男女共同参画社会を目指すことは、過渡期の現象かもしれない。基本的人権の尊重は、変わらない価値である。男女平等も変わらない価値である。イメージしやすい男女共同参画社会は、その目指すものが、レベルアップしていくように、イメージしにくい。「ここが、何とかなれば、終わっていい」というものではない。勉強し続けなければ、置いて行かれてしまうシステムエンジニアほどではないにしろ、望むべき社会のイメージが、日々更新されているように感じる。

では、広報活動は、どうなのか。それを追いかけていかなければならないのではないか。

しかし、昔からの問題は、依然として解決されていない。昔から

の問題も、退場して行かない。

でも、一足飛びには行けないのだ。

結局、私の企画は反対され、実現しなかった。がっかりしている私を慰めようと、夫が、

「東京に行ったとき見たんだが、ショーウインドーの中にいた、三九万八千円が十万円値引きで二九万八千円になっていたマンマンカシより、うちの猫の方が、ずっとかわいい」

と、声をかける。夫は、カタカナ語が大の苦手である。猫の品種である「マンチカン」のことを「マンマシカン」とか「マルチカン」という。こういう場合は、あえて、訂正しないのである。

(2012年1月19日)

意思を通すには、お金が要る (1)

押見 操子

平成二四年のお正月は、うららかにあけた。クリスマス寒波などいって雪は降ったが、山沿いに家のない私は、楽々過ぎた。元旦は、お棚参りの親類の方（この方は、珍しく、夫だけ大好き、我が家の猫に好かれている）がいらっしやった。

急に帰省することになった長男は、関東の地震の影響で遅くなって来た。

二日、三日は、箱根駅伝を見ていた。

お棚参りの親類の方とは、「近頃の若い者は」という話題で盛り上がった。

一月四日は、ちよつと雪が降ったが、大雪ではなかった。と、このように時候の挨拶を書いていたら、どんなにいいか。

身内の恥を書かなければならない。相続の争いの話を書かなければならない。つらい。それなら書かなければいいのではないかと思われるのは百も承知で、書く。

母の死

平成二二年三月十日、母が死んだ。母の死を思うと、膀胱炎の痛みが共に思い出される。

母の死は、見とれなかった。付き添っていた合間を縫って、まったく母らしく、次男に看取られて、逝ってしまった。

まったく、もう。この人は、いつも、そうだ。次男のトラウマにならなければいいと思う。駆けつけようと思うが、私は柏崎に住んでいる。強風のために、信越線は不通であった。私は遅れた。そのための不利益もこうむった。それはそれとして、長女として嫁いだ娘の心情をお語りいただきたい。母は、次女の家族を同居させていた。

父の相続の時には、私は二人姉妹だったのだが、母の相続時には、なんと、弟がいた。妹の長男が養子になっていた。

「正当な理由があつて、法定相続分を、主張した」と思っていたいただきたい。よく、「ぜんぜん、親の介護もしないで、法定相続分を兄弟姉妹が主張する」という話を聞く。私も実は、「それはひどいな」と思っていた。事情があるが、今回はそれが話の本筋ではない。

でも、「相続」って、なんだろう。

「家」ってなんだろうか。「家」への貢献は、親の介護だけではない。また、「家」を継げるのは、男でなければいけないのだろうか。「家を継ぐことは、お墓を守ること」なのだろうか。あの、モダンガールの母にしても、考えていたのだろうか。「男がいないとだめだ」と。「適当な男を養子にして家の存続をしなければならぬ」と。父でさえ、それはあきらめていたのに。では、養子をとることは相続税の軽減だろうか。

実は、私は、東京の生まれである。東京の地価は高い。父も相続については、非常に悩んで

いた。でも父は、「国の礎は税金である」との信念から、「養子をとって、税金を安くしよう」とは、考えなかった。しかし、母は、妹の長男を養子としたのであった。

母はそのことについて、一言の相談もしなかった。母の金である。私も口出しする気はない。晩年、母は認知症を思った。私は、母が施設に入ることを、「いいことだ」と思っていた。同意した。

葬儀にすったもんだがあった。当然であるが、実は、この話がしたいわけでは、ない。

相続放棄を望まれる

親族だけで、四十九日の法要を行なった。モダンガールであった母。「このような追善供養では納得しないのではないか」とも思ったが、そこで、突然、妹の連れ合いから、「自宅部分の相続放棄をしてくれないか」と言い出されるとは、思ってもみなかった。私に、「自宅部分の土地と建物の相続放棄をしてほしい」と言うのである。相続財産は、自宅と、自宅の隣の母のアパート(昭和の築で六部屋である)、それに金融資産などである。彼は、大まかな、財産のリストを持ってきた。税理士を頼むと高いから、これで分割したいというのだ。彼は仕事から、税金に詳しい。そして、母が認知症を思ってから母の財産を管理していた。

私は、「考えさせてくれ」と言っ、回答は保留した。こんな場所で、そんな話をするなんて……。ゆっくり考える余裕もなく、相談もさせないで。

私の家族は、相続放棄には反対で、「普通に分割して遺産を相続すること」に賛成であった。私は、「自宅部分の相続放棄はせず、法定相続の三分の一ずつの分割にしてほしい」と手紙を書いた。妹の連れ合いを通じて、弟妹からも同意があった。

ここに及んで、「これは、専門家の立ち合いが必要だ」と思った。常々父は、専門家を重用していたこともある。

税理士の登場

母の死の前に、父が死んでいる。平成〇〇年、二月十四日である。その時、父の係累の税理士を入れて、相続を行なった。姉妹二人（その時は弟がいなかった）とも、財産を放棄した。

そのときにその方は、「税理士を入れて、財産争いにならないようにするのは、賢いことなのだ」と言われた。その通りだと思った。なので、私は、今度も、税理士を入れるように願った。そこで、私は、「税理士にしても、一次相続の時に世話になった父の係累の税理士に、頼むように」話をした。父の例もあるし、面倒な説明もしなくて良い、と思ったのだ。私が電話でお願いした。弟妹も、同意した。

税理士に、「書類ができるのは、いつ頃になるか」と聞いたら、「まあ、九月ごろか」と聞いた覚えがあるが、違ったかもしれない。その時、「もめそうなので、いい解決法を提案していただけると、ありがたい。」と言ったら、「税理士は、公平な立場であるから、提案はしないのだ。

当事者どうして相談して決めるのだ。」と言われた。「なるほど、もめることがわかつているので、そういうのだろうな」と思った。信頼していたので、特に、説明に行ったり、話に行ったりしなかった。後で聞くと、「それがいけない」と言われたが、後の祭りである。

「後で分ける必要があるので、弟のところにお金を集めるのだ」というので、いうがままに、書類を書いた。「大変なんだなあ」と思っていた。

夏、税理士事務所に、「だいたい財産は、このぐらい」という中間報告的な書類の報告を受けに行った。妹は来ず、妹の夫と弟がきた。「あと少しなんだ」と思った。

秋になった。

冬が来た。

連絡がない。

「相続税は十か月以内に収めるはずだ」という常識は持っている。確かに、おかしいな、とは思ったが、一から相続の相談をするのは大変だろうと、私たちは、公平な案を作ることにした。夫は、とてもよく手伝ってくれた。仕事が、保険の代理店をしていたので、私より数段詳しい。それでも素人考えである。よく考えなければならぬ。市立図書館に行つて、本を借りたり、インターネットで検索したりした。柏崎に新たに開業した弁護士無料相談にも行つた。

いよいよこちらから、「相談しませんか」と電話をかける。

指定された日は外せない仕事があり、代わりに夫に行つてもらつた。十二月十六日金曜日であつた。打ち合わせ的な話だったので、聞いてきてもらつて、ゆつくり(と言つても、一月には

税金を払わなければいけない)、対応しようと思っていた。

漠然とした不安の中で

相続の分割をするというのは、気持ちのいいものではない。それも、もめるのは嫌なものである。私たち姉妹は仲が良いというわけでもないが、普通だと思っていた。

しかし、いろいろなものがねじ曲がっていることを突きつけられると、普通ではいられない。実家の話を出されるのは、前から、非常に苦痛だった。古くは、嫁姑が激烈に仲が悪かったし、家の居心地が悪かった。そのためか、早く親離れしたといってもよい。親は十分愛情を注いでくれた。父も母も大好きであった。それは間違いない。しかし姉として、反省をしないではない。られない重い気分で過ごす。

その中で、「財産を法定分割にするのが将来のためである」と心を決め、覚悟する。「今は理解されなくとも、最終的にはベストの選択である」と、自分の中で覚悟する。そのうえで、「あいであるうか、こうであるうか」と思い描く。

何を考えているのだろうか、妹も養子の弟も、たぶん何も考えてはいまい。夫任せ、父親任せであろう。もしも、最悪の提案があったらどうするか。〈最悪〉というのは何だか、見当がつかないが。

恒例の夏の大学の時のサークルの合宿で、台所でパスタを茹でながら、先輩の、相続を争っ

た話を聞いた。そうか、弁護士を入れる選択肢がある。だから、地元柏崎の弁護士の無料相談にも、行ったのである。

私の住んでいる柏崎は、新潟県にある。新潟県でも、日本海に面していて、佐渡島と対面しているところである。東京は遠い。今は日帰りができるようになったものの、時間も、お金も、かかる。仕事もあるし、おいそれとは休めない。思い悩んでいた。

十二月十六日、木曜日

約束の時間は、午後三時だったが、夫は、朝一番に出た。午前中に、練馬で大学の後輩と、椎名町の親類に会って、そのあと、税理士事務所に行って協議し、夜には大学の同級生に会う予定にしていた。

税理士事務所についたら、すでに妹の連れ合いは、来ていた。税理士と妹弟の代理人としての妹の夫がいるのはわかっていたが、もう一人、違う税理士がいた。「この人は、いったいなんだろう」と、夫は思ったそうさだ。

事務所案として、示された案を見て、夫は、びっくりした。自宅不動産評価が、相続申告時の、小規模宅地の八〇パーセント減になっていて、弟妹の方に分割されており、いきおい金融資産は、「弟妹の方に多く、（大部分）配分される」という、大変不平等な案に、なっていたのだ。「税理士は公平な対応をする」と思っていた夫は、啞然とした。

遺産分割時の不動産の評価は、時価でなされるはずだ。時価はわからないから、路線価で出すのだ。私たちはそう考えて、分割に際し、二つの案を用意していた。

夫は、私たちが考えた二つの案を出した。私の依頼した親戚の税理士は、何も言わない。妹の夫は、税理士事務所案に賛意を示した。

そして、同席していたもう一人の税理士が、納得できないでいる夫に、「八〇パーセント減が不服なら、何パーセントなら、了解していただけるんですか」と言った。自分自身の相続の例を挙げながら、「親類づきあいがいにくくなる」、「お母さんの一周忌に気まずいことになりますよ」など、説得にあたった。「夫を説得すれば、それで決まりである」と思ったらしい。

夫は、「分割協議の場合は、自宅部分の不動産評価は、時価(路線価)で分割することが前提だ」と主張し、譲らない。妹の夫は、「母の自宅にだれも住んでいないのなら、路線価評価もあるが、自分たちは同居しているのだから」と言う。

話は平行線をたどった。夫は、「自分は代理人であるから、税理士事務所案を伝える」と言った。そして、夫は、税理士に細かい説明を求めようと思っていたら、妹の夫が先に税理士に「先生にご相談がある」と言って、話を聞けなかった。

激論だったそうだ。本音のぶつけ合いでもあった。

いったんホテルに戻った夫は、岡崎に住む税務に詳しい高校時代の友達に電話をした。

「相続分割協議の時、自宅不動産の評価は相続申告時のもので行うのが、税理士業界の一般的なやり方なのか」と確認した。夫の友達は、「時価(路線価)評価であり、それは、おかしい」

と、言ってくれた。興奮して要領の得ない夫の話を、一時間も聞いてくれた友達に感謝する。夫から、私の携帯に電話があった。内容を知らされた。意外に、冷静であった。もし、税理事務所に行っていたら、こんなに冷静ではいられなかったであろう。夫には気の毒なことをしてしまった。「もう、弁護士に相談するしかない」と思った。私は、「夏合宿で話を聞いた先輩の使った弁護士がいい」と思った。

ほどなく、妹の夫から、「柏崎に來たい」という連絡があった。「土曜日がいいか、日曜日がいいか」と言う。わたしは「とりあえず、日曜日ということ、来てもらっても、結論を出すかどうか、わからない。」と答えた。もとより、「来るな」とは言えない。

あとで考えると、税理士事務所で、「本人（私のことである）に会って直接説明したらどうだろうか」と言われたのかもしれない。

弁護士に依頼するのは、簡単なことではない。まして、相続税の申告期限は、年があげての一月十一日である。時間がない。ゆっくり考えている暇はない。首都圏に住んでいて、明日会える有能な弁護士を探さなければならぬ。私たちは焦っていた。

夫は、「今夜会う友達は、仕事から、たくさん弁護士を知っているの、弁護士について相談しよう」と言った。また、サークルの友達にも手を回す。しかし、留守で電話がつかまらない。

それに、弁護士に依頼するにしても、どのぐらいお金がかかるのだろう。「着手金と成功報酬」と聞いている。高いのだろうか。ともかく信頼のおける人に頼むよりほかにない。嫌な思いがずつとつづく。それもいやだし。でも、もう決めたんだ。夫が、ホテルから電話をかけてき

た。「夜会った友達が、金曜日に会える弁護士を探してくれる」と言う。ありがたい話である。

十二月十七日、金曜日

金曜日には、夫は、私の母の親友と会う予定だった。

そのあとの時間を使って弁護士に会いたかったのだが、急な話である。弁護士がどうしても見つからない。責任感の強い夫は、どうしようかと迷い、揚句に、荷物を電車の中に忘れてしまったのだ。

岡崎の友達も動いてくれた。相続に詳しい仲間の税理士に、問い合わせてくれた。そして友達は、夫に電話をくれた。その電話に、その税理士が出てくれて、「分割協議がまとまらないなら、未分割申告というのものもある。納得するまで、絶対判を押してはだめだ。」と、貴重なアドバイスをくれた。

サークルの夫の友達と、やっと連絡が取れた。お母様の入院と重なっていたのだ。忙しい中、サークルの友達は、弁護士に電話してくれた。「土曜日の午前中なら、弁護士に会える」と伝えてくれた。弁護士には紹介者が必要な場合が多いという。弁護士にしても、紹介であれば、ある程度、人間の想像がつく。依頼人も、いくらかは、安心することができる。依頼人は、困り果てて弁護士に依頼するのである。

「それでは、もう一泊して土曜日に弁護士に会おう」と段どりがついたのは、午後二時ごろ。

皆さんのおかげをもって、弁護士に会うところまでこぎつけた。

夫は、新宿にある高名な本屋、紀伊國屋に行つて、「相続分割の本」を探した。「相続分割協議の時の不動産評価は、時価(路線価)です」というのは、どの本にも書かれていない。隠し子がいた場合は、よく書かれているが、分割相続について書かれている本は、たった一冊、柏崎市立図書館で見つけたそうだ。紀伊國屋にしても、そのところがはっきりしつかり描かれている本は、見つけれなかった。

自分たちの分割案を作るときに、私は、税理士事務所のホームページで、相続分割協議の時の不動産評価は、時価(路線価)ですという情報を見つけていた。しかしそのときは、「小規模宅地の八〇パーセント減」というのは、全然知らなかった。

夫は夜、ホテルで、翌日の弁護士との話し合いに備えて、資料を揃えていた。

税理士に裏切られた思い

税理士事務所案が、妹弟側の主張に沿ったものであったことに、私は衝撃を受けていた。「分割協議は、当事者がするものである」と税理士は言っていた。

公平であるべき税理士が提唱した、「自宅の土地建物を弟妹に振り分け、八〇パーセント減の評価にし、金融財産のほとんどを、弟妹に相続させる」という案は、公平なのだろうか。そもそも、「税理士は公平だ」というのは、私の勝手な思い込みなのだろうか。

原子力発電所のことを考えるときには、「いつも専門家がちゃんと、していきってくれる」と思っていたのと、何か近い気がする。この件は、「近い将来、原子力発電所はみな廃炉にする」というような政府の案が新聞に出ていたが、廃炉と言っても、高レベル核廃棄物は、どうするつもりなのだろうか。地層処分なども、本気で考えているのだろうか。

誤解があつて、「なるべく多く弟妹に渡したいと私が思っている」と税理士が思ったとしても、夫が行つて私たちの案を出した時から、違うことがわかつたはずだ。父が「信頼に足る人物だ」と言つていたのに、とても残念で、眠れない。

税理士は、「顧客に平等公平に対応しなければならぬ」のではないのか。

慣例があるのかもしれない。その慣例に沿つて世の中が動いているのかもしれない。知らなかつたのは、私だけなのか。いや、そんなことはあるまい。

わざわざ税理士を入れたのに、この有様で、どこが間違つたのだろうか。私が悪かつたのだろうか。これから続く、ごたごたを思うと、気分が暗くなる。その上、「尊敬すべき係累である、よい方だ」と思つていた。そのご家庭の話も聞いていた。「なぜなんだ」と、納得がいかない。

弁護士への委任

翌日、大学のサークルの先輩が紹介してくれた弁護士に、夫が会う。私たちの主張は、「法定相続分での遺産相続がしたい」ということである。「土地の評価は、時価(路線価)で行なつ

てほしい。相続に付随するさまざまな交渉を、専門家として行なってほしい」ということであった。弁護士は事務所で扱った事例ファイルを持ってきて、「私たちの主張が正しい」と言ってくれた。夫は、うれしかったそうである。「通帳のコピーなど、根拠については見せてもらえたのか」など、弁護士は、いろいろと指摘してくれた。

申告期限ぎりぎりまで分割協議を伸ばし、土地評価が八〇パーセント減であると考えられる暇もなく、弁護士に相談する余裕もなく、「ほかの相続人に迷惑をかけるから」と、わたしがひとりだったら判を押してしまってもいいかもしれない。本番の申告書ながらの、きれいな書類を見せられて、専門家に説得されたら、「そんなものか」と思ってしまうのは、私だけではあるまい。不公平であるわけではなくても、間違いである可能性もある。よくよく見ないと、何があるかわからない。

私たちは、その日付で弁護士に委任した。私の名前で委任するので、書類は、後にはなる。費用は「即金で」というわけではない。「ある程度めどがついてから」ということである。そのお金は、私の年収より高かったが。

妹の夫に連絡する。「日曜日に来てもらっても、分割協議の方は、弁護士に一任するから……」と伝えた。私たちが弁護士を使うということは、考えていなかったらしい。一瞬、声を失った。「相続税を払わないと、相続人全員の責任になる」と言ったので、私は「それは、わかってる」と答えた。結局、妹の夫は、柏崎に来なかった。

(つづく)

『あじら』233号をふりかえって

柳澤つや子

あじら233号は一九九七年十月発行、「女性に有利？ 不利？ 5年別居離婚・破綻離婚」の特集号である。これは、名古屋発信の〈5年別居離婚に反対し、女性の自立を考える会〉が、一九九七年八月に埼玉県嵐山町にある国立女性教育会館において、「ジェンダー・女性学研究フォーラム」のワークショップで、「女性と民法」～5年別居離婚を考える～を賛否討議したものを再録している。

一九九二年十二月に法務省から民法改正の中間報告が発表された。その民法改正の三本柱といわれるのは、(1)選択制夫婦別姓、(2)非嫡出子の相続差別の是正、(3)民法770条の裁判上の離婚原因に、「夫婦が5年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき」の導入である。そのうちの(3)は特に女性にとって不利であるということ、一九九三年三月に名古屋のあじらメイトが中心となって発足したのが、〈5年別居離婚に反対し、女性の自立を考える会〉で、九月に第一回の集会を開催し、その後隔月毎に続けた。(ここでは民法770条 裁判上の離婚原因の条項のみにふれる。)

一九九六年二月に、法務省の諮問機関である法制審議会が、「民法の一部を改正する法律案要綱」をまとめた。この要綱には5年別居による離婚だけでなく、婚姻関係が破綻して回復の見込みが

ないとき、いわゆる破綻離婚の条項も付加えられた。それで当会としては名古屋だけでなく、全国に反対運動を呼びかけるため、その一環として国立女性教育会館でワークショップをしたのである。しかし、要綱は政府案として国会に提出するにいたらず、いまだ継続審議となっている。

裁判上の離婚原因の、5年別居離婚、破綻離婚の条項導入は女性にとつて明らかに不利である。離婚に対して有責であるか否かを問わず、5年間の別居、または破綻という原因で、画一的に裁判によつて離婚ができることは、たとえば、夫が愛人をつくつて5年間別居をする、あるいは婚姻関係を破綻した場合には、離婚原因が夫にあるにもかかわらず、夫は裁判に訴えれば離婚は認められるからである。妻の方はどうかといえ、特別の落度もないのに、離婚を強いられ、離婚したくない権利は奪われることになる。その結果、妻（と子）は経済的に困窮し、その上住まいを失うなどの不利益が生じる。当然、相続権は奪われる。

当会は、「何が何でも離婚に反対」というのではない。もちろん妻は経済的に自立をしなければならぬ。しかし、有責配偶者（男性に多い）からの離婚請求によつて、特に妻の経済状況は夫と比べて不公平が生じる。そのため、妻の離婚拒否によつて、夫から納得のいく条件の離婚に応じてもらう。つまり、妻の離婚拒否こそが武器となつて、生活費や子どもの養育費、住宅など、離婚後の保障を要求、確保するのである。故に「5年別居離婚、破綻離婚」の条項導入に反対をするわけである。

当会は、離婚しても、多くの場合、「妻と子どもが安心して暮せる社会を築くこと」を目指して、満十八年を経て、今日まで活動を続けてきている。二人の弁護士が講師となつて、参加者に事例

をもとに、具体的なアドバイスをしている。隔月ごとの集会開催も、十年目頃から年五回に、そして四回となって、九六回を開催してきた。

十八年間に、納得のいく離婚をした人、やむを得ず離婚した人、長期の別居を続けている人、高齢により亡くなった人などで、会員数は減少傾向にある。しかし、すでに解決された人たちの中には、貴重な意見や経験を述べて、参加者を励ましたり、アドバイスをしている人もいる。

「あいら」233号をふりかえってみると、「夫から離婚を突きつけられた」と泣く女性もあったが、今は冷静に受け止めているのか、泣く女性はほとんどいない。集会に黙って参加するだけの人もいなくなった。自分の問題なのに、「友人の離婚」と言って参加した人も、いつの間にか、「自分の離婚」と言うようになった。このことは、離婚件数が多くなったことや、マスコミもすれば離婚を取り上げるようになり、一般的に離婚へのハードルが低くなったためであろう。また「離婚式」を「結婚式」のように、ビジネスにするところも現われてきた。若い男女は、友人たちの前で互いの再スタートを誓い合う「離婚式」をするという。

十八年間で、確かに離婚観は大きく変化した。「自分らしく生きたい」とか、「結婚に執着しないで再スタートをしたい」と考える女性も多くなってきた。離婚を迫られている娘の代わりに母親が参加して、「娘の家族を援助する」と言っている。これは、いつまで援助できるかを考える必要もあるのではないか。他方で、やや好ましいこととして、離婚による夫の年金分割権（主として二分の一分割）が、二〇〇七年に、認められた。

しかし、離婚後の母（女性）と子どもの経済的困窮は、重大である。一人親世帯の年収は、平

均二二二万円（非正規雇用の場合は一一二万円）、一般世帯に比べて、約半分程度である。

二〇一〇年の女性の就労は二、三二九万人と言われるが、そのうちの正規雇用は一、二一八万人である。男女を問わず非正規雇用が多くなっている現状では、女性の自立を難しくしている。民法改正は前述のように継続審議のままであるが、国会に提出されないとはい切れない。また、選択制夫婦別性は取り上げられても、「5年別居離婚、破綻離婚」の条項は、なかなか議論されない。名古屋発信の〈5年別居離婚に反対し、女性の自立を考える会〉は、今後も続けていきたいと思っている。

（5年別居離婚に反対し、女性の自立を考える会会員）

〈5年別居離婚に反対し、女性の自立を考える会〉 第九七回集会のお知らせ

日時 二〇一二年三月十八日（日） 午後13時30分～16時

場所 名古屋市女性会館 TEL 052・331・5288

地下鉄「東別院」駅下車①出口、直進徒歩5分左側

テーマ 「離婚と子どもを考える」

講師 林光佑弁護士、二宮純子弁護士

参加費 会員一〇〇円、一般五〇〇円（コピー付）

事務局 〒458・0002 名古屋市緑区桃山4・604 柳澤方

TEL/FAX 052・876・6962

年会費 二〇〇〇円（NLをお送りします）

郵便振込 00860・9・5655 5年別居離婚に反対する会

冤罪・福岡事件

―再審運動に生涯を捧げた古川夫妻を中心に

小俣 光子

「足利事件」や「布川事件」など相次ぐ再審無罪判決により、「冤罪」という言葉が、世間に広く知られるようになった。検事が犯罪者を仕立てるために証拠の改竄まですることは、厚生労働省の村木厚子元局長の裁判で明らかになった。

こうした一連の裁判によって、私たちは、警察や検察が、筋書き通りの供述調書を作るために、強引な、そして時には非人道的な取調べをしたり、それによって誤った裁判が行われることを知った。

今から六五年前に起こった福岡事件では、無実、誤判を訴え続けながら、二名の被告人に死刑が言い渡され、再審が認められず、うち一名は死刑が執行された。

教誨師古川泰龍は、その二名の訴えを静かに八年間聴き、冤罪・誤判であると確信した。

「一億人もの人間がいるのだ。無実の死刑囚を孤立させてはならない」と私財を投げうち、家族一丸となって再審運動に立ちあがった。日本の再審運動の先駆者ともいえる、古川泰龍と妻・美智子の生涯を追い、今につながる、わが国の冤罪について、市民の立場で考えてみたい。

福岡事件とは

敗戦直後、混乱と飢え、連合国の占領下にあった一九四七年五月二〇日夕刻(午後七時頃)、福岡市博多駅に近い堅粕の倉庫横の空地で、軍服の闇取引からんで、宮本耕造(仮名、日本人、当時四一歳)と王千金(仮名、中国人、当時四〇歳)の二人が殺害される事件が発生した(後に「福岡事件」と呼ばれる)。

当時の福岡は、ヤミ市が博多港近くの大浜からはじまり、天神、博多駅前などに出現して、きわめて、治安の悪い状況であった。

警察は、事件直後に、「強盗殺人事件」と推断して捜査を開始した。「現金八万円を持ち去った」として、西武雄(当時三二歳)を主犯、「二人を射殺した」として、石井健治郎(当時三〇歳)を実行犯、さらに五名を共犯として、逮捕した。

旧海軍少佐の西武雄は、南方から復員後、鮮魚の卸や、トラックの運送業を営んでいた。一方娯楽に飢えた人びとのために劇団芸能社をつくって喜ばれてもいた(事件の半年前に解散)。一九四七年三月、県知事選挙運動に、西のトラックが借りあげられた(事件の二か月前)。

そこに入入りするうちに知り合った宮本耕造(闇商人のプローカー)に、「佐世保から着く闇軍服を、王千金(華僑の大物・雑貨商)に売り渡す約束ができたから、手伝ってくれ」と頼まれた。

事件の二〇日ほど前、西は、劇団時代から可愛がっていたK(当時二一歳)に、久々に再会した。Kは、その頃寄食しているAと、佐賀の暴力団Bとの間にトラブルが発生、これから久留米に

応援に行くと言し、喧嘩に備えて日本刀を用意していた。西はKの身を案じ、護身用に拳銃を持たせたほうがよいと考え、Kに探させた。Kは、劇団時代の同僚F（当時二三歳）、Fの戦友O（当時二三歳）のルートで、拳銃を持っている旧軍人の石井健治郎に辿り着いた。Kはその過程で、「久留米の喧嘩」を、おおげさに吹聴していた。

事件当日、五月二〇日、午後三時頃、Fの案内で、石井は拳銃の売買で西を訪ねた。石井は初対面の西に持ち逃げされないように、現金取引を要求した。その日の夕刻に行われる闇軍服の取引に立ち合う予定（このことを西は、誰にも言わなかった）の西は、宮本からの謝礼で支払おうと考え、取引現場周辺での拳銃引換えを提案した。

西は、夕刻、現場近くの食堂で、宮本と王の軍服取引の商談に同席した。当時の闇取引は現金取引が常識であったにもかかわらず、王は、約束の取引額一四〇万円のうち六〇万円しか持つてこなかった。そこで、宮本は、今までの取引で、現金を少額持参して、さも買うような態度をみせ、現場を確かめ、現物をみたら、奥の手を出し、「この現物はこれ程に負けておけ、負けねば隠匿物資として警察に通報するぞ」と恐喝する。例もあったので、万一の場合を考え、保証金を一〇万円要求した。宮本、王、西三人で、その保証金を、食堂に近いN（軍服の名目の持主）に預けた後、宮本が、闇軍服のある場所に王を案内することになった。その時、西は、拳銃売買のことで訪ねてきたKを、宮本の用心棒として同道させた。

石井は、同居している弟分のH（当時二〇歳）とM（当時二四歳）を伴ない、現場近くでKを待っていた。そこへ、息せき切って走ってきたKが、「拳銃を貸してくれ、喧嘩だ、早くし

てくれ」と訴えた。「久留米の喧嘩」が始まった、と石井は緊張した。その矢先、王と宮本が、何かトラブルが発生したのだろう、大声で言い争いながら、近づいてきた。王がポケットから拳銃を抜くような動作をしたので、石井は、自分が殺されると直感し、とっさに拳銃を発射した。それを見た宮本が、何かとなりながら、自分に向かってきたので、それもKの喧嘩相手だ、と思ひこんだ石井は、撃った。

拳銃の受け渡しに関わりそこに居合わせたFとOを含めた五名は、予想外の事態に仰天した。パニックに陥ったKが短刀で、Hは日本刀で、倒れた二人を刺してしまった。動転した一同は散り散りに現場から離れ、その道すがら石井はKから「被害者が西の関係者だ」と聞かされた。何も知らずに、王の仲間数人と宮本・王らの婦りを食堂で待っていた西は、石井から、ことの顛末を聞かされ驚天動地、このままでは、保証金を預けているNに疑いがかけられると考え、N宅に赴き、Nに謝礼として二万円を支払い、残りの八万円を受け取って、後はどこへ逃げるともなく茫然自失しながら、「取引を滅茶苦茶にしたうえ、宮本を殺害した石井への復讐」を考えていたという。

このように、軍服取引と護身用の拳銃売買という、本来は全く別の取引が、たまたま同じ日に、しかも、時間的に接近して行われることとなり、その過程で、偶然と誤解が重なって、拳銃の売り手であった石井が、拳銃の買い手、Kの喧嘩相手だと誤解して、見ず知らずの軍服取引の売り手宮本と、買い手の王を射殺してしまった。これが後述する、古川泰龍が明らかにした「福岡、中国人闇ブローカー殺し殺人請負強盗殺人事件 真相究明書——九千万人のなかの

孤独』（コスモス社・一九六三年）以下「真相究明書」と略記」事件の真相である。

警察は、「軍服の架空取引上の強盗殺人共謀事件」と想定して、西を主犯と見込み、容疑者を追及した。

西が八万円を持ち帰ったのは、当時の闇取引の慣習で、取引の成立いかんに関らず「保証金は返却を要さないもの」と考えたからであった。石井とは初対面であり、殺人現場には、いなかったと、「強盗殺人」の計画も、実行も、全面否認した。

一方、石井は、「過剰防衛による誤殺であり、強盗の目的は、なかった」と主張した。

殺された王千金（華僑の要人）は、戦勝国の国民であり、西や石井は、共に旧軍将校であったから、GHQ（連合国司令部）は、「戦勝国民への旧軍人の報復か」という疑いを持ち、当初は米軍憲兵隊（MP）司令官が捜査指揮に当たろうとしたほどだった。結局、捜査は、日本側に委ねられたものの、厳罰と早期結審を迫るGHQの圧力は、捜査や裁判にも及んだ。

また、福岡事件は、新憲法下、刑事訴訟法が現行の同法に改正される過渡期にあり、旧刑事訴訟法と応急措置法によって裁かれ、捜査、取調べは、旧態依然の状況で行われた。

警察は、自らの想定した犯罪の筋書きに合致する「自白」をさせようと、竹刀、木刀による殴打から、逆さ吊り、水責め等、言語に絶する拷問を加えた。西と石井は、このような違法な取調べと、聴取書や公判調書の捏造によって、「強盗殺人」の共同謀議をテッチ上げられた。

強殺の共謀は、すべて脅迫・拷問を受けた共犯者の自白だけで認定された。したがって、「謀議を裏づける検証可能な客観的証拠は一切ない」のが、この事件の特徴である。

さらに、この事件は、よい弁護人に恵まれず、「金だけとると、さつさといなくなるような人が任に当たっていた」「あの頃は連合国の圧力が厳しく、弁護団をつくることも、証人との打ち合せすることも、できなかった。もしそういうことをしたら、資格をとりあげられたらう」〔真相究明書〕と、当時、事件を担当した良心的な弁護人がもらしている。

一九四八年の一審、一九五一年の二審、共に西・石井に死刑が宣告され、共犯者Kには懲役十五年、H同六年、F・O同五年、M無罪が言い渡された。一九五六年に最高裁は上告を棄却して、二人の死刑が確定した。

冤罪死刑確定囚と古川泰龍天妻

最高裁で死刑が決まり、死刑執行に脅えながら、無実・誤判を訴える西武雄と石井健治郎の絶望の間に、光をもたらしたのが、福岡刑務所の教誨師に就任した古川泰龍だった。

古川泰龍は、一九二〇年に九州の佐賀で生まれた。両親は、貧しさに負けることなく、篤い信仰心を持っていた。

古川は、真珠湾攻撃の前年の一九四〇年に出征する。中国戦線に送られ、負傷し、傷病軍人となつて帰郷する。中国大陸での惨状を見すぎたからか、帰郷すると、仏門に帰依することを決意する。真言宗の本山に学ぶと、郷里の佐賀にもどり、小さな寺の住職となり、結婚した。

草鞋履きで「雨ニモマケズ」を実践する古川の生活の実態を知った妻の親が、その生き方に

猛反対をした。妻は出産のために里帰りをしたきり、古川の許に戻ることはできなかった。

結局、古川は妻と死別し、我が子とは生別という悲運に見舞われるが、それによって、仏門への帰依を一層深め、法話や托鉢に、ますます心をこめていた。

その前に現れたのが美智子である。

美智子は、一九一八年に熊本県の温泉地でも有名な玉名で、素封家の娘として生まれ、地元の女学校を経て、東京の、東京家政学院に進学した。卒業後、南満洲鉄道（通称「満鉄」）に勤める京都の名家の方と結婚し、満洲の奉天に渡った。

一九四五年の敗戦直前、夫は召集され、美智子は、満鉄の召集留守家族の避難先になっていた熊岳城で、敗戦を迎えた。そして苦難の末、一九四六年七月、二人の幼い娘を抱えて玉名の生家に引揚げる。夫の戦死を知らせる公報を受取るのは、それから三年後のことであった。

たまたま耳にした古川の法話に胸を打たれた美智子は、古川と三年間の交際を経て、一九五二年に結婚する。古川はそれを機に、佐賀の寺を父に委ね、温泉旅館を営んでいた玉名の美智子の実家に、居を移した。そして教誨師になったのは、その年の秋のことであった。

翌年から死刑確定囚教誨師を務めることになり、そこで出会ったのが、死刑確定囚として福岡拘置所に入れられていた西と石井であった。

古川は、二人の無実・誤判の訴えを聴いても、「当時、私は、冤罪死刑囚がいる、などということは、とても信じられなかったのです」と認めているように、二人が冤罪死刑囚であるという確信に至るには、八年もの歳月を要した。

一九六一年、古川は、「一億もの人間がいるのだ、無実の死刑囚を孤立させてはならない」と、ついに二人の再審運動に立ち上がった。

NGOやNPOはおろか、「ヴォランティア」という言葉もなかった時代である。すべて手弁当であった。古川は後に「私は一家八人の生計を支えている身の上であることも忘れ、自らの無力も忘れて、再審運動にとび込んだのでした。何の背景もなく、財政的な支援もなく、ただ、一人の隣人として、止むに止まれぬ思いで立ち上がったのですから、一家ぐるみでやるほかはなく、年若い娘までかり出して、街頭運動に立たせたのでした」（古川泰龍『白と黒との間―福岡誤殺事件―河出書房新社、一九六四年）と書くことになる。

収入の道がなくなった古川一家の生活は、次第に逼迫していった。

運動に奔走する古川に代わって一家の生計を支え、さらに運動資金の金策にも尽力したのが美智子だった。家財を手放し、先祖伝来の不動産もなくなり、旅館も廃業になった。それでも「他の人にできないなら、あなたがやるしかありません」と、悩む古川の背中を押し続けた。

「給食費も払えない、水道も止められることがたびたびありました。でも、なぜか家族は明るくて、温泉の湯使えばいいか、という調子でした。母は弱音をはかないし、父の悪口も一言も言いませんでした」と、四女のさゆりは語る。

一九六二年三月、「神戸大学塩尻公明教授の協力を仰ぎ、石井健治郎の妹を同伴して三名で上京し、植木法務大臣（塩尻教授の学友）を訪問した。大臣はその日決済を迫られていた二人の死刑確定者に冤罪の疑いがあると聞き、慄然とした。西・石井の運命が『風前のともし火』で

あることを思い知らされた。一刻も早く唯一残されている再審請求に当たらなければと、急ぎ東京を発った」（古川泰龍「叫びたし寒満月の割れるほど」法蔵館、一九九一年）。

翌年、古川の再審活動は教誨師の任務を逸脱しているとして、福岡刑務所長から、教誨師の辞任を迫られた。古川は辞任を拒否したが、その問題が参議院法務委員会できりあげられた。その後は極度の制限を受けながらも、西・石井との交流を確保したという。

古川は、困難な状況のなか、二年間にわたって西・石井との面会や文通、事件の現地調査、共犯者や関係者からの聴き取りをして、福岡事件が冤罪であることを明らかにするために、「いつ処刑されるかわからない、その処刑を恐れ、焦燥しつつ」執筆活動に取り組んだ。

神戸大学塩尻公明教授の助力、朝日新聞の犬塚堯（タカ）記者らの支援を得て、一九六三年に、原稿用紙二〇〇枚に及ぶ『真相究明書』を、半年で書きあげた。

この『真相究明書』は、高裁判決や各被告人の証言の真偽を綿密に検証し、また、西と石井の人間性を詳細に伝えることで、福岡事件における捜査、公判の不当性を明らかにするものだった。古川は、托鉢で集めた浄財などでガリ版謄写印刷で三〇〇部出版（コスモス社、一九六三年）し、法務大臣が替わる度に、これに助命嘆願書を添えて、西・石井の死刑執行を阻止するために送り続けた。

当時の死刑執行数は、死刑判決数の、ほぼ半数に及んでおり、死刑確定から執行まで平均三年前後、長くて五〜六年といわれていた。古川のこの運動はその始まりから時間との闘いであった。西と石井は、逃れがたい孤独と怒り、焦燥の日々を獄中で過ごしていた。西は写経と仏画に

没頭し、俳句を詠み、石井は小鳥を飼い、点字翻訳に励みながら、無実・誤判を叫び続けた。古川家の子どもたちと西や石井の間に交流があり、長女の愛子(現尼僧龍桃)が、ある年、西の誕生日に、お祝いの電報を打った。そのお礼の手紙には、次のように書かれていた。

「思いも掛けず電報をもらい、号泣してしまいました。私にも愛ちゃんと同じ年頃の娘がいるので、娘からのものと錯覚してしまいました。私の誕生日を祝ってくださる方もあったのかと、泣けて泣けてしまいました。と同時に、忘れていた家庭での誕生日祝宴のことを思い出しました」。西には三人の子どもがいたが、妻子の将来を思い、逮捕後に離婚し、その後、交流もなかったという。

古川家に飛び込んできた連続殺人犯

一九六四年、正月二日、弁護士を名乗る男が、「再審運動に協力したいのだが」と言って古川の家を訪れた。この人物こそが佐木隆三の著書「復讐するは我にあり」の題材になり、今村昌平監督のメガホンで、同名の映画にもなった、連続殺人犯の西口彰だった。西口を演じた名優、緒方拳の迫真の演技を記憶している方も多いだらうか。

西口は、東京で老弁護士を殺害してバッジを奪い、弁護士になりすまして、運動資金が潤沢にあると思いきみ、古川家を訪ねたのである。逮捕されなければ、古川一家を殺して金品を奪うつもりだったという。

指名手配されていた西口の顔写真を小学校の行き帰りに見ていた三女り子が、その弁護士が西口であることを見抜き、一家の健闘によって、西口は逮捕された。「指名手配犯逮捕に大手柄」のおかげで、古川とその一家あげての再審運動が、一躍、全国に知られることになった。それによって、古川は、龐大な『真相究明書』を要約して書き下ろした『白と黒の間——福岡誤殺事件』（河出書房新社、一九六四年）を出版することができた。

その後、西口の長男と、るり子の文通が始まり、古川もまた、獄中の西口を支えた。西口は一九七〇年、刑を執行される際に、古川に、「先生、念仏を頼みます」と言い残したという。

神近市子と「死刑確定者再審特例法案」

西・石井の無実の叫び、古川の渾身の取り組みにもかかわらず、弁護団もなまの、五度にわたる再審請求(第一次「一九五六年七月」第五次「一九六五年七月」)は、すべて棄却された。

二人の死刑執行は、からくも阻止できたものの、展望のない闘いが続けられていた一九六四年、古川は、托鉢行脚の折に、唐津の甥のところへ寄っていた神近市子衆議院議員に出会う。

「古川師は、女性のように優しい顔立ちの人で(中略)、この人が、今のきりない社会悪の中を、仏の教えによって養われた貴重な一筋の感覚を生かしているのだと思って、私は、その静かな眼をみていた」。

古川から福岡事件のことを詳しく聞いた神近議員は、それでも、「まだ何とも納得できなかった」。

「古川さんたちは、鐘を叩いてお経を読んで歩いて、もう二十万人の署名を貰い、十円、五十円と喜捨した人は、何十万人になっているでしょう。(中略)これは「国民の声」の一つではありませんか。おばさま方には、古川さんの運動を加勢する義務はないのですか」(「領中ひんちゅうふる人々―福岡事件」『中央公論』一九六八・一〇)と、甥に檄を飛ばされ、帰京後すぐに、冤罪についての調査研究に着手した。

一九六八年四月、神近市子衆議院議員らが、「死刑確定者再審特例法案」を、議員立法として超党派で提案した(神近市子「死刑確定者再審特例法案について」『法律時報』一九六八・一〇)。この法案は、戦後の占領下の裁判で死刑判決を受けた、未執行の死刑囚について、当時は「開かずの門」と呼ばれていた再審の「狭き門」に特例を設け、冤罪・誤判の救済を図ろうとしたもので、GHQ占領下の日本の刑事裁判には、多くの問題が指摘されていたからだ。

しかし、自民党が反対に回り、法案は廃案になる。その後で政治的取引があったようだ。衆議院法務委員会理事会の秘密会で、西郷吉之助法務大臣が恩赦を約束するのとひきかえに、法案成立を断念するという確認がなされていた。これにしたがって、一九六九年七月、西郷法相は「占領下時代の死刑囚七人に個別恩赦を検討する」と表明した。

神近議員は記している。「私は再審法の制定を願って一生懸命に働いた。しかし法務関係では一切の常識が通らない。素人にはわかりにくい、第何条第何項というような、三百代言ふうな言葉を並べて、結局は、権力者に都合のいいような非常識がまかり通っているのだ」。

担当事務官から、「とりあえず、恩赦おんしよということと勘弁してただけませんか。つきましては、

それについて大臣声明がありますから、その決定のあとで大臣と握手をしてください。記念の写真をとりますから」。「私は、あきれかえった。おそらく再審の必要は、大臣も知っているのだろう。この大臣のハンコによって、死刑囚は処刑される。それを恩赦で逃げて、根本的に不当な裁判について、メスを入れまいとするのだ。これが政治というものなのだろうか」〔神近市子著作集〕第六卷、学術出版会、二〇〇八年）。

福岡事件では、西と石井が恩赦の候補となった。恩赦は、「罪を認めて、国が許す」ということであり、無実を主張している再審請求とは、大きくその意味が違うことではあるが、とにかく二人の命を助けるのが先決として、古川は、運動を恩赦実現へ向けて、さらに力を注いだ。一九六九年八月の恩赦出願のあと、古川はそれまでと同じく、精力的に上京して、法務省や国会を訪ねて恩赦の請願を重ねた。

無実を訴え続けた西武雄の死刑執行

一九七五年六月一七日、突然、西武雄に、「恩赦不相応」と「死刑執行」とが言い渡された。強盗殺人の共謀の事実を否定し、無実を訴え続けた、戦後はじめての死刑囚、西は、在獄二八年目の朝、処刑された（享年六〇歳）。「前日、あるいは数日前に告知し、身辺整理や親しい人との最後の別れをして死刑を執行する」という当時の慣行に従わず、告知から処刑まで、わずか一分余の死刑執行であった。

「遺骨も遺品も、古川先生に渡してください。先生の家に帰ります」「事實は、石井が知っている。石井に最後まで闘うよう伝えてくれ」との言葉を残し、西は、取り乱すことなく刑場に向かったという。

被害者二名の射殺を認めていた石井は、同日、恩赦決定が伝えられ、無期に減刑された。国会請願のために上京していた古川夫妻は、とつてかえし、福岡拘留所に駆けつけた。

一〇日後、小さな壺に納められた西の遺骨は、生命山・シュヴァイツァー寺（註）本堂に、安置され、七月六日、「福岡事件 無実死刑囚西武雄君運動葬」と名づけられて、とり行われた。西の戒名「超世願院生命山雪冤居士」に、古川の万感がこめられている。

〈叫びたし寒満月の割れるほど〉

獄窓の月に向かつて詠んだ西の無念は、痛いほど伝わってくる。

（注）この寺号は、一九六九年に古川泰龍が、故アルベルト・シュヴァイツァーの遺髪を託されたことに由来する。古川の命を救う雪冤運動はシュヴァイツァー博士の精神を受け継ぐもので、「生命への畏敬」の実践そのものだと言われたのである。古川は四年後、廃業の温泉旅館を、質素な東西交流・超宗派の仏教寺院として開山した。

古川一家の世界行脚

西の処刑は、古川にとって、自らの半身をもぎ取られんばかりの痛み、悲しみ、であったに

違いない。一年余り憔悴しきって、失われた体重は、二度と戻ることにはなかった。

古川はその後、「強制連行による奴隸的な労働でその生命を失った中国の人びとの慰霊碑建立」に尽力して、その法要を営み、南京大虐殺事件犠牲者の法要(仏教とキリスト教の合同)のため南京に赴いている。古川にとつて、強制連行や虐殺によって日々の平穩な暮らしと人間の尊厳を剥ぎとられた人びとも、西や石井と同じく、忘れ去ってはならない隣人であったのであろう。

一九八五年、カトリックの聖サベリオ宣教会のフランコ・ソットコルノラ神父(イタリア人)と出会い、宗教法人シユヴァイツァー寺カトリック別院創設。東西宗教交流の第一歩として、「歎異抄——最後の一人を救ったもの」(地湧社、一九八八年)を上梓、翌年、イタリア語版が発刊された。この出版を記念して、家族(泰龍・美智子・長女龍桃・四女さゆり・長男龍樹)で、欧州(英・伊)五〇日間の巡礼の旅に発ち、四月に、ローマ法王ヨハネ・パウロ二世に謁見した。また、ローマの聖トマス大学、ラテラン大学などに招かれ、諸宗教交流の講演をした縁で、聖エディオ共同体(カトリック信徒が組織する非営利団体)に巡り合い、それを機に、毎年、各地で開かれる、右共同体主催の世界宗教者平和会議での講演を、依頼されるようになる。巡礼の終わりに、東欧の片田舎でマザー・テレサにも出会った。

石井健治郎の釈放と死後再審請求

一九八九年、恩赦で減刑され、熊本刑務所に移されていた石井健治郎は、拘禁期間、四二年

七か月、七三歳で仮釈放され、シユヴァイツァー寺に身を寄せた。その後、老人ホームに移り住みながら、再審運動に全力を傾けた。

一九九四年、この運動がNHKの番組にとりあげられたことをきっかけに、八尋光秀弁護士をはじめとする、福岡事件再審弁護団が結成された。

さらに古川は、一九九八年、ルーマニアで開催された世界宗教者平和会議で、カトリックのシスター・ヘレン・ブレジャン（映画『デッドマン・ウォーキング』の原作者で、死刑廃止運動家）に出会った。その会議で講演した古川の、「死刑のない二十一世紀をめざして」の内容に強く共感したシスター・ヘレンは、古川の再審運動への全面的な協力を約束した。

これら新たな協力者を得て、古川は、死後再審を公表、残りの命をかける決意を固めたが、いよいよ再審が現実味を帯びてきた矢先の、二〇〇〇年八月、惜しくも古川は、八〇歳で入寂した。二〇〇五年五月、福岡事件の弁護団は、西の遺族、石井、Fらを請求人として、日本の裁判史上はじめての死刑執行後の再審請求に漕ぎつけた。西処刑のわずか一か月前の一九七五年五月、再審の門をゆるやかにした白鳥決定（疑わしきは、被告人の利益に）という刑事裁判の鉄則を、再審開始の可否にも適用されるべきとした）後、はじめての請求（第六次）であった。

美智子は、夫泰龍の遺影を抱き、来日したシスター・ヘレンに支えられて、福岡高裁に赴いた。二〇〇八年十一月、最後まで、「西君はなんも知らんとです。私が勝手にしたことですから」と訴え続け、「再審を勝ち取るまでは死ねない」とがんばった石井が、九一歳で亡くなった。

翌年三月、福岡高裁は再審請求を棄却し、同年十一月、最高裁判所も特別抗告を棄却した。

「福岡事件学生の会」誕生と、今後の展望

再審開始を求める新たな資料づくりが急がれた二〇〇六年に、九州大学法学部 内田博文教授（現 神戸学院大学法科大学院教授）の提案で、九州大学・久留米大学・西南学院大学の学生らおよそ一〇〇〇人が協力して、手書きの、読みにくい、福岡事件の裁判記録がデジタル化され、この作業をきっかけに、その調書をもとに模擬裁判を企画し、そこに集まったメンバーによって、〈福岡事件学生の会〉が誕生した。

現在は、神戸学院大学をはじめ、全国に輪が広がり、神奈川の関東学院大学宮本弘典ゼミの学生らも加わり、古川のガリ版謄写印刷の「真相究明書」や、西の獄中日記「死なぬ死刑囚」のデジタル化にも取組み、定期的に勉強会を開いている。また、毎年一回は、全国から学生がシュバイツァー寺に集い、ゼミ合宿を継続して開いている。

古川亡きあと、父の遺志を継いだ子どもたちはもとより、多くの支援者の精神的支柱となっていた美智子が、二〇一〇年十一月、九一歳で、夫の許に旅立った。

新婚旅行に、古川の講演先、鹿児島県の国立ハンセン療養施設・星塚敬愛園（奇しくも収監中の西武雄が梵鐘を贈った）を訪ね、はじめて入所者の苦しみを知って涙し、古川の、彼らに対する深い慈しみの心に接して、「この人のために、陰の力となり、一生を捧げよう」と誓った美智子、その誓いを、みごとに貫いた生涯であった。

現在は、幼少の頃から、福岡事件の再審運動を自らの歴史に刻んできた、古川龍樹、龍桃、

さゆり等が、「ごく自然に、それが当たり前だから」として、両親の遺志を継ぎ、再審の実現を目指して、活動を続けている。

一九六一年に始まったこの運動は、昨年（二〇一一年）、五〇年を迎えた。「冤罪で人の命が奪われる世の中であつてはならない」「福岡事件は過去の事ではない。傍観することはできない。傍観は、今も続く司法による最大の人権侵害に加担することになるからだ」と、学生たちの支援活動がさらに大きく広がり、生命山・シュヴァイツァー寺代表 古川龍樹を中心に、シンポジウムや講演会などを開いて、全国キャンペーンを展開した。

二〇一一年秋には、学生たちが入力した古川泰龍の「真相究明書」が復刊（矢澤昇治解説、花伝社）され、つづいて『冤罪・福岡事件——届かなかつた死刑囚の無実の叫び』（内田博文編著、現代人文社）も発刊された。また、十二月には、シュヴァイツァー寺に、西の句碑「叫びたし 寒満月の割れるほど」が、建立された。

シスター・ヘレンに励まされ、晩年に、書き始めた古川美智子の貴重な遺稿は、四女さゆりの整理により、近く上梓される予定で、イタリア語版の発刊計画も進められている。

（女性史研究者）

（追記）◇事件関係者の人名は、西さん、石井さん以外は、仮名・イニシャルで表記しました。ご遺族への配慮からです。文中、敬称は、略させていただきました。

◇事件の全貌、裁判の過程等については、紙幅の都合もあり、不本意ながら詳述ができません、必ずしも十全にご理解いただけない箇所もあります。ご寛恕を乞います。

1963(昭和38)年	4月 5月23日 7月	古川泰龍「真相究明書」脱稿 出版費を托鉢行脚によって募る 古川泰龍 教誨師辞任問題が参議院法務委員会で取り上げられる。福岡刑務所長が古川に教誨師辞任を迫ったことが契機 古川泰龍「真相究明書」出版
1964(昭和39)年	8月3日 11月28日	第3次再審請求 (西・石井) 請求棄却
1965(昭和40)年	5月28日 6月8日 7月5日	第4次再審請求 (西) 第5次再審請求 (石井) 請求棄却 (西)
1966(昭和41)年	4月19日	請求棄却 (石井)
1968(昭和43)年	4月	神近市子参議院議員「死刑囚再審特例法案」提案
1969(昭和44)年	7月8日 8月30日	西郷法務大臣が「再審特例法案」に代わり該当事件に関して恩赦を積極的に運用する旨言明 恩赦出願 (西・石井)
1975(昭和50)年	5月20日 6月6日 6月17日	最高裁 白鳥決定 恩赦不相応 (西) ※西には6月17日まで知らされなかった 死刑執行 (西) 恩赦無期に減刑 (石井)
1981(平成元年)	12月8日	仮釈放 (石井)
2000(平成12)年	8月25日	古川泰龍 入寂
2005(平成17)年	5月23日	第6次再審請求 (西継承人・石井・F)
2008平成(20)年	11月7日	石井健治郎 逝去
2009(平成21)年	3月31日 4月3日 11月24日	請求棄却 特別抗告申立 特別抗告棄却
2010(平成22)年	11月7日	古川美智子 逝去

本表は「福岡事件年表」(福岡事件学生の会作成)を参考にさせていただいた。



福岡事件年表

1945(昭和20)年	8月15日	太平洋戦争 敗戦
1946(昭和21)年	11月3日	日本国憲法公布
1947(昭和22)年	5月3日 5月20日 7月2日	日本国憲法施行 事件発生 第一審(福岡地裁) ・新憲法下での旧刑事訴訟法、及び応急措置法適用
1948(昭和23)年	2月27日	第一審判決 西 武雄・石井健治郎死刑 K懲役15年、H同6年、F・O同5年、M無罪
1949(昭和24)年	3月12日	控訴審(福岡高裁) ・刑訴法施行法第2条により、旧刑事訴訟法適用
1951(昭和26)年	4月30日	控訴棄却 即日上告
1952(昭和27)年	秋頃	古川泰龍 福岡刑務所の教誨師に就任
1953(昭和28)年	秋頃	古川泰龍 死刑確定囚教誨師になる
1956(昭和31)年	4月17日 7月27日 12月3日	上告棄却 第1次再審請求(石井) 請求棄却
1957(昭和32)年	6月3日 10月7日	第2次再審請求(石井) 請求棄却
1959(昭和34)年	8月10日	恩赦出願(石井)
1961(昭和36)年	春頃 11月17日	古川泰龍 福岡事件再審運動を決意 真相究明の調査開始 恩赦不詮議(石井)
1962(昭和37)年	3月 10月	古川泰龍・塩尻公明氏 植木法務大臣を訪問 【真相究明書】執筆開始

〈あごら〉は、人と人が出会うひろば――

思い悩んだとき、もっと豊かに生きたいとき、流れを変えたいとき……
心おきなく話し合える仲間がいる。――そんなひろばが、北海道から沖縄
まで、いつのまにか広がりました。

雑誌「あごら」を軸に、よりよい自分と社会を目指すゆるやかな連帯。
どの部門にも「長」は置かず、自分を変え、社会を変える――

「病床からでも参加できる運動」が、モットーです。

ハガキ・FAX・メール・電話でお申し込みください。

〈BOC〉の登録もどんどんど……

一九六〇年に生まれた〈BOCバンク・オブ・クリエイティブティ〉は、
〈創造力の銀行〉。あなたの創造力や特技、希望の報酬をご登録ください。
各国語翻訳・通訳・企画・調査・取材・編集・校正等の専門職のほか、どんな
〈創造力〉でも歓迎！ ただし、半年以上〈あごら〉会員の方に限ります。

連絡先

〒160-0022 東京都新宿区新宿一-九-四 中公ビル
電話 03-3354-3941 (代表) FAX 03-3354-9014
Eメール XLV05467@nifty.com #たてboc@mb.infoweb.ne.jp
ホームページ <http://homepage2.nifty.com/agora1/>

あごら 332号 「子どもの生存権」について考える

- 編集 あごら新宿 ●発行 2012年1月20日 ●印刷 藤田印刷(株)
 - 発行所 BOC出版部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル10F
 - TEL 03-3354-3941(代) ●FAX 03-3354-9014 ●E-mail XLV05467@nifty.com
 - 定価 本体1,500円+税 ●振替 00100-0-5264 BOCあごら編集部
-



9784893061898



1920036015009

ISBN978-4-89306-189-8
C0036 ¥1500E

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4
定価 本体1,500円+税

企画・編集・翻訳…
何でもご相談ください

創業1960年 —
女性専門職集団

BOC

各種プランニング

各種調査

取材・撮影・編集

校正・デザイン・レイアウト

各国語翻訳その他

男女共同参画の
BOCシニアも

スタートしました。

ベテランの知恵と経験を
お役立てください。

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4
☎03-3354-3941 FAX3354-9014
E-mail XLV05467@nifty.com

平和と平等を追求する
『あごら』近刊シリーズ

活躍する女性たち

原発をなくす！

「女の年金」を考える

サイレントマイノリティのBOC出版